

令和 6 年第 1 回定例会

九十九里町議会会議録

令和 6 年 3 月 1 日 開会

令和 6 年 3 月 15 日 閉会

九十九里町議会

令和6年第1回九十九里町議会定例会会議録

目 次

○招集告示	1
-------	---

第 1 号 (3月1日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定の件	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○一般質問	16
古 川 徹 君	16
松 井 由美子 君	27
善 塔 道 代 君	36
谷 川 優 子 君	53
○散会の宣告	67

第 2 号 (3月4日)

○議事日程	69
○出席議員	69
○欠席議員	69
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	69

○職務のため出席した者の職氏名	7 0
○開議の宣告	7 1
○議事日程の報告	7 1
○一般質問	7 1
阿 井 賢 一 君	7 1
鎗 田 貴 俊 君	7 7
小 川 浩 安 君	9 0
○散会の宣告	9 6

第 3 号 （3月5日）

○議事日程	9 9
○出席議員	1 0 0
○欠席議員	1 0 0
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 0
○職務のため出席した者の職氏名	1 0 1
○開議の宣告	1 0 2
○議事日程の報告	1 0 2
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 2
・議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて	
○議案第10号から議案第16号までの上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 3
・議案第10号 令和5年度九十九里町一般会計補正予算（第9号）	
・議案第11号 令和5年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第3号）	
・議案第12号 令和5年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	
・議案第13号 令和5年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
・議案第14号 令和5年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第3号）	
・議案第15号 令和5年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）	
・議案第16号 令和5年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第2号）	
○議案第17号及び議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 8
・議案第17号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	

・議案第 18 号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	
○議案第 19 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 9
・議案第 19 号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第 20 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 0
・議案第 20 号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	
○議案第 21 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 1
・議案第 21 号 九十九里町ガス企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	
○議案第 22 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 2
・議案第 22 号 九十九里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第 23 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 4
・議案第 23 号 九十九里町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の 制定について	
○議案第 24 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 6
・議案第 24 号 公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制 定について	
○議案第 25 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 6
・議案第 25 号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につ いて	
○議案第 26 号及び議案第 27 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 8
・議案第 26 号 九十九里町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を 改正する条例の制定について	
・議案第 27 号 九十九里町町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	
○議案第 28 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 0
・議案第 28 号 普通財産の無償貸付について	
○議案第 29 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 4

・議案第 29 号 普通財産の減額貸付について	
○議案第 30 号の上程、説明、質疑、討論、採決	140
・議案第 30 号 九十九里町道路線の変更について	
○議案第 31 号の上程、説明、質疑、討論、採決	140
・議案第 31 号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて	
○散会の宣告	142

第 4 号 (3月6日)

○議事日程	143
○出席議員	143
○欠席議員	143
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	143
○職務のため出席した者の職氏名	144
○開議の宣告	145
○議事日程の報告	145
○議案第 2 号から議案第 9 号までの上程、説明	145
・議案第 2 号 令和 6 年度九十九里町一般会計予算	
・議案第 3 号 令和 6 年度九十九里町給食事業特別会計予算	
・議案第 4 号 令和 6 年度九十九里町国民健康保険特別会計予算	
・議案第 5 号 令和 6 年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算	
・議案第 6 号 令和 6 年度九十九里町介護保険特別会計予算	
・議案第 7 号 令和 6 年度九十九里町病院事業特別会計予算	
・議案第 8 号 令和 6 年度九十九里町農業集落排水事業会計予算	
・議案第 9 号 令和 6 年度九十九里町ガス事業会計予算	
○休会の件	146
○散会の宣告	146

第 5 号 (3月15日)

○議事日程	149
○出席議員	149

○欠席議員	1 5 0
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 5 0
○職務のため出席した者の職氏名	1 5 0
○開議の宣告	1 5 1
○議事日程の報告	1 5 1
○諸般の報告	1 5 1
○議案第 2 号から議案第 9 号までの質疑、討論、採決	1 5 1
・議案第 2 号 令和 6 年度九十九里町一般会計予算	
・議案第 3 号 令和 6 年度九十九里町給食事業特別会計予算	
・議案第 4 号 令和 6 年度九十九里町国民健康保険特別会計予算	
・議案第 5 号 令和 6 年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算	
・議案第 6 号 令和 6 年度九十九里町介護保険特別会計予算	
・議案第 7 号 令和 6 年度九十九里町病院事業特別会計予算	
・議案第 8 号 令和 6 年度九十九里町農業集落排水事業会計予算	
・議案第 9 号 令和 6 年度九十九里町ガス事業会計予算	
○九十九里町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	1 8 1
○陳情第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 2
・陳情第 1 号 带状疱疹予防接種費用の助成を求める陳情書	
○日程の追加	1 8 5
○議案第 3 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 5
・議案第 3 2 号 令和 5 年度九十九里町一般会計補正予算（第 1 0 号）	
○議案第 3 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 6
・議案第 3 3 号 東金市道路線の認定の承諾について	
○議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 7
・議案第 3 4 号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについて	
○教育長退任の挨拶	1 8 9
○日程の追加	1 9 1
○議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 1
・議案第 3 5 号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて	
○閉会の宣告	1 9 4

○署名議員.....	1 9 5
------------	-------

令和 6 年第 1 回九十九里町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 2 月 7 日

九十九里町長 浅 岡 厚

1 期 日 令和 6 年 3 月 1 日

2 場 所 九十九里町議会議場

令和 6 年第 1 回九十九里町議会定例会会議録（第 1 号）

令和 6 年 3 月 1 日（金曜日）

令和6年第1回九十九里町議会定例会

議事日程（第1号）

令和6年3月1日（金）午前9時39分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

出席議員（14名）

1 番	小野谷 元 伸 君	2 番	阿 井 賢 一 君
3 番	松 井 由美子 君	4 番	西 村 み ほ 君
5 番	小 川 浩 安 君	6 番	原 田 教 光 君
7 番	鐘 田 貴 俊 君	8 番	中 村 義 則 君
9 番	古 川 徹 君	10 番	内 山 菊 敏 君
11 番	善 塔 道 代 君	12 番	細 田 一 男 君
13 番	高 橋 功 君	14 番	谷 川 優 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	浅 岡 厚 君	教 育 長	藤 代 賢 司 君
総 務 課 長	篠 崎 英 行 君	企画政策課長	羽 斗 伸 一 君
財 政 課 長	鈴 木 桂 君	税 務 課 長	川 島 常 嗣 君
住 民 課 長	鵜 澤 康 子 君	健康福祉課長	鶴 岡 正 美 君
社会福祉課長	古 川 紀 行 君	農林水産課長	篠 崎 肇 君

商工観光課長	古 関 保 君	まちづくり ま 課 長	作 田 延 保 君
会 計 管 理 者	小 森 克 彦 君	ガ ス 課 長	山 口 義 則 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	鍵 田 貴 賜 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	木 原 隆 行 君	書	記	鈴 木 克 奈 君
---------	-----------	---	---	-----------

◎開会及び開議の宣告

開 会 午前 9 時 3 9 分

○議 長（中村義則君） ただいまの出席議員数は全員です。

ただいまから令和 6 年第 1 回九十九里町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（中村義則君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長（中村義則君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

4 番 西 村 み ほ 君

1 2 番 細 田 一 男 君

を指名いたします。

◎日程第 2 会期決定の件

○議 長（中村義則君） 日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から15日までの15日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から15日までの15日間と決定いたしました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議 長（中村義則君） 日程第 3、諸般の報告をいたします。

本定例会の議案として、町長より議案第 1 号から議案第31号の送付があり、これを受理いたしました。

また、本日までに受理した陳情は、お手元に配付いたしました陳情文書表のとおり、文教

民生常任委員会に付託します。

次に、本定例会の説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は町長、浅岡厚君であります。また、町長より本定例会の説明者として委任した旨通知のあった者は、お手元に配付のとおりでありますので御了承願います。

次に、令和5年度第3回定期監査が2月8日に実施され、監査委員から定期監査結果の報告がありました。お手元に配付の印刷物によって御了承願います。

◎日程第4 行政報告

○議長（中村義則君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町長（浅岡 厚君） 皆さん、おはようございます。

令和6年第1回九十九里町議会定例会の開催に当たり、議員の皆様方全員の御出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚くお礼申し上げます。

本定例会において、令和6年度九十九里町一般会計及び特別会計予算案、各種条例案、また令和5年度各会計の補正予算案などについて御審議をお願いするところでございます。

それでは、令和6年第1回町議会臨時会以降の主な事業を御報告いたします。

2月11日、山武郡市民駅伝競走大会が山武市蓮沼スポーツプラザ周辺において行われました。各市町から選抜された小学生から社会人までの代表選手が全9区間、18.3kmにわたりたすきをつなぎました。選手の皆様の健闘をたたえとともに、応援くださいました皆様方に心より感謝申し上げます。

2月25日には、2024東金・九十九里波乗りハーフマラソンが開催されました。当日はあいにくの天気にもかかわらず、議員の皆様にも多数御出席いただき、出場選手に温かい御声援を賜りましたこと、この場をお借りしましてお礼申し上げます。本町ではペアの部が行われ、ふだん走ることのできない波乗り道路をコースとして、九十九里浜の雄大な景色を楽しんでいただくことができました。本町の魅力を肌で感じていただくよい機会になったものと思います。このようなイベントを通じて、交流人口の増大や地域の活性化に、これからも取り組んでまいります。

次に、今後の予定となりますが、3月は小・中学校の卒業式とこども園の卒園式が、4月

には入学式、入園式が予定されております。次代を担う子供たちの健やかな成長を願い、新たな門出をお祝いいたします。

加えて、3月31日には宮島池親水公園において九十九里桜フェスティバルが、4月29日の昭和の日には片貝中央海岸において海の安全を祈願する九十九里町海開き式が開催される予定です。本町の観光振興に寄与するイベントとなることを期待しております。

今後の各行事の実施に当たりましては、議員の皆様方のより一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、令和6年第1回九十九里町議会定例会に臨むに当たり、町政運営の基本的な考え方について私の所信の一端を申し述べさせていただきます。

初めに、国の状況でございますが、令和6年度の当初予算案には、一般会計の総額が112兆717億円で、過去最大であった令和5年度の当初予算と比較し、2兆3,095億円を下回るものの、2年連続で110兆円を超えて、過去2番目の規模となっております。

歳入では、税収が、定額減税に伴い所得税の減収が想定されるものの、企業業績は回復傾向にあることから、法人税の増収を見込み、令和5年度とほぼ同額の69兆6,080億円となっております。

一方、歳出では、社会保障費が、高齢化による給付の増加と、少子化対策の強化などにより、前年度より8,506億円増の37兆7,193億円と過去最大となっており、国債費についても1兆7,587億円増の27兆90億円で過去最大という状況でございます。このほか、予備費は、通常の予備費の5,000億円に加えて、令和6年度も原油価格・物価高騰対策分などとして1兆円を計上しております。

また、地方財政対策におきましては、社会保障費の増加が見込まれる中、住民ニーズに的確に応えつつ、子ども・子育て政策の強化など様々な行政課題に対し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税につきまして、令和5年度を3,060億円上回る18兆6,671億円が盛り込まれております。

次に、千葉県の令和6年度の当初予算案でございますが、基本目標の実現に向け取り組んできた施策を着実に進めるとともに、これまでの成果を踏まえてさらなる充実を図り、将来の千葉県の発展につなげていくこととして、一般会計の総額は、令和5年度と比較して894億2,500万円減の2兆1,077億円となっております。

歳入では、県税が、企業業績の堅調な推移により、法人二税が29億3,100万円の増額になるものの、一方で個人県民税が定額減税の影響などにより22億1,400万円の減、地方消費税

が輸入額の減少などにより149億9,600万円の減額となることから、全体では124億2,500万円減の9,185億1,200万円を見込んでいます。

また、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税については、地方財政計画の伸び率などを踏まえ、10億円減の2,530億円が計上されております。

県債については、建設地方債が191億6,800万円の増額となる一方、臨時財政対策債が240億円の減額となることから、全体では48億3,200万円減の1,406億3,900万円となっております。

歳出では、社会保障費が、引き続き高齢化の進展等に伴う介護給付費県負担金や後期高齢者医療給付費負担金の増などのほか、障害福祉サービス利用者の増加に伴い、障害者自立支援給付費負担金や障害児通所給付費負担金などが増加していることから、74億2,400万円増の3,562億7,100万円となっております。

一方で、その他消費的経費が、感染症対策経費で約1,130億円の減額となるほか、税関係交付金で約193億円の減額となることから、1,232億7,100万円減の7,122億1,000万円となっております。

また、県債残高は、臨時財政対策債の新規発行額が減少することから、724億円減の2兆8,716億円となる見込みでございます。

このような国、県の動向を受けての本町の令和6年度の当初予算案でございますが、令和6年度は第5次町総合計画が4年目となることから、引き続き計画の将来像実現に向けた施策を展開してまいります。

あわせて、「すべてはみんなの笑顔のために」を念頭に置き、「産業・経済」「福祉・医療」「子育て・教育」「防災・防犯」の諸課題に対し、課題解決に向けた取組を進めなければなりません。

このことから、多様化する町民ニーズに応える施策を展開する財源確保に努めるため、スクラップ・アンド・ビルドを一層推進し、選択と集中を図ることを予算編成方針といたしました。

また、令和5年10月に九十九里町長に就任して以来、次の4つの理念を町政運営の基本的な考えとしております。

1つ目は「繁栄で活気と笑顔があふれるまちづくり」、2つ目は「健康で活力と笑顔があふれるまちづくり」、3つ目は「教育で知性と笑顔があふれるまちづくり」、4つ目は「安全で安心と笑顔があふれるまちづくり」でございます。

これらの理念を最重要事項として、明るい未来が想像できる事業の展開に向け、私が先頭に立ち、全職員と共に全力で取り組んでまいります。引き続き議員の皆様、住民の皆様の御理解と御協力をいただくようお願いを申し上げます。

続きまして、本定例会において審議いただく議案について御説明を申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、令和5年11月に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策において、物価高騰対応重点支援地方臨時交付金が盛り込まれ、この交付金を活用した事業を実施するための所要予算について、急施を要することから、令和6年2月9日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした令和5年度九十九里町一般会計補正予算（第8号）について、議会の承認を求めるものでございます。

議案第2号 令和6年度九十九里町一般会計予算についてでございます。

予算の総額を64億800万円とし、前年度と比較して4億7,300万円の増額予算となります。

初めに、歳入から御説明いたします。

町税は、賃金の上昇による給与所得の増額や新規償却資産の増により、対前年比2,389万4,000円増の14億3,370万円を見込んでおります。

歳入の根幹をなす地方交付税については、地方財政対策により対前年比3,000万円増の21億2,500万円を見込んでおります。

また、町の借金に当たります町債は、防災施設整備事業や学校施設建設事業などに伴い、対前年比2億8,330万円増の5億2,440万円を計上いたしました。

次に、歳出について御説明いたします。

歳出は、第5次九十九里町総合計画の「5つのまちづくりの目標」に基づき、新規事業と重点事業について申し上げます。

1つ目の「活力ある産業振興と賑わいのあるまちづくり」の予算額は2億7,586万円でございます。

将来性のある農漁業の振興に向けた取組として、農業関係では、新たに経営開始資金補助金を計上し、青年層の新規就農者を支援いたします。また、継続的な取組としては、真亀川左岸地域の湛水防除事業として現地調査を行い、排水対策計画を策定するほか、多面的機能支払交付金を増額し、農業・農村の持つ自然環境保全・景観形成等、機能の維持・発揮を図るとともに、農業従事者の担い手不足等、諸問題の対処を後押しするため、地域の共同活動を支援いたします。

水産業では、引き続き国及び千葉県と共に片貝漁港の整備及び維持を進めるほか、漁業の活性化に向け、ふるさと納税を活用し、漁業・遊漁船振興事業を実施いたします。

次に、地域資源を生かした観光の振興に向けた取組では、千葉県誕生150周年記念事業のフィナーレイベントが九十九里浜で実施されることに伴い、町独自の観光交流の促進策として「Tシャツアート展 i n 九十九里町」を開催するほか、観光資源を充実させるため、ビーチタワーの長寿命化を進めてまいります。また、令和5年度に引き続き「ビーチライフ i n 九十九里町2024」を開催し、九十九里浜の新たな活用による通年型ビーチの確立を図り、町の魅力度アップにつなげてまいります。

2つ目の「健やかに生き生きと暮らすまちづくり」の予算額は13億8,188万円を計上いたしました。

生活を通じた健康づくりを推進するため、再開された子宮頸がんワクチンなど各種ワクチンの積極的な接種を促進するとともに、救急医療・急性期医療を担う地域の中核病院である東千葉メディカルセンターが地域の皆様に対し安定的に医療を提供できるよう、引き続き看護師の養成を支援してまいります。

次に、安心して子供を産み育てられる環境づくりに向けた取組として、子供たちの教育・保育の充実を図るため、こども園での体育教室や英語教室の開催回数を増やすとともに、民間の豊富な経験と知見を活用した学童保育事業を実施いたします。また、児童手当について、所得制限の廃止や支給対象年齢の引上げなどの拡充をいたします。

支え合いと生きがいの地域づくりに向けては、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域共生社会の実現に向け、健康づくりや介護予防、障害福祉サービスの充実に努め、互いに助け合う環境づくりに絶え間なく取り組んでまいります。

3つ目の「安全・安心に快適に暮らすまちづくり」の予算額は13億5,784万円でございます。

災害に備える地域づくりに向けた取組として、自然災害に対する事前の備えを強化するために、備蓄品や防災資機材等を安全に保管できる防災備蓄倉庫と併せて、津波から一時避難できる施設を整備いたします。

次に、快適に暮らせる基盤づくりとして、住民の日常生活に密着した橋梁・道路補修事業及び排水施設管理事業を計画的に進めるとともに、増加する空き家等を起因とする諸問題に対応し、良好な生活環境の保全や空き家の利活用の促進を図るため、空家等対策計画を策定いたします。また、地区コミュニティ環境施設整備事業補助金を計上し、作田納屋及び栗生

納屋地区の公民館の整備を助成いたします。

移住・定住の促進では、移住者の住宅購入等への助成事業を継続するとともに、引き続き移住支援や結婚新生活支援を実施し、人口減少対策に取り組んでまいります。

自然環境を守る地域づくりに向け、家庭における地球温暖化対策を図るため、住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金を増額し、脱炭素社会を推進するとともに、九十九里沖海域の地域資源を活用した洋上風力発電事業の早期実現に努めてまいります。

4つ目の「生きる力と豊かな心を育むまちづくり」の予算額は4億7,203万円といたしました。

子供たちの生きる力を育む取組として、町の将来を担う子供たちの教育環境の充実を図るため、学校再編に係る新校舎の具体的なイメージを明確にする基本設計を策定いたします。

次に、多様な学習機会の充実では、千葉工業大学に御協力をいただき、くじゅうくりみらいリーダー育成事業を展開し、児童・生徒の科学的好奇心の向上に努めるほか、東金・九十九里波乗りハーフマラソンを継続開催し、スポーツによる交流を促進し、本町の文化や観光等の魅力を発信してまいります。

5つ目の「ともに生きるつながりのまちづくり」の予算額は10億6,578万円でございます。

ふるさと納税を推進するとともに、九十九里ブランドの確立に努めることで、地域産品の価値を高め、地域経済の活性化や未来へつながるまちづくりに取り組んでまいります。また、住民と行政が力を合わせた協働のまちづくりを推進するとともに、効率的で効果的な行財政運営に基づく計画的なまちづくりを展開するため、第5次九十九里町総合計画の後期基本計画を策定いたします。

これら5項目の予算額と職員給与費や内部管理経費等の予算を合わせまして、一般会計予算の総額は64億800万円となります。

議案第3号 令和6年度九十九里町給食事業特別会計予算についてでございますが、給食事業につきましては、成長期にある児童・生徒の心身の健やかな成長を願い、安全・安心な学校給食の提供に努めてまいります。予算の総額は1億4,500万円で、前年度と比較して500万円、3.6%増額の予算といたしました。増額の主な要因は、備品の更新・施設内修繕工事など施設管理費の増額によるものでございます。

議案第4号 令和6年度九十九里町国民健康保険特別会計予算についてでございますが、国民健康保険制度は、千葉県が財政運営の主体となり国保運営の中心的役割を担っています。町は地域の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施していくための予算編成としています。

予算の総額は21億2,000万円で、前年度と比較して5,100万円、2.3%減額の予算といたしました。減額の主な要因は、被保険者数の減少による療養給付費及び国民健康保険事業費納付金の減額によるものでございます。

議案第5号 令和6年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算についてでございますが、後期高齢者医療制度は、県内全ての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合が保険者となり運営を行っています。町では高齢化による健康課題も多くなる中、健康保持増進を目的として、安心して医療を受けられる予算編成としております。予算の総額は2億8,000万円で、前年度と比較して2,700万円、10.7%増額の予算といたしました。増額の主な要因は、団塊世代の後期高齢者医療保険への移行に伴う被保険者数の増加による広域連合への納付金の増額によるものでございます。

議案第6号 令和6年度九十九里町介護保険特別会計予算についてでございますが、本町の高齢化率は40%を超え、増加傾向で推移しています。今後、高齢化が進む中で、高齢者が住み慣れた地域で健やかに安心して暮らすことができるよう、自立支援や介護予防・重度化防止の取組を進めるための予算編成といたしました。予算の総額は20億600万円で、前年度と比較して6,900万円、3.6%増額の予算といたしました。増額の主な要因は、施設系サービス利用者数の増加に伴う介護サービス給付費の増額によるものでございます。

議案第7号 令和6年度九十九里町病院事業特別会計予算についてでございますが、東千葉メディカルセンターにつきましては、千葉県、千葉大学医学部附属病院、設立団体である本町と東金市が連携して経営の健全化に取り組んでいるところでございます。予算の総額は3億3,900万円で、前年度と比較して3,632万5,000円、12%増額の予算といたしました。増額の主な要因は、運営費負担金が、開院直後の前倒し増額交付分の減額調整期間終了により、地方独立行政法人東金九十九里地域医療センターの第4期中期目標に基づく実質負担分を計上したことによるものでございます。

議案第8号 令和6年度九十九里町農業集落排水事業会計予算についてでございますが、収益的収入の総額は、施設使用料や一般会計からの補助金を含め1億4,896万9,000円を見込んでおります。収益的支出の総額は、処理場の維持管理に係る業務費や減価償却費、企業債の利息を含め1億5,319万5,000円となります。

次に、資本金収入につきましては1億547万2,000円で、主なものは一般会計からの補助金と企業債でございます。資本金支出の総額は1億925万7,000円で、企業債償還金8,079万4,000円のほか、処理施設等の修繕費2,846万3,000円となります。

議案第9号 令和6年度九十九里町ガス事業会計予算についてでございますが、収益的収入の総額は3億9,915万3,000円を見込んでおり、主なものはガス売上料金3億2,445万9,000円、屋内管工事等の受注工事収益1,493万2,000円、電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金の779万2,000円を計上しております。

収益的支出の総額は、ガス購入費1億2,943万7,000円を含めたガス事業の維持管理に係る経費で3億9,661万4,000円を見込んでおります。

次に、資本的収入につきましては、工事負担金11万円を計上しております。資本的支出の総額は4,293万9,000円で、主なものは導管工事2,160万4,000円、機械装置1,729万4,000円の支出を見込んでおります。

資本的収入に対し不足する額4,282万9,000円につきましては、内部留保資金などを充てることとしております。

議案第10号 令和5年度九十九里町一般会計補正予算（第9号）についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億404万円を追加し、予算の総額を68億3,723万円とするものでございます。補正の主な内容は、新庁舎建設の取組として庁舎建設基金積立金7,000万1,000円、ふるさと納税の増額に伴うふるさと納税業務委託料1,425万円及びいわしの町「九十九里」応援基金積立金1,500万2,000円、学校施設整備に向けた取組として学校施設整備基金積立金5,000万円を増額いたします。

一方、町有バスにつきましては、新規車両の受注が再開されないため、3,270万円を減額いたします。また、年度内の事業完了が見込めないことによる課税事務管理費など7事業の繰越明許費の補正及び事業費の確定などによる漁港整備事業など2事業の地方債の補正を行うものでございます。

議案第11号 令和5年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ266万1,000円を減額し、予算の総額を1億3,769万1,000円とするものでございます。補正の内容は、職員の給与改定及び給食費の無償化に伴うシステム改修委託料、光熱水費を減額するものでございます。

議案第12号 令和5年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ319万9,000円を減額し、予算の総額を22億876万9,000円とするものでございます。補正の主な内容は、被保険者数の減少に伴い保険税収入及び繰入金を減額し、また、これらの減額に伴い不足する歳入について、国民健康保険会計基金を取り崩し、繰り入れるものでございます。

議案第13号 令和5年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ116万7,000円を追加し、予算の総額を2億5,707万6,000円とするものでございます。補正の主な内容は、被保険者数の増加に伴い保険料収入と広域連合納付金を増額するものでございます。

議案第14号 令和5年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ821万円を追加し、予算の総額を20億4,678万4,000円とするものでございます。補正の主な内容は、令和6年4月の介護保険制度改正に伴うシステム改修費を増額し、その財源として国庫補助金及び一般会計繰入金を増額するものでございます。

議案第15号 令和5年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定の農業集落排水事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額から588万3,000円を減額し、収益的支出の予定額から586万8,000円を減額するものでございます。補正の主な内容は、令和5年度事業の決算見込みによる業務費不用額の減額及び職員の給与改定によるものでございます。

議案第16号 令和5年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第2号）についてでございますが、既定のガス事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を減額するもので、補正の内容は、電気・ガス価格激変緩和対策事業補助金の期間の延長及び職員の給与改定等によるものでございます。

議案第17号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第18号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、千葉県人事委員会勧告に準じて、一般職の職員の期末手当の支給割合を引き上げることに伴い、特別職及び議会議員についても一般職の職員に準じて改定するため、これら条例の一部を改正するものでございます。

議案第19号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、令和5年8月の人事院勧告及び令和5年10月の千葉県人事委員会勧告に準じて給料表を改定し、一般職の職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を引き上げるため、これらの一部を改正するものでございます。

議案第20号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、令和5年8月の人事院勧告及び令和5年10月の千葉県人事委員会勧告に

準じて実施する一般職の職員の給料表の改定を踏まえ、会計年度任用職員についても一般職の職員に準じた改定を行い、また、地方自治法の改正により令和6年4月1日から会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となることから、併せて本条例の一部を改正するものでございます。

議案第21号 九十九里町ガス企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、ガス事業法及び会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第22号 九十九里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料率等を改定するため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第23号 九十九里町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、マイナンバーの利用範囲の拡大及び情報連携に係る規定の見直しへの対応並びに町独自利用事務の開始に当たり、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第24号 公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、九十九里町立作田農業振興センターの解体撤去に伴い本条例の一部を改正するものでございます。

議案第25号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、医療の高度化や被保険者の高齢化による医療費の増加に対し、国民健康保険の安定的な運営を確保するため、保険税率を改定する必要があることから、本条例の一部を改正するものでございます。

議案第26号 九十九里町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第27号 九十九里町町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化が行われ、「接近禁止命令」等の用語が法において定められたことにより、当該用語に係る規定を引用しているこれらの条例の一部を改正するものでございます。

議案第28号 普通財産の無償貸付についてでございますが、旧豊海保育所を活用し、地元雇用の創出や地域ブランド力の向上を図るため、株式会社BRAND AND CONSULTING AGENCYに

対し令和6年4月1日から5年間、財産を無償貸付けすることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第29号 普通財産の減額貸付についてでございます。

施設の有効活用と地域活性化を図るため、光太陽農園合同会社に対し令和6年4月1日から5年間財産を減額貸付けすることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第30号 九十九里町道路線の変更についてでございますが、広域営農団地農道整備事業における作田川架橋箇所は、河川中央が東金市との行政境界であり、橋梁を一体的に管理するため、行政区域を越えて町道認定する必要があることから、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第31号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてでございますが、教育委員会委員の石田米子氏が令和5年12月21日をもって任期満了となりましたので、新たに齋正美恵子氏を教育委員会委員に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

以上が議案の概要でございます。詳細につきましては担当者から説明いたさせますので、何とぞ慎重に御審議いただき、原案のとおり御賛同いただきますようお願い申し上げまして、御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中村義則君） 暫時休憩します。

再開は10時45分です。

（午前10時27分）

○議長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時43分）

◎日程第5 一般質問

○議長（中村義則君） 日程第5、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、9番、古川徹君。

（9番 古川 徹君 登壇）

○9番（古川 徹君） 9番、古川徹です。

議長の承認をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

初めに、さきに発生した能登半島地震、貴い命を亡くされた方々に心から哀悼の意をささげますとともに、けがや、大事な家屋を失い避難生活を余儀なくされている方々へのお見舞いと、一日も早い復興と平穏な日々を過ごせるよう心より願います。

自然災害、いつ発生することか予測もつきません。ここ数日間、この地域でも強い揺れを感じるような地震も起きているわけでございます。明日は我が身の思いで、町も対策を万全にしていかなければなりません。

そのようなことから、今議会の1点目に取り上げました災害対策について、①片貝海岸防潮堤の強化として、コンクリート被覆の進捗状況と工事計画についてお聞きします。

2点目に、片貝海岸防潮堤の階段に手すりの設置もお願いしていますが、設置計画はどうなっているのかお聞きします。

3点目に、避難タワーの設置計画については、住民への説明や意向にも沿って進められているのかをお聞きいたします。

大項目2点目に、東千葉メディカルセンターについては、開院から10年目になるわけですが、計画時に示された設立団体実質負担金額、本町と東金市で10年間の負担金額26億5,000万円以内の金額で、当時は1円たりとも負担金額は上回ることはない計画というか、そのような確約で進められました。我々議会も、その確約ができるのであればとのことで病院事業を承認した記憶がございます。

そこでお聞きしますが、1点目、開院から10年間の設立団体の実質負担金についてお聞きします。

2点目、経営状況は赤字が続き、県の追加支援金や国のコロナ関連の補助金により黒字となっているが、今後の運営の見通しはどうなのでしょう。

3点目に、現在のキャッシュフローの金額についてお聞きします。

4点目、今後の病院運営で、経営基盤を安定的に進めていくにはどうなのでしょう。

5点目、近隣関係自治体からの財政負担や、三次救急分などの包括的な財政支援制度を県に求めることについてはどうお考えでしょうか。

6点目に、不祥事に係る不適切な給与返還金や委託業者への賠償金請求はどのようなになっているのでしょうか。

以上につきまして質問とし、再質問は自席にて行いますので、納得のできる明快な御答弁

をお願いいたします。

○議 長（中村義則君） 古川徹議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） 古川徹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、災害対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の片貝海岸防潮堤の強化として、コンクリート被覆の進捗状況と工事計画についての御質問ですが、まず初めに、工事計画について、防潮堤を管理している千葉県では、復興事業で整備した土堤構造の海岸堤防を粘り強い構造、いわゆるコンクリートで被覆することで、設計津波高を超える津波に対して浸水被害の軽減や住民避難の手助けをすることを目的に、旭市から白子町までの区間約12kmを令和3年度から10年の事業期間で整備することとしております。また、本町の事業区間としては、片貝海岸のみならず不動堂海岸までの約4.8kmを施工することになっております。

次に、進捗状況については、令和3年度から4年度にかけて、片貝海岸北側から230mが施工され、今年度も継続して乗り入れ部を含め75mの工事が実施されているところでございます。

2点目の片貝海岸防潮堤の階段に手すりの設置もお願いしていますが、設置計画はどうかとの御質問ですが、片貝海岸のみならず九十九里町の海岸には多くの来遊客が訪れ、海岸へのアクセスとして階段を利用しておりますが、海岸特有の強風や堆砂などによる転倒の危険性が高いことから、堤防のコンクリート被覆と併せて階段に手すりの設置を千葉県に要望してまいりました。千葉県によりますと、囲み堤防部への手すりの設置は完了したとのことでございます。今後、残りの階段部については、堤防のコンクリート被覆と併せ早期に整備するよう引き続き協議してまいります。

3点目の避難タワーの設置計画については、住民への説明や意向にも沿って進められているのかとの御質問ですが、現在、津波発生時に逃げ遅れた方のために、一時避難場所として作田、豊海地区に津波避難タワーの建設を計画しております。また、片貝地区においては、備蓄品や防災資機材等を円滑に輸送でき、かつ安全に保管できる防災備蓄倉庫に津波から一時避難できる施設を併設する計画で進めております。

なお、本計画を進めるに当たりましては、関係機関や地区役員への説明並びに意見を伺っております。今後も関係者からの説明会の要望がございましたら、協議の上、実施してまい

ります。

次に、東千葉メディカルセンターについての御質問についてお答えいたします。

1点目の開院から10年間の設立団体実質負担金についての御質問ですが、設立団体が負担する実質負担金については、旧成東病院への負担金を基準とした10年間で26億5,000万円以内としております。令和5年度までの10年間の実質負担金の見込額は8,000万円減の約25億7,000万円で、交付基準内に収まる見込みとなっております。

2点目の経営状況は赤字が続き、県の追加支援金や国のコロナ関連の補助金により黒字となっているが、今後の運営の見通しはとの御質問ですが、令和5年度の上半期までの経営状況は、収支の差引損益が約7億5,000万円のマイナスという非常に厳しい状況でありましたが、これは業務監査の指摘事項による勘定科目の仕分の変更などの影響によるものと聞いており、昨年度までと同様の会計処理をした場合、コロナ禍前と比較すると、経営状況は改善していると伺っております。

3点目の現在のキャッシュフローの金額はとの御質問ですが、令和5年12月末時点において約55億7,800万円とのことでございます。

4点目の今後の病院運営で経営基盤を安定的に進めるにはとの御質問ですが、法人では、第4期中期計画に基づき収益確保と費用合理化の方策に取り組んでいるところでございます。また、今年度中に公立病院経営強化プランを策定し、医療の役割分担と連携を進め、経営体制の強化を図るとしております。町としましては、この2つの計画に沿った安定した経営基盤の確立に向けた取組に注視するとともに、法人や東金市と東千葉メディカルセンターの収益確保に向けた様々な方策を模索し、経営基盤の強化を図ってまいりたいと考えております。

5点目の近隣関係自治体からの財政負担や、三次救急分などの包括的な財政支援制度を県に求めることについての御質問ですが、町では、千葉県による財政的・人的支援の継続など、地域医療の実情を踏まえた支援等について、千葉県に対し毎年要望しております。具体的な内容としましては、関係自治体からの財政支援における千葉県の主導的な役割や政策医療に対する補助金制度の創設等でございます。今後も様々な機会を活用し、千葉県による、より適切な医療行政が執り行われるよう、引き続き設立団体として、東金市と共に千葉県に対し要望してまいります。

6点目の不祥事に係る不適切な給与返還金や、委託業者への賠償金請求はどうなっているのかとの御質問ですが、不適切な事案に関する警察の捜査は昨年で終了しており、刑事事件については結果として7名が逮捕され、全員に対して判決が下されております。このうち実

刑判決が下された２名が控訴しているため、終結したわけではございませんが、司法において一定の量刑が科されたということで、一つの区切りになったものと考えております。

また、民事事件については、訴訟提起のものや弁護士介入による和解対応など、それぞれの状況に応じ、時効により損害賠償の請求権が消滅しないよう、法人が弁護士を介し対応しているとの報告を受けております。

以上で古川徹議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長（中村義則君） ９番、古川徹君。

○９番（古川 徹君） 古川です。

それでは、片貝海岸の防潮堤のコンクリート被覆についての再質問をいたします。

これまで県では、年度で100mごとにコンクリート被覆工事を行っていく計画だと言われておりましたが、今町長が言われたように、今年度は75mの工事が行われている。

では、片貝海岸防潮堤のコンクリート被覆工事が完成するまではどの程度時間かかるのかお答えください。

○議 長（中村義則君） 暫時休憩いたします。

（午前１０時５９分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

（午前１１時００分）

○議 長（中村義則君） まちづくり課長、作田延保君。

○まちづくり課長（作田延保君） 事業の進捗状況についての御質問でございますが、片貝海岸は今年度事業を含め、これまで305mほど施工してまいりましたが、県といたしましては計画どおり、残りの管内海岸区域を対象といたしまして令和３年度から10年間、つまり令和12年度をめぐりとして事業を実施していくと聞いてございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） ９番、古川徹君。

○９番（古川 徹君） 古川です。

今の答弁ですと、県の示す計画では令和12年度をめぐりに事業を実施していくということを言われておりますよね。そのめぐりということが納得いかないんですよ。課長は、聞いてみて、めぐりということで納得いきますかね。その点については町として今後どのような対応、対策、

行動をお考えなのか再度お聞きします。

○議長（中村義則君） まちづくり課長、作田延保君。

○まちづくり課長（作田延保君） 今後の対応、対策についてでございますが、町といたしましては、浸水被害の軽減や住民避難の手助けが一日も早くコンクリート被覆がなされるよう県に対し強く要望していく考えでございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） ありがとうございます。課長から今、一日でも早くコンクリート被覆が完成できるよう強く要望をしていってくれるというような心強い御答弁をいただきました。

私も議長就任中は、県町村議会議長会において県に要望書を出しておりますし、また、地元選出の県議会議員、實川県議、そして小野崎県議にも、できる限り前倒しして進めていただけるようお願いをしておりますので、県は予算上のことをすぐ言われますが、前にもこれは申しましたが、東日本大震災の復興予算約44兆7,400億円のうち、予算計上したにもかかわらず不用額が出たのは6兆1,448億円あると昨年示されております。

片貝海岸防潮堤は見てのとおり、あの高さによる土塁の構造であるので、早期にコンクリート被覆を行わなければ、防潮堤となる土砂が押し流されて、二次災害を引き起こすようなことが考えられます。県の予算上厳しいのであれば、今ほど申した財源などを提案しながら、住民の生命と財産を守るため、行政からも引き続き強い要望活動をお願いいたします。

次に、片貝海岸防潮堤の階段に手すりの設置についての再質問を行います。

以前にお聞きした際に、順次設置していただくという要望のお話でした。先ほど、町長からコンクリート被覆工事に合わせて設置していただくというような御答弁をいただきましたが、たしか既設の階段の設置数は9か所から10か所ぐらい、課長、ありますか。その階段部分は、この後進められるこの防潮堤のコンクリート被覆工事において、この階段部分が新たな工事が必要になるのかお聞かせください。

○議長（中村義則君） まちづくり課長、作田延保君。

○まちづくり課長（作田延保君） 防潮堤のコンクリート被覆工事におきまして、階段部分につきましては今後の協議事項ということになりますので、新たな工事がなされるという話は聞いてございません。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 町として、観光面や何よりも防災面についても問題が生じているのではないのでしょうか。夏季シーズンと限らず年間通じて、夏季シーズンの海水浴場に御来遊に来るお客様、また、夏季シーズンに限らず年間通じてサーフィンをされる方々とかいるわけでございますよね。特に高齢者の方は手すりがないとあの階段には上れないなどの問題を、海の家の方々に相談が多く寄せられているそうです。階段の設置は既に設置されていて、追加工事がないのであれば、観光の面だけではなく、防災の面を考える上でも安心して御来遊していただくために、これもコンクリート被覆と同様に前倒しで進めていただくようお願いと、どうしても予算上、設置に時間がかかるのであれば、コンクリート被覆を端から順次進めるではなく、お伝えした点も考慮していただき、設置順位みたいなものをつけて要望していただきたく思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、避難タワーの設置計画、建設計画といえますか、さきまでにお聞きした点では、区長を通じて住民の意見や意向を考え、町の示す計画を進めてきたとお聞きしておりました。町長からも関係機関や地区役員への説明と御意見を伺ったとの答弁でしたが、それでは、今までに具体的にどのような形で住民の意見や意向をお聞きしてくれたのか、また、周知はどう考えているのか答弁をお願いいたします。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

住民の御意見、御意向につきましては、設置場所の自治区長に事前説明をさせていただいており、説明会開催の有無につきましても御確認をさせていただいております。また、周知につきましても、令和5年10月に開催いたしました合同防災訓練説明会の際に御出席をいただきました各自治区長様に計画の概要をお伝えさせていただいております。

以上です。

○議長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 今、課長から、各自治区長さんにはお話をいただいているんですかね、町内の全自治区長に。そうじゃないですよ。関係する自治区じゃなく、全区長にお話をいただいているということによろしいですか。今その辺の確認を取りたいと思います。

避難タワーの設置計画は住民の方々が知らないとのことも多く、行政で一生懸命考えて進めてくれていることも、設置してから、勝手に進めたとか、なぜ、あの場所にとか、そのような問題が後から出ないように、住民全ての意見や意向を聞いて進めることは大変難しいと

はと思いますが、例えば今ちょっと確認したんですけれども、各自治区長には周知したり、また、各自治区の回覧板などで区民に周知することや、また町のホームページ等で意見や意向なども聞きながらという形もできると思いますが、それについては課長、どうお考えでしょうか。答弁を求めます。

○議 長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

4月以降、自治区長様の異動もございますので、津波避難タワーの設置趣旨、それから概要につきまして、4月に予定されております九十九里町自治区連絡協議会総会において再度御説明をさせていただき、必要に応じて説明会の要請がございましたら改めて対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） ありがとうございます。

先ほど町長からも、避難タワーの建設に当たり要望などがあれば、説明会などを実施してくれるとのことでございます。今課長からもいただきましたので、その際にはよろしくお願いいたします。

令和7年度までとされている事業債、緊急防災減災事業債を活用し、この建設費の約7割の金額が交付税措置される見込みもありますが、残りの約3割の起債分は町民の血税で設置するわけでありますので、町民への周知や、住民を守るために設置するものでありますので、関係自治区民に御理解をいただけるよう進めていただくことをお願いいたします。

次に、東千葉メディカルセンターについての再質問になりますが、開院から10年で設立団体の真水分として示された26.5億円以内の約25億7,000万円の負担金で運営をされてきたということですね。そのうちの約25%前後に当たる九十九里町分だけの実質負担金額をお聞きします。

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） それでは、お答えさせていただきます。

本町からの実質負担金は10年間で約4億9,257万円となっております。平成26年度から平成30年度までの前半5年間の実質負担金は約4億4,072万円であり、実質負担分、全体の約89%となっております。令和元年度から令和5年度までの後半5年間の実質負担金は約5,185万円となる見込みであり、実質負担分全体の約11%でございます。後半5年間の実質

負担金が減少した要因は、開院当初に資金繰りの円滑化を目的とした前倒し交付を行ったことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） そうしますと、町負担分だけの金額でいうと10年間で4億9,257万円ということですね。

では、経営状況は徐々に改善が見られるものの、依然として赤字が続き、厳しい状況には変わりないと思います。町の財政状況も厳しい中、今後の運営の見通しについての再質問になりますが、今後の病院運営負担金は、年間で町分としてどの程度の負担金となるのか、答弁を求めます。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

設立団体が負担する運営費負担金につきましては、第4期中期目標に基づき、旧成東病院への負担金の額を基準とした年度当たり2億6,500万円の実質負担分を法人に交付する計画となっておりますので、町分としましては負担割合が24.5%前後であるため、年間約6,500万円となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 課長の今の答弁ですと、第4期中期目標というものがありましてね、それに基づいて令和7年度までの負担分は両自治体で2億6,500万円となっているので、また、町の負担金割合の24.5%前後の年間約6,500万円の負担になっていくような見込みだと、そういう形ですね。これは第4期中期目標の金額。その後は令和7年度まででしたかね、中期計画はね。今度は第5期とかに入っていくわけですから、負担金額が増えないようによろしくお願いします。

次に、現在のキャッシュフローの金額については55億7,800万円とのことですが、これから病院では数多くの医療機器などの更新時期などが見込まれ、多額の費用がかかると思います。今お聞きしたように、キャッシュフローの金額もある程度ありますので、すぐに病院運営に支障を来すようなことはないと思いますが、そこでお聞きしたいのは、今後の病院運営で経営基盤を安定的に進めていけるのかどうか。お聞きしたいのは、さらに負担金が増えることがないのか御答弁ください。

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

経営基盤を安定的に進めるには、第4期中期計画等に基づく収益の確保と費用の合理化が重要となるため、法人の取組を注視するとともに、評価委員会の意見等を参考にしながら、法人や東金市と東千葉メディカルセンターの収益確保に向けた様々な方策を模索し、経営基盤の安定化を図ってまいりたいと考えております。

また、医療機器などの更新等に関しましては、開院10年という節目を迎え、今後、設備であるとか、医療機器であるとか、そういったものの更新に対する備えというものが必要になってくるという課題は共有しているところでございます。町としましては、東千葉メディカルセンターが地域の中核病院としての機能を担うために必要となる医療機器等の整備については、経営基盤の安定化を図るためにも、設立団体として、地方独立行政法人法に基づき負担するものと認識をしております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 今、課長、地域の中核病院としての医療機器などの整備については、設立団体として、独立行政法人法に基づいて負担するものと認識しておりますと言われたと思います。

これまで、法人法の中では必要に応じ、要するに足りない分ですよ、は、設立団体が2分の1でしたっけ、負担が。そのようなことが考えられるわけですよ、もし最悪、足りなくなった場合には。設立団体がさらに2分の1分を負担しなきゃいけないようなことが考えられますよね。そのようなことがないように、できる限り、先ほど言ったようなキャッシュフローでの対応で進めていただくことと、先ほど町長から今年度中に公立病院経営強化プランを策定することや、医療の役割分担と連携を進め、経営体制の強化を図るとされております。町といたしましても、その取組をしっかり注視し、経営基盤の強化とともに、安心できる地域医療体制の提供をしていけるようお願いばかりでございます。これは要望です。質問ではありません。

次に、近隣関係自治体からの財政負担を求めることや、第三次救急病院では必ず赤字部分となる負担金額などの包括的な支援として、県に財政支援制度を求めることの再質問になりますけれども、町では、東金市とともに県に財政的・人的支援の継続として、地域医療の実情を踏まえた支援を求め、毎年要望しているということを先ほど町長は言われましたよね。

具体的には、関係自治体からの財政支援における県の主導的な役割とか、政策医療に対する補助金制度の創出などと答弁をいただきましたけれども、これは病院運営に関わる当初からの県の示す計画の中で、近隣自治体からの財政支援を求めることを、県が主導的になって役割を果たしてもらうことの要望なのか。それと、政策医療の補助金制度の創出も要望しているということでございますけれども、この要望はどの部分の補助金制度の創出を求めているのか。要望内容について、確認のため御答弁をください。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） それでは、お答えさせていただきます。

千葉県への要望内容でございますが、1点目として千葉県の保健医療計画に定められている二次保健医療圏における関係自治体、医療機関間の連携に係る財政的支援を含めた取決め等の構築について、千葉県が主体的に取り組むこと。そして2点目として、公立病院における不採算分野における救急等の政策的医療の提供に対する新たな補助金などの支援制度を創設すること。そして3点目として、現在、山武長生夷隅保健医療圏における救急医療の拠点病院としての役割を担っている東千葉メディカルセンターについて、累積赤字の取扱いや解消に向けた手だてなどについて共に考えるとともに、センターにおける人材の確保などに係る支援を継続すること。

以上となりますが、地域において、救急等の政策的医療の提供を行っている公的病院の経営の安定化等による地域医療体制の充実強化を図る上では、千葉県によるより適切な医療行政が執り行われる必要があると考えておりますので、引き続き東金市と共に千葉県に対し要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） では、関係自治体からの財政支援、財政負担を求めると、そのようなことを県が主導になって動いてもらおうと。そのようなことは、私は病院側の全員協議会の場合でも申し上げていて、そういったことを県のほうにも伝えてくれていると思うんですけども、町としても、行政としても、病院としても、病院の評価委員会としても、そういった要望を出していると思うんですけども、そういった要望を出しているにもかかわらず、県の動向ってどうなんでしょうか。私には、全くそのような動向はないんじゃないでしょうか、そういうようなところは見えませんよね。病院運営では、病院側は最善の取組を進め、赤字解消に努めてくれている。我々設立団体も、病院側に苦言を申しながら経営基盤の安定に向

けた取組を提言しております。このように、努力に努力を重ねても病院運営に支障を来すようなことがあるならば、やはりこれは県の包括的な支援をもって、県民の生命を守っていただけるように、そのような引き続き要望活動を行っていただくことをお願いいたします。

最後の不祥事に関わる給与返還については、先日の全員協議会にて病院側に直接お聞きしましたので、その点についてもしっかりと進めていただきたいと思います。そして、委託業者への賠償金の請求額については、提訴したのは今年の6月だったんですね。私はもう少し前のような気がしたもので、今回質問に上げたのですが、裁判というものはやはり2年くらいはかかってしまいますかね、裁判を起こすと結果が出るまでは。この賠償金請求額は3億4,000万強の金額でありますので、この件についてもしっかりと進めていただき、裁判の結果を見守りたいと思います。したがって、今回のこの件の再質問はございません。

以上で質問を終わりにいたします。本議会の質問に対し、町長をはじめ関係部局の御答弁、ありがとうございました。

○議 長（中村義則君） 暫時休憩します。

再開は午後1時です。

（午前11時28分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時57分）

○議 長（中村義則君） 順次発言を許します。

通告順により、3番、松井由美子君。

（3番 松井由美子君 登壇）

○3番（松井由美子君） 3番、松井です。よろしくお願いいたします。

議長のお許しをいただきましたので、令和6年3月定例議会において質問させていただきます。

初めに、1月1日に発生した能登半島地震で犠牲になられた方々の御冥福をお祈り申し上げるとともに、被害を受けた皆様に心からお見舞い申し上げます。発災後2か月がたちましたが、これ以上の被害が出ないことと、一日も早い復興を切に願っております。

本町からも2名の職員が被災地支援活動に参加されたと伺っております。劣悪な道路状況

で、いつ余震が発生するかもしれない危険な中での支援活動は、本当に大変なことであり、尊い活動に心から敬意を表するとともに感謝申し上げます。

自然災害は、いつ起こるか分かりません。そして、それは人の力で食い止めることはできません。しかし、日頃から災害に備え、家庭でできること、地域でできること、行政でできることを考え、準備し、災害に強いまちづくりをしていくことが、被害を最小限にとどめることにつながると思います。

それでは、安全・安心のまちづくり、快適に暮らせるまちづくりを目指す観点から質問をいたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

大項目 1、災害対策について。

1 点目に、一人暮らしの高齢者や障がい者の個別避難計画の進捗について伺います。

内閣府から、避難行動要支援者について、令和 3 年度から、おおむね令和 5 年度までに作成することを市町村に依頼されています。昨年 9 月に質問した際、今年 3 月までに作成されとの御回答をいただきました。現在の進捗状況をお聞かせください。

2 点目に、防災ガイドブックの活用について伺います。

町で作成された防災ガイドブックは、作成されてから約 8 年が経過しています。内容的には分かりやすく防災対策に役立つよいものですが、既に手元にない住民も多いと思います。防災意識が高まっている今、この機会に再発行などを御検討いただき、広く住民に周知すべきと考えますが、当局の見解を伺います。

3 点目に、防災ヘルプ機能付アプリの導入について伺います。

御存じのとおり、近年、全国各地で地震、大雨、巨大台風などが発生して、多くの被害が出ています。これを踏まえて、ここ数年、市町村単位で防災アプリを導入する事例が増えていきます。2022年の時点では約170の市町村で導入されているようで、これは更新され、現在も増え続けています。防災アプリに限らず、何かしらの公式アプリを配信している自治体となると 8 割を超えているという調査結果もあります。防災アプリの機能としては、防災情報の通知や避難所の情報、ハザードマップの確認など多岐にわたりますが、防災無線で聞こえない場所においても情報を確認することができます。

本町では、いつ津波が発生するかという不安が常にあります。そこで、本町でも防災アプリの導入をすべきだと思いますが、当局の見解を伺います。

4 点目に、自主防災組織の状況について伺います。

効果的な防災対策は、自助・共助・公助の 3 つがうまく連携することでなし得ることだと

言われております。災害が大きくなると被害者も多数発生し、公共施設も被害を受けて適切な対応ができにくくなります。このような事実から、住民の防災力向上のため、自主防災組織の役割は重要となります。そこで、本町の自主防災組織の状況について伺います。

続きまして、大項目2、空き家対策について。

町では移住・定住の対策として空き家バンク制度を導入しています。これは同時に、空き家対策にもつながると思います。導入から約8年経過しておりますが、物件の登録状況など空き家バンクの取組について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。再質問は自席にて行います。

○議長（中村義則君） 松井由美子議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町長（浅岡 厚君） 松井由美子議員の御質問に対するお答えをいたします。

初めに、災害対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の独り暮らしの高齢者や障がい者の個別避難計画の進捗についての御質問ですが、今年度、個別避難計画のモデルケース作成のため、防災、福祉部局で連携し作業を進めております。

現在の進捗状況でございますが、避難行動要支援者のうち、高齢者を対象としたモデルケースについては1件の作成が済んでおります。また、障がい者を対象としたモデルケースについては、作成に向け最終調整を行っており、今年度中の完成を予定しております。

2点目の防災ガイドブックの活用についての御質問ですが、現在の防災ガイドマップは平成27年度に作成し、全戸配布すると同時に町ホームページへも掲載し、住民の方々への防災対策の再確認に役立てております。

しかしながら、発刊から8年が経過し、社会情勢の変化に伴い、新たな避難方法も示されておりますことから、今後、より住民に分かりやすく、より活用しやすい内容への更新を考えております。

3点目の防災ヘルプ機能付アプリの導入についての御質問ですが、防災ヘルプ機能付アプリは、災害時の情報収集や家族・友人の安否確認、安全な避難経路の表示などができるツールであると認識しております。

また、同アプリは様々な種類のものが、それぞれの特徴を持った機能を有しておりますので、今後町といたしましても、検証しながら最適なアプリの導入を検討してまいります。

4点目の自主防災組織の状況についての御質問ですが、現在、自分たちの地域は自分たちで守るの理念の下、8つの自主防災組織が結成されており、令和6年度には新たに1組織が結成される予定となっております。

また、昨年7月に、組織同士の連携を図るため、九十九里町自主防災組織連絡協議会を設置し、各地区における課題や今後の活動方針等の意見交換を行っております。今後もより多くの自主防災組織の新規結成を推進してまいります。

次に、空き家対策についての御質問にお答えいたします。

空き家バンクの取組についての御質問ですが、本町では移住・定住促進施策として、平成28年度に空き家バンク制度を開始し、これまで14件の物件が登録されました。

移住希望者からは、より多くの物件から選択できるよう登録増加の要望をいただいておりますので、より一層の制度周知に取り組み、さらなる物件の登録に努めてまいります。

以上で、松井由美子議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 3番、松井です。

御答弁ありがとうございました。それでは、再質問いたします。

1点目、一人暮らしの高齢者や障がい者の個別避難計画について、今回の作成に当たり、どのような経過や手順で作成され、その際の高齢者からはどのような声がありましたか。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） それでは、お答えをさせていただきます。

今回、モデルケースとして作成するに当たりまして、国の指針に基づき作成の優先度を定め、地域における災害リスクの状況等を加味しながら、モデル地区作成対象者を選定いたしました。

作成の手法としましては、今回は町主導による地域調整会議を開催し、作成対象者本人と身近な関係者である家族、自治区長、民生委員、そして福祉職や地域の方々にお集まりをいただき、一緒に災害時の避難経路や避難に必要な支援などについて話し合いを行いながら作成をいたしました。

参加された作成対象者の本人からは、高齢であり、一人でいるときに災害が発生した場合、どのように避難したらよいのか不安に感じていたが、今日のように私の避難計画を地域の皆さんと一緒に考え、作成してくれたことがうれしいと話されておりました。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 3 番、松井由美子君。

○3 番（松井由美子君） 松井です。ありがとうございました。高齢者の方からうれしいとの声を聞かれ、よかったです。

障がい者については、作成に向け調整中と伺いました。遅れているのはどのような理由でしょうか。また、この3月中に作成するとの理解でよろしいでしょうか。

○議長（中村義則君） 社会福祉課長、古川紀行君。

○社会福祉課長（古川紀行君） お答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、障がい者を対象とした個別避難計画につきましては、現在も連絡調整している状況で、3月中の作成を予定しております。

作成に当たり、対象者の選定方法ですが、こちらは高齢者のほうと同じ手法でございます。

作成手法としましては、まず対象者の御家族へ電話連絡をし、個別避難計画作成の協力依頼をいたしました。その際、御家族から御協力いただけるとのことでございましたので、モデルケースとして進めたところでございます。

こちらの御家庭は、家族の方が作成のキーパーソンとなりますが、ふだんは仕事で自宅にいないとのことでしたので、郵便でのやり取りによる作成をお願いいたしました。対象世帯へ個別避難計画となる様式を送付し、必要事項を記入の上、御返送いただくという流れでお願いをしたところでございます。

現状は、こちらからの書類の郵送後、まだ返送がない状況でございますが、この間、何度か電話連絡させていただいており、3月末までの計画作成に向け、御協力を仰いでいるところでございます。

以上です。

○議長（中村義則君） 3 番、松井由美子君。

○3 番（松井由美子君） 松井です。ありがとうございました。やはり、こういった計画を作成するという事で、確かに御家族との調整など、作成に当たっては困難も多いこととは思いますが、引き続き積極的に作成、推進をお願いいたします。

次に、防災ガイドブックについて伺います。

更新を予定しているとのことですが、いつ頃を予定しておりますか。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） ただいまの御質問についてお答えをさせていただきます。

防災ガイドブックの更新につきましては、令和6年度中に新たなデータの収集などを行い

まして、令和7年度には新しい防災ガイドマップを全戸配布並びにウェブ版での掲載を計画しております。

以上です。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 松井です。令和7年度に配布予定ということでございますね。ぜひ、よろしくお願いいたします。

防災ガイドブック以外に、何か住民に役に立つ取組は考えていますか。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

町としまして、今、新たな取組といたしまして、本年4月より津波ハザードマップのウェブ版での運用を開始する予定でございます。このウェブ版での津波ハザードマップでは、10m級の大津波警報を想定した町内の浸水想定区域を表示しており、画面上の選択により南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝地震における津波浸水区域も表示することが可能となっております。また、あわせまして紙媒体でも全戸配布する予定でございますので、住民の方々の防災対策にお役立ていただければと考えております。

以上です。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 御答弁ありがとうございます。ぜひ住民の方々へ防災対策に役立つ情報の提供をお願いいたします。

次に、防災ヘルプ機能付アプリの導入についてですが、最適なアプリの導入を検討されているということですが、現段階で目指している導入時期などをお聞かせください。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

先ほどの町長答弁でもございましたとおり、同アプリは様々な種類のものがそれぞれの機能を有しておることから、災害時において、どのような機能があれば住民が分かりやすく活用しやすいかなどを調査研究してからということになりますので、現段階ではいついつ導入できるということは、お答えを控えさせていただければと思います。

以上です。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 松井です。やはり、地域に合った適切なアプリを導入するためには、

まだまだ検証が必要ということですね。分かりました。今後も調査、検証をお願いします。

しかしながら、1月に発生した能登半島地震では、発災から数分で津波が到達しています。迅速で幅広い周知方法が必要です。災害情報発信の多重化を早急に検討すべきだと考えます。

そこで、今後、防災ヘルプ機能付アプリ以外で、防災無線が聞こえない場所にいたとしても、町内の災害情報を伝達する手段を検討しているかお聞かせください。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

防災ヘルプ機能付アプリ以外での導入ということですが、現在、企画政策課主導で導入を検討しております町公式LINEとの連携が図れるかを検証しております。

町といたしましても、避難が遅れることのないよう、国、県などと連携し、住民へ即時に情報伝達できるようシステムの構築を図っておりますので、災害情報伝達の多重化に努めてまいります。御理解をお願いいたします。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 3番、松井です。御答弁ありがとうございました。

確かにLINEは、今、幅広い年齢層で利用されており、私の知っている人では最長で90歳代でLINEをしていた人もいます。これが町の公式LINEとして災害情報も発信できるようになれば、幅広い年齢層に早期に情報の伝達が可能になると思います。ぜひ、検証の継続をお願いします。

続きまして、自主防災組織の状況について伺います。

自主防災組織連絡協議会を設置したとのことですが、この自主防災組織連絡協議会の設置目的や、どのような活動をするのか教えてください。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

自主防災組織連絡協議会でございますが、防災に関する地域住民の連帯感を高め、災害発生時にその機能を十分発揮できるよう、各自主防災組織の連絡を密にし、自主防災体制の充実や強化できることを目的としております。

また、活動といたしましては、防災意識の啓発、防災訓練の実施、自主防災組織の情報交換、町の防災対策について協議するほか、未設置の自治区への普及活動の実施などの活動を方針としております。

以上です。

○議 長（中村義則君） 3 番、松井由美子君。

○3 番（松井由美子君） 松井です。御答弁ありがとうございました。活動の内容について分かりました。このような組織の活動をしていただき、災害に強いまちづくりを推進していただきたいと思います。

今後も、このような活動を継続していくことが大事だと思います。そこで、自主防災組織の今後の活動についてお聞かせください。

○議 長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） お答えをさせていただきます。

今後の活動につきましてですが、自主防災組織の相互の関係を密にして、情報交換をする場として年 4 回の会議を計画しております。さらには、研修といたしまして HUG ゲームなどを利用した防災知識の高揚も図っていきたいと思っております。

以上です。

○議 長（中村義則君） 3 番、松井由美子君。

○3 番（松井由美子君） ありがとうございました。今後も継続して地域住民との連携や情報交換、また、自主防災組織を立ち上げていない地域への普及推進をぜひお願いいたします。続いて、空き家対策について伺います。

御存じのとおり、空き家は全国的にも増え続け、大変問題になっているため、多くの自治体が空き家バンクを運営しています。しかしながら本町では、現在取引が可能な空き家の物件は 1 件だけのようです。空き家バンクの周知、PR についてはどのような対策をしていますか。

○議 長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをさせていただきます。

空き家バンクにつきましては、町ホームページや広報紙をはじめ、固定資産税納税通知書へのチラシの同封、千葉県や移住・交流推進機構のホームページへの情報掲載、また、都内等で開催されます移住・定住イベントなど、様々な方法、場面を活用し、周知活動に取り組んでおります。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 3 番、松井由美子君。

○3 番（松井由美子君） 松井です。御答弁ありがとうございました。平成 28 年度から空き家バンク制度を始めて、町ホームページや町の広報紙、固定資産税納税通知書にチラシを入れる

等、様々なPRをされていることは分かりました。

固定資産税納税通知書にチラシを入れる方法は、納税者に確実に周知できる点ではよい方法だと思います。ただ、白黒で文字が小さなため、見落としてしまっているケースも多いと思います。私が十数人の住民の方々に聞いたところ、納税通知書に空き家バンクのチラシが入っていることは気がつかなかったという声が聞かれました。せっかくよい方法を実施されているのに、とても残念に感じました。

チラシについてですが、例えば色をつけて文字を大きくする、絵柄を入れるなど、もっと目立つような対策を御検討いただけないでしょうか。所有者が高齢の場合、自分から進んで町のホームページを見ることは少ないと思います。その点からも、年に一度の周知の大切な機会だと思いますので、ぜひ効果的なチラシの作成をお願いいたします。

また、ほかの自治体では、物件登録に向けて周知チラシを置く、回覧板の活用、自治会の会合や民生委員の会合などで周知等をされているところもあるようです。今後、本町でも取組ができそうな対策について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをさせていただきます。

納税通知書へのチラシの同封につきましては、税務部局と連携し、郵送料金の変動は生じないよう、注意を払いながら実施をしているところでございます。物件の登録につながりますよう、より効果的なチラシの作成に尽力してまいります。

また、議員御指摘のような他自治体での取組につきましても、本町でも対応できるものがあると感じてございます。

空き家が放置され、景観や生活環境が損なわれますことは、観光地である本町にとって大変大きな影響があるものと感じております。引き続き、物件登録に向け様々な方法を模索してまいりますので、議員の皆様にも制度の周知のお力添えをいただければと思います。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） ありがとうございます。

利用可能な空き家も、人が住んでいないと早く劣化してしまいます。そして、高齢の方は特に、所有する不動産について不動産会社に相談するのは不安を感じ、敷居が高いと思いますが、町役場でやっているとすれば安心感があり、相談しやすいと思います。町の環境を整えていくため、今後とも積極的な周知をお願いいたします。

私も住民の方々に空き家バンクを周知しております。今後も空き家バンクに限らず、町で実施している制度について住民の方々に周知をして、お役に立てるよう貢献してまいります。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長（中村義則君） 暫時休憩します。

再開は1時40分です。

（午後 1時28分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時38分）

○議 長（中村義則君） 順次発言を許します。

通告順により、11番、善塔道代君。

（11番 善塔道代君 登壇）

○11番（善塔道代君） 11番、善塔です。令和6年3月定例会において質問させていただきます。

初めに、能登半島地震で亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災地の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

元旦に人々から日常を奪った能登半島地震から2か月がたち、いまだ厳しい避難生活を余儀なくされている被災者は、少なくとも1万人を超えています。一日でも早い復旧・復興を心から願っております。

また、このたび本町から、甚大な被害を受けた石川県珠洲市へ2名の職員が支援活動に行かれたと報告がありました。大変な状況の中での支援活動、本当に御苦労さまでした。現地を見て支援活動したことを教訓とし、本町に生かしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、町民からいただいた声を基に質問いたしますので、明快な答弁をお願いいたします。

初めに、防災対策についてお伺いいたします。

1点目に、企業・団体との災害対策について。

本町では、2月29日までの災害協定として、応急生活物資供給等に関する協定は13者、緊

急輸送に関する協定1者、避難所に関する協定10か所など、その他24の企業・団体と協定を締結されておりますが、近隣自治体のホームページを見ると、本町よりも多くの協定先と締結されております。

本町は、ドローンや無人航空機を扱っている事業者など、情報伝達に関する協定や、動物避難に関する協定がありません。まだまだ協定を締結する企業・団体があると思います。今後の計画について伺います。

2点目に、避難所運営について。

インフラなどの復旧が遅れ、避難が長期化となった場合、避難所生活では女性と男性の安全・安心を確保することが求められます。男女共同参画の視点からの防災復興ガイドラインによると、まず、避難所運営に女性が参画し、リーダーシップを発揮できるようにする必要があります。具体的には、責任者や副責任者など役員の少なくとも3割以上を女性にすることや、避難所での生活のルールづくりを行う際には、女性の意見を反映させるよう促すことなどが挙げられます。

続いて重要なのが、避難所の環境整備です。具体的には、プライバシーを十分に確保できる間仕切りを工夫したり、異性の視線が気にならないよう、更衣室や物干し場を設けたりすることです。また、子供や女性は、避難所などにおいて性暴力に巻き込まれるリスクもあります。女性に対する暴力を予防するための取組や相談できる環境整備が大切になります。

このような観点から、女性の視点を生かした避難所運営が求められます。本町に大きな災害が発生し、町民が避難生活を余儀なくされることになった場合、どのような避難運営を考えているのかお伺いいたします。

3点目に、業務継続計画（BCP）について伺います。

能登半島地震では、自治体の業務継続計画（BCP）の実効性の課題が改めて浮き彫りになり、集落の孤立などで職員が市役所に参集できないなど、計画どおりの実行は困難を極めたと同っております。

2023年版の消防白書に、BCP自治体の策定率は都道府県で100%、市区町村で97%と取組は進んでいますが、だが、自治体が業務を続ける上で特に重要な6要素を全て網羅したBCPをつくっている自治体は4割にとどまっているようです。本町の業務継続計画（BCP）は、6要素を含んだ計画になっているのかお伺いいたします。

2項目めに、子育て支援について。

1点目に、育児休業取得に伴うこども園に在園する兄弟の退園、いわゆる育休退園につい

てお伺いいたします。

本町のこども園は、2人目を出産したら、その2人目の子供の産後休暇以降、3歳未満の兄弟は退園して家で見る決まりがあるそうですが、出産後、2人の子供を家で見るということは、とても大変なことです。困っているお母さんたちもいます。

先日、私のところに届いた手紙に、「上の子供をこども園で継続できるか問合せをしたところ、3歳児以下の子供は母が育児休暇中は保育の必要がない。退園して家庭で見てほしいとのことで、妊娠してから初めてこの決まりを知りました。小さい子供2人を家で見るというのも大変ですが、何よりせつかく慣れたところで一旦退園、また下の子の入園のときに再入園させて、慣らし保育でもう一度泣かせるのがとてもかわいそうです。それが本当につらいです。週3日から4日ぐらい通わせ続けながら、上の子との時間も大切に過ごしたいなと考えています」と書かれてありました。このような切実な状況は、すぐにでも改善すべきだと思いますが、町長の見解を伺います。

2点目に、5歳児健診の実施について伺います。

現在、乳幼児健康診査は、母子保健法第12条及び第13条の規定により、市町村が乳幼児に対して行っております。健康診査実施の対象年齢はゼロ歳、1歳半、3歳となっており、その後は就学前健診になります。3歳児健診から就学前健診までのこの期間の開き過ぎは、特に近年増加している発達障害にとって重要な意味を持っております。なぜなら、発達障害は早期発見、早期治療の開始が重要であり、5歳児程度になると健診で発見することができます。しかし、就学前健診で発見されたのでは遅いと言われ、発達障害は対応が遅れると、それだけ症状が進むとも言われております。また、就学前健診で発見されても、親がその事実を受け入れるのに時間がかかって、適切な対応、対策を講じることなく子供の就学を迎えるために、状況を悪化させてしまうこともあります。

このようなことから、5歳児健診の早期導入を願うものでありますが、本町の見解を伺います。

3項目めに、庁舎内業務のデジタル化についてお伺いいたします。

総務省では、2022年6月にデジタル社会の実現に向けた重点計画が閣議決定され、このビジョンが目指すべきデジタル社会のビジョンとして改めて位置づけられました。このビジョンの実現のために、住民に身近な行政を担う自治体、とりわけ市区町村の役割は極めて重要です。

自治体においては、まずは自ら担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用

して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やA I等の活用により業務効果率を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められるとともに、D Xを推進するに当たっては、住民等とその意義を共有しながら進めていくことも重要であるとあります。

昨年12月の千葉日報に、横芝光町はデジタルトランスフォーメーション、D Xを推進するため任期付職員を公募した結果、I Tのプロの方がデジタル専門官として、書かない窓口、行かない窓口、待たさない窓口を目指し、まずは町役場の各課と連携し、キャッシュレスやペーパーレスなどに準備を進めているとあり、また、睦沢町は企業とD X推進で連携協定を結び、庁内業務のデジタル化を進め、行政サービスの向上につなげる協定に基づき、庁内業務のペーパーレス化や、窓口に来庁せずに行政手続きができるシステム導入などを検討するとありました。

そこで2点伺います。

1点目に、本町においてD X推進に当たり、デジタル専門官または企業団体との連携協定について見解を伺います。

2点目に、窓口業務のデジタル化として、書かない、行かない、待たさない窓口サービスの導入について見解を伺います。

4項目めに、コンビニ交付サービスについてお伺いいたします。

コンビニ交付とは、役場に出向かず、非対面でマイナンバーカードを利用して、住民票、印鑑登録証明書等を全国のコンビニエンスストアのキオスク端末、いわゆるマルチコピー機から取得できるものです。いつでもどこでも取得できるようになります。急な出張等、町外に出かけたとき、証明書が急に必要になった場合、全国のコンビニから取得ができます。

先日、住民の方より、急な取得が必要となり仕事を休まなければならなかった。アナログ的な手続を早く改善して、便利に利用できるようにしていただきたいと要望がありました。コンビニ交付にさせていただきますと、毎日6時半から23時まで自分の都合に合わせて近くのコンビニを利用して取得ができます。コンビニ交付サービスを、利用者視点での行政サービス改革として環境整備を進めていかなければならないと考えますが、当局の見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。再質問は自席で行います。

○議 長（中村義則君） 善塔道代議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） 善塔道代議員の御質問にお答えいたします。

初めに、防災対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の企業・団体との災害協定についての御質問ですが、現在、町では災害発生時における各種応急・復旧活動に関する人的・物的支援等についての災害時応援協定を48団体と締結しており、さらに、ドローンの活用が図れる団体などと年度内の協定締結に向け、協議を進めているところであります。

今後も、大規模災害の発生に備え、御理解と御協力をいただける企業・団体との協定締結を進めてまいります。

2点目の避難所運営についての御質問ですが、災害対策の指針となる九十九里町地域防災計画では、避難所運営における女性の参画を積極的に推進しているほか、子供や女性への避難所における配慮事項を定めており、これによりプライベートスペースを確保するための避難所物資の整備や女性用品の備蓄などを準備しております。

東日本大震災をはじめとする近年の災害においても、女性の視点を生かした避難所運営は非常に重要であると認識しておりますので、今後も様々な視点を取り入れた避難所運営に努めてまいります。

3点目の業務継続計画についての御質問ですが、大規模災害等の発生時において、住民の生命・財産を守るための災害応急対策業務や、住民の生活に必要な不可欠な業務を継続するため、平成30年3月に九十九里町業務継続計画を策定しております。この計画は、内閣府より示された計画に取り入れるべき重要な6要素を踏まえ策定しており、優先的に実施すべき非常時優先業務を特定し、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等を定めております。

次に、子育て支援についての御質問にお答えいたします。

1点目の育児休業取得に伴うこども園に在園する兄姉の退園、いわゆる育休退園についての御質問ですが、本町では、幼稚園型と保育園型が一体となった幼保連携型認定こども園を運営しております。

幼児教育を受けることができる3歳以上、いわゆる年少以上の園児を保育型でお預かりしているケースで、弟妹の育児休業を保護者が取得した場合は、退園せず幼稚園型でお預かりすることとなっております。3歳未満の園児につきましては保育型のみのお預かりとなり、育児休業を取得した場合、保育の必要性を認定しておりません。いわゆる家庭保育が可能と判断しますので、退園をお願いしております。

今後については、保育としての観点及び子育て支援としての観点を踏まえ、十分に検討した上で在園児の受入れについて制度の設計をまいります。

2点目の5歳児健診の実施についての御質問ですが、現在町で行っている幼児健康診査は、母子保健法に基づく1歳6か月児健診及び3歳児健診並びに2歳児歯科健診となっており、5歳児健診は、心身の異常の早期発見や育児上問題となる事項などについて、様々な分野の専門家が問診・診察することで、特別な配慮が必要な幼児に対して就学前の早期介入の実施が可能となることから、有効な健診であると認識しておりますが、導入については地域のフォローアップ体制の整備が必要であると考えておりますので、今後、関係機関等と協議し、検討してまいります。

次に、庁舎内業務のデジタル化についての御質問にお答えいたします。

1点目のデジタル専門官または企業団体との連携協定についての御質問ですが、近隣自治体において、行政サービスのデジタル化の推進に当たり、知見と実績を有する専門家や企業との連携に取り組んでいる事例があることは認識しております。

国においても、デジタルを活用した地域課題解決に取り組もうとする自治体と、民間企業のデジタル専門人材のマッチングを支援するデジタル専門人材派遣制度などを実施し、自治体の取組を支援しております。

本町においても、今後、行政サービスのデジタル化を推進していくに当たり、専門人材の活用が有効であると判断した場合には、利用の検討をしてみたいと考えております。

2点目の書かない、行かない、待たさない窓口サービスの導入についての御質問ですが、本定例会に上程しております令和6年度予算において、町行政のデジタル化推進策として、新たにソーシャルネットワークサービスを活用した行政手続のオンライン化のための経費を計上させていただいております。

本サービスの導入により、住民の利便性を向上したいと考えておりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、コンビニ交付サービスについての御質問にお答えいたします。

住民票等の写しが取得可能となるコンビニ交付サービスの導入についての御質問ですが、コンビニ交付サービスについては、マイナンバーカードの普及とともに各自治体が導入しておりますが、本町においても、導入自治体の状況を参考に検討を重ねてきたところでございます。その結果、導入及び運用経費と手数料収入を比較すると、コストが高く、費用対効果が見込めない状況でございます。また、国から令和7年度末までに住民票や戸籍等のシステ

ムを標準化することを求められており、現時点での導入は二重の設備投資となります。

コンビニ交付サービスの導入は、住民の利便性向上のためにも重要な課題と認識しておりますが、システムの標準化を鑑みながら、引き続き、最も費用対効果が得られる方法及び導入についての検討を進めてまいります。

以上で、善塔道代議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 町長、答弁ありがとうございました。

それでは再質問させていただきます。

企業・団体との災害対策について、災害状況によって協定先に連絡すると思いますが、災害時、誰がどのようなタイミングで、どのような方法で協定先に連絡するのか、お伺いいたします。

○議 長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

災害発災時の被害状況や被害規模を確認し、災害対策本部長である町長の指示により、協定を締結している各担当部署で協定先へ御連絡をいたします。

また、連絡方法でございますが、災害時に各電気通信事業者で接続制限を行った場合でも、接続が優先される災害時有線電話などを活用して連絡することとしております。

以上です。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。町長から話があって、担当部署から協定先に連絡ということで、その担当部署、しっかりと協定先を把握していただかなければならないと思います。また、災害時のための優先的な電話があるということで安心いたしました。よろしくお願いいたします。

近隣市町でも、本町と同様の企業・団体と災害協定を締結しているところもあると思います。いざというときに本町に物資等が届かないことのないように、今からしっかりと協定先をお願いしていただくよう、よろしくお願いいたします。

次に、避難所運営について。

避難所を開設したときに、初めに避難された方を誘導するのは職員だと思います。そのときに、女性職員も運営に当たっていただくことをお願いいたします。

また、避難所運営には町民の協力が必要になります。以前からHUGゲームを推進したと

きに、職員や各団体の皆様が実施していただきました。HUGゲームとは、避難所で起こる様々な出来事など、避難者の状況が書かれたカードを使って模擬体験するゲームです。HUGのHは避難所、Uは運営、Gはゲームを意味しています。私も3回ほどやってみましたが、何回やっても避難所の運営は難しいと思いました。再度、職員や町民の皆様、このHUGゲームを実施していただき、避難所運営のシミュレーション体験をしていただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。見解を伺います。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

HUGゲーム、議員おっしゃるとおり、避難所運営シミュレーションゲームでございます。災害発生時の避難所で起こり得る様々な出来事やトラブルへの対応を図上にて訓練するもので、避難所運営には非常に役立つゲームでございます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、近年では実施できていない状況でございます。

今後、現職員も含め自主防災組織などの他団体へも働きかけを行いながら、災害時に円滑な避難所運営が図られるよう計画的に開催してまいります。

以上です。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。本当に、いつ災害があるか分かりません。

今朝も大きな地震があり、昨日もありました。本当に計画をとありますけれども、早めにこのHUGゲームの実施をお願いしたいと思います。

それでは、避難所に欠かせない備蓄についてお伺いいたします。

現在、段ボールベッド100、パーティション式テント100、授乳用テント30、仮設トイレ23などが各学校の備蓄倉庫と役場内備蓄倉庫の5か所に備蓄されていると伺っております。しかし、この個数で十分足りているのでしょうか。また、女性用品の備蓄もされているとのことですが、男女兼用のおむつやパッド、子供のおむつなども各備蓄倉庫に十分に備蓄されているのか伺います。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

各備蓄物資につきましては、各避難所の収容人数に応じた必要個数を算定し、最小限の個数を確保し、適切に購入、管理しております。また、おむつや女性用品など、小分けできな

い備蓄品につきましては、九十九里中学校にございます防災倉庫で一括管理している状況でございます。

以上です。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。

それでは、今のところ足りているということですよ。いざというときに、協定を結んでいるところからお願いできるということも考えて進めていただきたいと思います。

避難所運営については、まだまだ課題がたくさんあります。能登半島地震では、陸路の寸断や断水、停電の長期化によってトイレが使えない状況が長引き、避難所などの衛生問題が深刻化したそうです。また、ペット避難や二次避難なども深刻な問題です。国の災害対策基本法には、避難所の生活環境について、良好な居住性の確保に努めるよう明記されています。運営主体は自治体です。よろしくお願いいたします。

それでは次に、業務継続計画について。

町長答弁の中でも、この6要素を踏まえて策定されていると言われておりました。安心いたしました。さっき自分が言った、4割程度しかない中で、どうだったのかなとすごく気になりました。これは行政だけでなく、各種団体もこの業務継続計画、今見直しをしているところを聞きました。

6要素とは、1、首長不在時の明確な代行順位や職員の参集体制、2、本庁舎が使えなくなった場合の代替庁舎の特定、3、電気、水、食料などの確保、4、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、5、重要な行政データのバックアップ、6、非常時優先業務の整理、この6つのことです。

それでは、この6要素の中から2点お伺いいたします。

首長不在時の明確な代行順位や職員の参集体制はどうなっているのか。また、本庁舎が使えなくなった場合の代替庁舎の特定はどこなのか伺います。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

初めに、首長不在のときの明確な順位でございますが、本部長の判断を仰ぐことができない場合、九十九里町地域防災計画に定められております次の順位により、その職員が代行することとしております。第1位、副町長、第2位、総務課長。なお、順位3位以下につきましては、九十九里町長の職務代理に関する規則を準用し、九十九里町課設置条例の第1条に

定められている課の建制順序により、課長の職にある職員がその職務を代行することとしております。また、職員の参集体制におきましても、計画内に配備体制基準を定めております。

次に、本庁舎が使用できなくなった場合の御質問ですが、九十九里町地域防災計画により、災害対策本部は役場庁舎に設置するとしており、役場庁舎が使用できない場合は、町立中央公民館に設置をいたします。また、津波浸水により使用できない場合は、さらに九十九里中学校に設置するとされております。

以上です。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。

首長が不在のときは副町長ということになりますが、本町には現在、副町長が不在になっています。その場合、総務課長となりますが、総務課長も不在の場合、九十九里町課設置条例第1条に定める課の順序により課長の職と言われましたが、それはどこの課になるのか伺います。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

本町の課の建制順序は、九十九里町課設置条例第1条において、総務課、企画政策課、財政課、以後続いて示されておりますので、総務課長不在の場合は企画政策課長となります。

以上です。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。企画政策課ということですね。

どうして聞いたかという、昨年9月の豪雨のとき、また10月に町長と総務課長が姉妹都市のほうに行かれたことがありました。さらに、今年の1月にも町長と一緒に姉妹都市に行かれたので、2人が留守にして大丈夫なのかな、何かあったときはどうするのかなと思ったこともありました。町長、また総務課長が不在の場合は、今言われました企画政策課となることから、企画政策課長ときちんと連携を取って留守にしたことと思います。

それでは、業務継続計画（BCP）は、災害の種類や発生する時間帯、気象状況などによって被害の様相は大きく変わります。想定される事態への具体的な対応を検討し、質の高い計画を練り上げていかなければなりません。定期的な訓練と他地域での災害発生などを機に、その都度計画を見直して更新していくべきです。また、業務継続計画（BCP）を全職員が理解していただくよう、よろしくお願いいたします。

次に、子育て支援についての育休退園について。

育休退園は、市町村の判断になります。こども園に預けたいと思っている人や、子育てに困っている人たちに寄り添った保育が必要です。先ほど町長から、今後については保育としての観点及び子育て支援としての観点を踏まえ、十分に検討した上で、在園児の受入れについて制度設計してまいりますと答弁がありました。この制度設計について、来年度4月から育休退園が発生しないということによろしいでしょうか。お聞きいたします。

○議長（中村義則君） 社会福祉課長、古川紀行君。

○社会福祉課長（古川紀行君） お答えさせていただきます。

現在、育児休業取得に伴う退園につきましては、3歳児未満のみとなっております。運用開始に当たりましては、保育教諭等の人材の確保や配置、保育教諭1名に対しましてゼロ歳児では3名、1、2歳児では6名の配置が必要となってまいりますし、運用開始後の不公平感を保護者に感じさせないための制度設計を行いたいと考えておりますので、運用の開始時期につきましては、いま一度お時間を頂戴したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 運営開始時期に、どのくらい時間がかかりますか。その間、現在在園している子供を一旦退園させるということになるのでしょうか。在園している子供を退園させず、今までどおりこども園で預かってもらうことで、お母さんも安心して出産し、子育てできるとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村義則君） 社会福祉課長、古川紀行君。

○社会福祉課長（古川紀行君） それでは、お答えさせていただきます。

運用開始時期にどのくらいということですね。こども園では産前の8週、それから産後8週、この間は保育の必要性を認定しており、お預かりすることが可能となっております。また、産後の母親の体調や状況等によりまして家庭保育ができないと判断できる場合も、引き続きお預かりすることは可能でございます。家庭保育ができない状況であれば、引き続き保育可能でありますので、安心して出産、子育て、こちらができるものと考えております。

育児休業取得に伴う兄弟をお預かりする条件としましては、育児休業から転退職せず復帰すること、育児休業取得に係るお子さんが1歳の誕生日を迎える年度末までなど、制度内容を検討しております。

また逆に、育児休業取得のため兄弟が退園した場合には、復職するときの入園に際しまして、優先的に入園できるなどの仕組みを検討しております。

運用開始は、遅くても年内を考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。産前8週、産後が8週ということは、約2か月、2か月、4か月は園のほうで見てくれるということでもいいんでしょうかね。分かりました。

少子化対策の一つとして、子育てしやすい町を目指し、一人でも多くの方が安心して出産できる環境が必要です。困っている人のために育休退園の制度改善を早急をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。早くて6月、9月にはできますように要望いたします。

次に、5歳児健診について。

落ち着かない、周囲とうまく関われないなどの発達の特徴を持つ子供たちは、小学校への就学後に環境に適応できず不登校になったり、問題行動を起こしてしまったりすることが少なくない。5歳児健診によってそういった特性に気づき、適切な支援や養育につなげることができれば、多くの子供たちが通常学級でも問題なく学べるようになる。実際に5歳児健診を導入した自治体では、不登校が減ったという研究もあると、国立成育医療研究センターの小枝達也副院長が言われておりました。

以前から公明党の予算要望で導入を要望しておりましたが、なかなか実現されないままになっております。国は、今年から5歳児健診と1か月健診を実施する市区町村への国の助成事業が始まりました。5歳児健診で助成対象となるのは、原則自治体を実施する集団健診で、1人当たり3,000円を上限に国が費用の2分の1を補助するようになります。ですので、この補助を使って本町の5歳児健診の導入を求めますが、いかがでしょうか。

また、同時に5歳児健診の導入には毎年どのくらいの予算になるのか、試算があればお願いいたします。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

善塔議員のおっしゃるとおり、国の補正予算において1か月児及び5歳児健診に係る市町村への補助事業が創設されたところでございます。

しかしながら、5歳児健診の導入には、健診の結果、発達障害等により早期介入が必要と

判定された幼児について、就学前までに適切に療育につなげることができるような支援体制が整備されていないため、地域のフォローアップ体制の構築に苦慮しているところでございます。

5歳児健診の実施体制を整備するためには、小児科の医師をはじめ、発達支援を専門とする心理職など、健診に関わる様々な分野の専門医を確保するほか、療育につなげるための専門医療機関や児童発達支援センター等との連携が必須となりますので、関係機関等と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

また、5歳児健診を導入した際の経費につきましては、こども園2か所において実施をした場合で試算をいたしますと、専門医等の報酬費用として約43万円程度となります。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。

5歳児健診を導入した際の予算については、専門医等の報酬費用として約43万円程度、できないことはないということですよね。また、この5歳児健診に国からの補助金を使用したとしても、そんなににかかる金額ではないと思います。

この5歳児健診ができないことはないけれども、ただ、本町では地域のフォローアップ体制の構築に苦慮している。そのため実施ができないということですよね。

それでは、この地域のフォローアップ体制や必要な支援に対して、本町の取組を伺います。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） それでは、お答えさせていただきます。

地域のフォローアップ体制の構築や必要な支援への取組につきましては、山武郡内の担当者会議等において、近隣自治体で実施した際の効果、また検証などを議題として取り上げていただくよう要望し、課題や問題点を含め、地域においてどのような形で実施が可能であるかなど、検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 確かに、地域のフォローアップ体制や医師、保健師といった発達障害の診断や生活指導ができる専門家の確保が課題になりますが、山武郡内の担当者会議等に要望していただき、実施に向けて取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、庁舎内業務のデジタル化について。

デジタル専門官または企業団体との連携として、国の令和6年度概要要求にデジタル田園都市国家構想交付金地方創生予算の中に、地方における仕事づくりとデジタル人材など、人材育成確保として8.6億円が要求されています。今国会で予算が成立すれば確定されると思います。このような交付金を活用し、専門人材や企業等と連携することも考えていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

人口減少の加速に歯止めがかからない本町におきまして、日常生活の利便性の向上を図ることは、定住促進、また移住希望者に選ばれる町になるために急務と考えてございます。

そのための取組の一つといたしまして、議会の皆様の御承認をいただきました場合には、来年度、SNSを利用して各種申請や施設予約などを行える新たなサービスを開始したいと考えており、財源の一部といたしまして、議員御指摘のデジタル田園都市構想交付金を想定してございます。

今後、住民の利便性向上に向けたデジタル化の取組を行っていく際に、町職員だけでは解決できない困難に直面し、経験と専門的な知見が必要だと判断した際には、解決方法の一つとして、デジタル専門人材の活用について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 今後、最新の知見を持った高度な専門人材の確保と育成が必要になります。本町の優秀な職員の育成と民間の方のお力をお借りしながら、一緒に庁舎内業務のデジタル化に向けて取り組んでいかれることを望みます。

次に、書かない、行かない、待たさない窓口サービスについて。

来年度から新たに開設を検討しているSNS上での行政サービスとはどのようなものでしょうか、お伺いします。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

新しいSNS上の行政サービスでございますが、新たにLINEの町公式アカウントを開設し、各種証明書の交付申請や施設予約などの各種手続が行えるものでございます。

一般的にデジタルディバイドに配慮すべき方として取り上げられることの多い高齢者の方

も含め、幅広い年齢や性別を問わず、使われているSNSとしてLINEを使用したシステムを選択いたしました。24時間、住民の皆様の御都合のよいタイミング、好きな場所で御利用いただくことが可能となります。

公的個人認証や決済機能も備えておりますので、手続によりましてはスマートフォン上で一連の手続が完結し、行かない、書かない、待たない行政窓口サービスの実現に貢献できるものというふうに考えてございます。

各部署の協力を得まして、令和6年10月のサービス開始を目途に尽力してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。

うれしいことですよね。新たにLINEの公式アカウントを開設いただく。本当にすごくうれしいなと思います。これがあれば、各種証明書の交付申請や施設予約などがLINEでできるということになるので、行かない、書かない、待たさない窓口サービスが実現することになります。いろいろ考えていただき、ありがとうございました。10月からのサービス開始に期待いたします。

1つお尋ねいたします。確かに、このLINE公式アカウントは、書かない窓口サービスにもなりますが、窓口に来られた方に対しての書かないサービスについてはいかがでしょうか。昨年3月定例会でも質問いたしました。その後、窓口に来られた方の書かない窓口サービスについて検討したと思いますので、お伺いいたします。

○議長（中村義則君） 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

住民課窓口には、戸籍や住民票以外にも、保険の切替えや年金相談など、幅広い年齢の方がお見えになります。特に年配者や障害のある方、手続に不安のある方には、来庁者に寄り添った接遇を心がけ、待たさない窓口を実施しているところです。

近年、書かない窓口が話題となっており、本町でもデモ機を体験したところです。しかしながら、本人確認書類としてマイナンバーカードは読み取ることができますけれども、運転免許証や在留カードなどは、カードの裏面に住所変更や氏名変更の内容が追記されているため、カードの表面を読み込むカードリーダーとしては、住基情報と一致がしておらず、運転免許証等を再度提出していただく必要があるものでした。

また、記載内容や必要書類の確認等は現在も聞き取りで行っており、専用端末を設置しても来庁者の利便性が望めないことなどから、引き続き、窓口サービスの向上につながる業務改善について、調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） システムが難しいんでしょうかね。LINE公式アカウントと来庁した方の窓口サービスが同時進行で進められたらどんなにいいかと思いますので、またよろしく願いいたします。

次に、コンビニ交付サービスについて。

2月17日現在、全国で1,253の市区町村がサービスを提供しております。千葉県では2月29日現在、昨日時点で54市町村中50市町村が導入しており、導入されていない4市町の中に九十九里町が入っています。御存じでしょうかね。

令和2年に総務省では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るとともに、行政手続のオンライン化をさらに推進するため、自治体窓口への来庁抑制に資するコンビニ交付サービスの導入促進に向け、令和2年度補正予算（第1号）により、小規模市町村向けクラウド基盤の構築によるマイナンバーカードを活用した住民票の写し等のコンビニ交付サービスの導入促進に向けた実証事業を実施し、この実証事業のさらなる充実を図るため、参加自治体を追加募集していました。

本町は、なぜこのような事業の参加や地方創生臨時交付金などを活用して導入しなかったのか、また、町長の答弁でシステムの標準化とありましたが、どういうことなのかお聞かせください。

○議長（中村義則君） 住民課長、鵜澤康子君。

○住民課長（鵜澤康子君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

マイナンバーカードの交付を担当する住民課といたしましては、マイナンバーカード交付事務費補助金を活用して会計年度任用職員2名を雇用し、丁寧な対応と誤りのない交付を実施しております。また、役場窓口や出張窓口を開設して、申請サポートに力を入れてまいりました。その結果、本町のマイナンバーカード交付率は、2月11日現在73.7%、千葉県平均の77.8%より若干下回ってはおりますが、町民の4分の3の方々にマイナンバーカードを交付することができております。

一方、住民票等の写しが取得できるコンビニ交付サービスの導入はとなりますと、初期導

入費用に約2,400万、また令和2年度当時のマイナンバーカード交付率が22%と低く、費用対効果が期待できないことなどから、導入に踏み切らずにいたところでした。

また、ランニングコストにつきまして年間1,200万が必要であり、将来への費用負担が大きいことから、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しての導入にも至っておりません。

昨年、善塔議員のほうから御質問を受け、コンビニ交付サービスについて再調査したところ、地方公共団体情報システム機構の小規模町村向けに費用を抑えた自治体基盤クラウドシステムというものが開発されており、現在、この導入案として検討を進めているところです。

しかしながら、この利用に当たっては、住基システムが国の示す標準準拠システムに対応していることが前提となっております。御質問のシステムの標準化というものは、全国1,700以上ある自治体がそれぞれ管理する住民基本台帳などの20の基幹業務について、国が示す標準システムに統一するもので、九十九里町の住基システムについては、山武郡市広域行政組合と共同で移行作業を実施することとなっております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 確かに、マイナンバーカードの交付手続に丁寧に対応していただき、申請サポートにもかなり力を入れてくれたことは分かっております。ありがとうございました。

しかし、マイナンバーの交付率が伸びたときに、コンビニ交付も導入すべきだったと思います。やはり同時ということもあるし、こういうときに、近隣市町の動向というところをよく職員の皆さんは言うけれども、やっぱりそういうところも考えていかなければいけなかったんじゃないかと思います。

システムの標準化が求められるからといっても、大網白里市ではコンビニ交付サービスの導入をしていなかったけれども、前倒しして6年度予算に計上し、今年12月頃からサービスを開始すると伺っております。本町では、令和7年度末の標準化対応後では、コンビニ交付サービスの導入は8年度になることでしょうか、伺います。

○議長（中村義則君） 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） お答えさせていただきます。

現在、その導入案として検討している自治体基盤クラウドシステムについては、既存システムと比較して初期導入費が4分の1、ランニングコストが6分の1となっております。基

幹システムが標準化未対応の本町にとっては標準化への対応が優先されますので、標準化対応後に導入ということで、関係部署、関係機関と協議調整しながら進めてまいりたいと考えております。

なお、住民票の交付につきましては、土曜日の休日交付や郵送による請求交付、委任状での交付も行っております。また、令和6年度には、企画政策課長のほうから答弁がありましており、LINEを活用した住民票の交付も予定しておりますので、引き続き周知を図り、住民の皆様に御不便をおかけしないよう努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 住民の皆様に御不便をかけないようにと、今課長言いましたけれども、既に不便をしている方たちもいます。最初にも言いましたが、町外に出かけたとき証明書が急に必要になった場合、また急に取得が必要となり、仕事を休まなければならないという不便さが実際あるわけです。システムの標準化も分かりますが、大網白里市のように前倒しをしてでも導入できるよう考えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村義則君） 暫時休憩します。

再開は2時50分です。

（午後 2時37分）

○議長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時49分）

○議長（中村義則君） 順次発言を許します。

通告順により、14番、谷川優子君。

（14番 谷川優子君 登壇）

○14番（谷川優子君） まず最初に、能登半島地震で亡くなられた方々に哀悼の意を表するとともに、被害に遭われた方々に心からのお見舞いを申し上げます。

また、この大変な中、九十九里町より派遣された職員の皆様に対して、心からのお礼を申

上げたいと思います。

私たち日本共産党は、田村智子委員長をはじめ、能登半島地震で甚大な被害を受けた石川県輪島市、また七尾市を訪問しました。私たちは国に対し、早急な支援策、また省庁の縦割りや従来の枠組みにとらわれない実態に即した支援策を国に対して強く求めています。

それでは、令和6年3月定例議会の一般質問を行います。

大項目、学校編成（統廃合）についてお伺いします。

1月28日、学校編成説明会が行われました。多くの保護者あるいは住民から大変貴重な意見と要望が出されました。内容として、学校の廃校はまちづくりが廃れていく。あるいは、まちづくりの中心に学校づくりを考えてほしい。また、財政的に明らかにしてほしい。今後、このような機会を持ってほしい。また、中には統合ありきの説明会なのか。また、スクールバスの運行に対して、大変危惧する意見。そして、学校跡地の利用。こんな貴重な意見が住民から要望として出されています。

そこでお伺いします。

小項目1点目は、片貝、九十九里、豊海と3地域3小学校がありますが、各住民との合意は今後どのように図っていくのでしょうか。

また2点目は、住民の要望の中にも出されましたが、まちづくりビジョンの中で、この学校づくりがどういった位置づけになっているのでしょうか。

また3点目は、国から示されている適正規模で、本当に子供たちに行き届いた教育ができるのでしょうか。

大項目2点目は、2024年第9期の介護保険制度の改正についてお伺いいたします。

2000年から開始された介護保険事業は、3年ごとに制度の見直しがされ、今年は9期目となります。自らサービスを選ぶことができる、あるいは家族介護から社会全体の介護へなど、最初は言われておりました。しかし、現実には老老介護に疲れ無理心中を図るなど痛ましい事件、あるいは介護を受ける高齢者への虐待が社会問題にもなっていたり、介護保険を利用している実態を見ても、低所得者の利用率が低い。介護度4や5、比較的介護度が重くなるほど利用率が低い。また、特養ホームの待機者の増大。デイホームやショートステイに希望してもなかなか利用できない。また、限度額いっぱい利用しても在宅介護を支えられないなど、家族の重い負担は解消されていません。保険料や利用料の減免制度などの低所得者対策、あるいは実態に合わせた限度額の設定、特養ホームや在宅介護を支えるためのデイホームなどの施設整備、ホームヘルパーなど人的確保と質の向上などが今求められています。また、介

介護労働者は低賃金、不安定雇用など、介護労働だけでは生活が維持できない状況にあり、労働条件の早急な改善が求められています。

しかし、これらの問題の最大の原因は、介護にかかる費用の50%を今まで国が負担していたものを、現在では25%にまで引き下げたことにあります。全国市長会が介護給付額の5%の調整交付金を枠外にして、せめて25%を確実に給付してほしいと国に意見書を出した。これは当然のことだと思います。

お伺いします。

小項目1、第9期の介護保険料区分と負担増はどのようになっているのでしょうか。

小項目2点目、国からの介護施設への基本報酬はどのようになっているのでしょうか。

また、小項目3点目、第9期の改正によるサービス利用者への影響についてお答えください。

大3項目め、認知症基本条例についてお伺いいたします。

2023年6月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が可決されました。この条例提案は、認知症の予防策の推進を図り、認知症になっても、共に生きる人の権利が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりの住民、事業者及び関係機関が一体となって、認知症に関する施策を推進するため条例を制定するものです。

令和7年には、我が国の65歳以上の高齢者は5人に1人が認知症になると見込まれています。また、認知症には65歳未満で発症する若年性認知症もあり、今や誰もがなり得ます。

認知症基本法は7つの基本理念が定められており、住民、事業者、行政がそれぞれ共生社会の実現に向けて努力していくことです。

お伺いします。

小項目1点目、認知症基本法について、町の考えをお聞かせください。

小項目2、条例化されましたが、今後、町の取組をお答えいただきたいと思います。

大項目4、パートナーシップ制度の導入についてお伺いいたします。

私は、このジェンダー問題は過去2度一般質問を行っていると思います。性的マイノリティーのパートナー関係を自治体が承認し、医療や住宅などの困り事を軽減するパートナーシップ制度が、現在325自治体で導入され、人口の7割超の地域に広がっていることが分かりました。

同制度は、民法の婚姻とは異なり、法律上の効果はありません。ただ、その導入は性的マイノリティーの方々への理解を広げてきました。2015年11月に東京都渋谷区と世田谷区で始

まり、当事者団体の請願・陳情の取組や、全国5か所の結婚の自由を全ての人にを背景に、急速に広まっております。

お伺いします。

パートナーシップ制度の導入について、どのようにお考えかお答えください。

小項目2、パートナーシップの多様性に対して、町のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

再質問は自席で行います。

○議 長（中村義則君） 谷川優子議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） 谷川優子議員の御質問にお答えいたします。

なお、学校編成（統廃合）についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしく願いいたします。

それでは初めに、2024年介護保険制度の改正についての御質問にお答えいたします。

1点目の介護保険料の負担増はあるのかとの御質問ですが、介護保険料については、介護保険法に基づき、3年を1期とする介護保険事業計画において、必要となる給付費を見込み、算定しております。

令和6年度からの3年間の第9期介護保険事業計画における介護保険料を算定したところ、利用者の増加などによる給付費の増額が見込まれるため介護保険料の引上げが必要となり、負担増となる状況でございます。

2点目の国からの介護施設への基本報酬はどのようになっているのかとの御質問ですが、国は、サービス事業所の経営実態や利益率、サービス提供体制等を勘案し、3年に一度、介護報酬の見直しを行っております。令和6年度介護報酬の改定については、介護需要の増大や介護人材不足の深刻化に対応するため、介護職員の処遇改善に重点を置き、報酬全体においてプラス改定となっているところでございます。

3点目の今回の改正によるサービス利用者への影響についての御質問ですが、今回の介護保険制度の改正については、特に介護事業所に対する介護職員の処遇改善等に重点を置いたものとなっており、介護サービスの利用を制限するような影響はないものと考えております。

次に、認知症基本法の条例化についての御質問にお答えいたします。

1点目の共生社会の実現を目指す認知症基本法の対応について町は考えているのかとの御

質問ですが、認知症の人が安心して暮らせるための国や自治体の取組を定めた認知症基本法が令和6年1月1日に施行されました。法の理念である認知症本人の尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができる社会の実現は、御本人、御家族のみならず、周囲の方々や地域社会が認知症に対して理解することが何より重要であると考えております。現在、町では認知症サポーター養成講座をはじめ、御本人、御家族への認知症総合支援事業などの取組を進めているところでございます。引き続き、町として共生社会の実現に向けた取組を推進してまいります。

2点目の、今後、条例化についてどのように考えているのかとの御質問ですが、認知症基本法の施行を踏まえ、今後の国や千葉県の法整備等の状況を注視するとともに、条例化の必要性等について検討してまいります。

次に、パートナーシップ制度の導入についての御質問にお答えいたします。

1点目のパートナーシップ制度の制定についてどのように考えているのかとの御質問ですが、近年、パートナーシップ制度を導入している自治体では、同性パートナーだけでなく、性的マイノリティーの方のパートナー関係を公的に認めるなど、より多様な性の形に応える取組が増えており、千葉県でも10市が取り組んでおります。

本制度は、性の多様性が尊重され、性自認及び性的指向を理由とする偏見及び差別がなく、誰もが安心して暮らしながら、多様な生き方を選択できる社会の実現に向けた取組である一方、制度に関し様々な意見があることも認識しております。

本町における本制度の導入については、町のイメージアップにもつながるため、先進自治体の取組状況などを参考に調査研究してまいります。

2点目の性の多様性に対してどのように考えているのかとの御質問ですが、性というと、男性、女性と生物学的な性をイメージされる方が多いかもしれません。しかし、性の在り方はとても多様で、性の在り方を理解するとき、4つの要素で考えることができるとされています。身体の性、性自認、性的指向、性別表現、この4つの組合せによって様々な性の在り方が存在しております。

一人一人に個性があるように、性の在り方も様々であります。誰もが自分の性の在り方を尊重される社会を築くためには、正しい知識を身につけ、お互いに様々な違いを認め合い、正しく理解することが必要であると考えております。

以上で、谷川優子議員からの御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議 長（中村義則君） 教育長、藤代賢司君。

(教育長 藤代賢司君 登壇)

○教育長（藤代賢司君） 谷川優子議員からの御質問のうち、私からは学校編成（統廃合）についての御質問にお答えいたします。

1点目の地域住民との合意はどのように図っていくのかとの御質問ですが、学校再編は子供たちの教育環境を第一に考えることが大切だと思います。そして、それを取り巻く保護者、地域、行政の連携や信頼関係がとても重要となります。

1月28日に実施いたしました学校再編説明会では、109名の保護者や地域住民の方に参加いただきました。

今後、事業の進捗により御説明させていただく機会があると思いますが、子供たちにとって何がいいのか、専門的な知見も踏まえ、基本的な案を示し、住民説明会やパブリックコメント等で様々な御意見をいただきながら、最善の形を目指してまいります。

2点目の学校とまちづくりのビジョンはどのように考えているのかとの御質問ですが、学校は子供たちの学習の場であるとともに、地域にとっては子供たちを介した交流の場であり、災害時には避難所の機能を持つ場となります。それだけに、今後、学校再編に向け、学校跡地の活用、道路整備、スクールバスの運用等、多くの課題に向けた協議、検討を通して、保護者、地域、行政とで連携して取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の国が示している適正規模で子供たちに行き届いた教育ができるのかとの御質問ですが、国が示している適正規模は、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通して、一人一人の資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえた上で、より教育効果を高めるための基本的方向性を示したものです。

1クラスの人数や教職員の定数については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律で規定されております。

本町の現状では、1クラスの人数は、一番多いクラスで小学校が30名、中学校では37名となっています。そこで、子供たちの実態に応じ、加配教員や増置教員を活用し、少人数指導や個別指導に取り組んでいるところです。

また、今年度から町採用の学習支援員を各小学校に配置しており、今後もきめ細やかな指導に努めてまいりたいと考えております。

以上で、谷川優子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 谷川です。

地域住民との合意はどのように図っていくか、再質問をいたします。

町から示された九十九里学校再編成の協議結果で、基本方針では3小学校を統合する、これが前提になっていると思うんですけれども、それに対して、やっぱり保護者のほうからいろんな不安の声がああときも上がっていたんですけれども、事前にその保護者とのアンケートとか、そういう話し合いというのは何回かされたのかお答えください。

○議長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鎌田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鎌田貴賜君） お答えさせていただきます。

教育委員会では、町内3小学校を統合する保護者アンケートにつきましては、令和元年1月に全ての小学校の保護者、教職員を対象に実施したところでございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） そのときのアンケートの中身というか結果、それを教えてください。

○議長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鎌田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鎌田貴賜君） アンケートの結果でございますが、小学校の統廃合は必要である、また、新旧の施設にかかわらず、立地条件を考慮し検討すべきといった意見が多数でございました。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） それは全部、多数というのは全体的に何割ぐらいなのか。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君、もう回数、3回になっていませんか。

4回目の質問になっていますので。

○14番（谷川優子君） この間、保護者が集まった中では、やっぱり統合ありきなのかとか、いろんなそういった意見があったので、今後のこととしてお伺いしたいんですけれども、特に学校とか役場というのは、まちづくりビジョンの中ですごく重要な役割があると。小・中学校統合問題は、やっぱり今後の九十九里町のまちづくりに関連した問題でもある。まちづくりの中で、こういった学校統合問題はどのように考えているのでしょうか。

アンケートの様子は、後で結果を教えてください。

いいです。お願いします。

○議長（中村義則君） 暫時休憩します。

（午後 3時14分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

（午後 3時15分）

○議 長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鏈田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鏈田貴賜君） ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

まちづくりの中で学校統合問題を共に考えることは、とても大事なことであることは認識しておるところでございます。

しかし、少子化の流れの中で、小学校の複式学級が数年後には現実問題として迫っておりますし、津波及び洪水浸水想定区域外となる九十九里中学校敷地内に開設することで、子供たちの日常の安全を確保することができますので、教育委員会といたしましては、学校の再編は子供たちの教育環境を第一に優先しており、まちづくりの中で学校統合問題を考えての事業展開とはなっておりませんが、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 災害の問題は別の問題として、私も後でまた質問したいと思いますけれども、学校編成に向けて、その跡地の活用がかなり、保護者の方あるいは関係の方から言われているんですけれども、それは町としてどこまで、どのように考えているのか。

○議 長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鏈田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鏈田貴賜君） お答えさせていただきます。

学校推進委員会における協議の中で、閉校となる学校施設の取扱いについては、町民の意向を確認するとともに、民間企業の活用など、あらゆる手法について検討することという協議結果、提言がございますので、今後の事業進捗により、協議、検討を進めてまいりたいと思います。

また、町において課長級を主体とした学校建設に伴う庁内連絡調整会議設置要綱を昨年11月に整備し、庁内の多様な見地から諸課題を整理、解決するために設置したところでございますので、協議会、住民説明会等を含め、今後協議、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 谷川です。一番大事なことは、住民の合意を得る。そのためにきっちりと説明をするということが大事だと思うので、やっぱり跡地に関しても、住民が納得いく

ような話合いが大事だと思うので、よろしくお願いします。

それと、国が示している適正規模、その適正規模の数で本当に子供たちに行き届いた教育ができるのかという、先ほど教育長の回答では、切磋琢磨をするためには統合しなきゃいけないという、そういったことだと思うんです。でも、実際、例えば国は今、1クラス40人学級にしていますよね。ところが、40人学級ではいじめがあったり、行き届いた教育ができないということで、県では35人学級に今していると思うんです。だから、国の方針が本当にそのまま子供たちの教育のためになるのかというと、それはちょっと違うと思うんですよね。そのために県は35人学級に、でも、35人学級だってまだ多いというような形になっていると思うんですけれども、その切磋琢磨という根拠というのが、どういった根拠でそういうふうになっているのか。

○議 長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鑓田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鑓田貴賜君） お答えさせていただきます。

教育委員会といたしましては、今回の統合につきましては、複式学級の発生を回避することが一番の目的でございますので、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に沿って実施してまいりたいと考えておるところでございます。

本町の小学校統合時、令和12年度のクラス編制となるんですが、現在よりも少人数制となる各学年1クラス35人学級が法律による基準となる見込みでございます。当てはめると、1年生から3年生が20人を超えますので、各1クラスずつ、4年生から6年生が35名を超えますので、クラス替えもできる各2クラスずつの普通クラス、学級全体のクラスは小学校全体で9クラスと、統合時にはなる予定でございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） そういう状況だから、またいろいろな施策として、複式学級を避けるためにそういった手法を取っていると、そういうことなんですか。

○議 長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鑓田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鑓田貴賜君） お答えさせていただきます。

教育委員会といたしましても、やはり複式学級は避けていきたいという考えは持っておりますし、学校再編推進委員会のほうからもそういった提言を受けておりますので、教育委員会といたしましては、複式学級を避ける形での推進ということで、今回の統合につきましては事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 今回の統合問題なんですけれども、そもそも統廃合の問題は、やっぱり国主導で今どこでも進められていると。やっぱりいろんな批判が出てきていて、小規模校には生徒の学習状況の把握や個別指導ができる利点があるというふうになっていると思うんですね。だから、何か小規模校のみを敵視しているじゃないけれども、集めて、効率的に何かをやればいいみたいな、そういったのは、やっぱり子供のためにはならないと思うんですけれども、最後にそれに関してお答えください。

○議 長（中村義則君） 谷川議員、回数も超えますので、質問を変えていただいていいでしょうか。

○14番（谷川優子君） だから、それを最後に。

○議 長（中村義則君） もう、またこれ4回目の質問になってしまうので、そのように決まった形でやっていただかないと困りますので、次の質問に。

○14番（谷川優子君） 要は、先ほど教育長も言ったように、子供第一ということで考えると、やはり少人数学級の学校がいいと、私はそのように要望して、また、お母さん方もそういった心配もあると思うので、そういう要望をして私の教育委員会への質問は終わります。
次、介護保険制度について再質問を行います。

介護保険料について、現在、介護保険料は保険料区分9段階となっていると思いますが、今後、この保険料区分と負担増についてお答えいただきたいと思います。

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

介護保険料は、御存じのとおり、国が定めた標準段階を基に市町村によって設定され、所得が高くなるほど保険料を多く支払っていただく仕組みとなっております。

町では、国の標準段階を基準としており、現行の9段階から、国の見直しを受け、高所得者の区分を4段階追加し、13段階に設定する条例改正案を本定例会に上程しております。

国の見直し内容は、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、今後の介護給付費の増加を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料負担を軽減する内容となっております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 再々質問をさせていただきます。

そうすると、13段階、比較的に所得の高い人の負担増になると、そういうことなんでしょうけれども、じゃ、その下の人たちは全然変わらないのか。いわゆる段階1から12までの人たちの保険料は変わらずということでもいいんでしょうか。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えさせていただきます。

先ほど町長答弁の中で御回答させていただきましたが、3年間の保険給付費、こちらを算定し、人口の増減、また介護給付費の伸び等から、皆様に負担をいただく介護保険料については、負担増が必要な状況ということでございます。

以上です。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 次に、調整交付金5%についての説明と活用をお願いします。

調整交付金5%が25%の中に入っていると思うんです。その5%の活用がされるのか、それに関して。

○議長（中村義則君） 暫時休憩します。

（午後 3時26分）

○議長（中村義則君） これより再開いたします。

（午後 3時28分）

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 国からの介護施設の基本報酬についての再質問を行います。

加算を見ますと、サービスの質より高い訪問介護への特定事業所加算は、算定要件が大変厳しくて、調べると22年11月時点で対象事業所の半数が算定なしとなっていると思うんです。この施設加算の調査など、町はされているのか、施設が今どういう状態なのかということ、お答えいただきたいと思います。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） それでは、お答えをさせていただきます。

特定事業所加算とは、専門性の高い人材の確保やサービスの質の向上に取り組む事業所を評価する制度であり、国が定めた要件を満たした訪問介護、居宅介護支援の事業所が、指定

権者に届け出ることによって算定できるようになっております。

町が指定権者である居宅介護支援事業所につきましては、現在4事業所中1事業所が加算を算定している状況でございます。また、加算の算定状況につきましては、毎月の国保連合会からの請求に合わせて確認を行い、加算等の算定状況の把握に努めております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） そうすると、4事業所のうち1事業しか該当にならないということだと思うんですね。これ調べると、最も高いプラス20%の加算を取得するのは5.7%だけだと、全体的に。今回のこの改定で、要件、24時間の連絡体制と訪問介護の体制設備などを加えると、大半を占めるのが小規模事業だということなんですね。施設の基本報酬についてのそういったことを含めて、九十九里町の事業場全体はどういうふうになっているんですか。

やっぱり、結構、介護事業所の倒産が今すごく多いんですよ。九十九里町でやっぱりそういった、九十九里町は比較的小規模な介護施設が多いので、今後、もしそういった倒産や何かをすることによって、九十九里町の介護を受ける人たちが大変な状態になると。そういったことで、九十九里町の小規模のいわゆる介護施設というのがどういう状態になっているのか、そういったのはつかんではないんですか。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えをさせていただきます。

全体のということでございますが、先ほど御回答のほうをいたしましたとおり、町のほうが指定権者になっているところにつきましては届出等がございますので、その時点で確認、把握等ができておるんですが、基本報酬、こちらにつきましては先ほどと同じように、加算と同じように毎月の国保連合会からの請求に合わせての算定状況の把握ということが可能でございますが、今現在、こちらの手元のほうには数字をお持ちになっておりませんので、御容赦いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 改正によるサービス利用者への影響についての再質問をいたします。

訪問介護は、やはり在宅生活を支える基本中の基本のサービスだと思うんですね。地域に根づいてきた小規模事業所を潰せば、行き場のない介護難民や家族の介護離職者が確実に広がってくると。介護保険制度の理念である介護の社会化に、これまさに本当に逆行している

という内容だと思うんです。そういった状況の中で、町として何か施策、あるいはそういったのが考えられているのか。

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えをさせていただきます。

町では、介護事業所への経営支援として、国の物価高騰対策重点交付金を活用し、町内の訪問介護サービス事業者に対して、介護サービスの安定的・継続的な提供を支援することを目的とした支援金の交付をいたしました。

国においても、介護職員の処遇改善を含めた定着促進や生産性の向上など、総合的な対策に取り組んでおり、国の補助金等の積極的な活用への啓発など、事業所への情報提供に努めてまいります。

また、町としましては、介護サービスを利用する方への支援といたしまして、在宅介護を受けている方を対象におむつ用品等の購入費用の一部を助成しており、引き続き介護に要する経済的負担を軽減するとともに、在宅介護を支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 介護保険制度が変わるたびに、改正されるたびに住民の負担が増える、使いづらくなるということで、十分にそこは調査をし、事業所との連携を図っていただきたいと思います。

大項目3、認知症基本法の条例化について、先ほど町長より条例化に向けてというお答えをいただいたので、これは再質問はいたしません。

大項目4、パートナーシップ制度について再質問を行います。

国をはじめとし、公的機関においても性的マイノリティー、ジェンダー平等を認めて理解を深める、そういった啓発活動が今取り組まれていると思うんですね。

異性同士の結婚しか認めないという日本の今この結婚制度が多数者のためだけのものであり、性的少数者への差別につながっていると。自治体において、同性同士のカップルをカップルとして認めて、パートナーシップ制度というのは、証明を発行するパートナーシップ制度を設けることによって、多様性のある住みやすい町として、まちづくりの認識ができる。先ほど町長が言った、そういった町のイメージアップのためにもとお答えいただいたんですが、けれども、まさにそうだと思うんです。

それで、パートナーシップ制度をつくるのに、制度化するために、どのような手順という

か、そういった、たしか制度は条例じゃないので、要綱か何かでできるんじゃないかと思うんですけれども、どうなのでしょう。

○議長（中村義則君） 社会福祉課長、古川紀行君。

○社会福祉課長（古川紀行君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、国内でも制度を導入する自治体は年々増えているのは承知のとおりでございます。

性的マイノリティーには様々な形があるため、近年では同性パートナーだけでなく、誰もが性的指向、性自認にかかわらず利用可能にした制度やパートナーの子供も家族とみなすようなファミリーシップ制度など、より多様な性の形に応える制度が増えてきているようでございます。

パートナーシップ制度は、宣誓することによって何らかの法律上の効果が生じるものではございませんが、悩みや生きづらさを感じている方々の不安な思いを少しでも軽減、解消できるよう取り組むものとして認識はしております。

町としては、この制度導入について、町長答弁でもございましたが、先進自治体の取組状況を参考とし、研究を進めてまいりたいと考えております。これから、そこら辺のところについては踏み込んで調査して、導入について検討していくということを考えております。

以上です。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） パートナーシップ制度の再々質問をいたします。

このパートナーシップ制度というのは、SDGsの中でも、ジェンダー平等、LGBT、今は男女平等というよりもジェンダー平等ということになっていると思うんですね。性の要するに多様性。そして、先ほど言ったように、SDGsの中でも国際的にも、このパートナーシップ制度の設置は比較的設置しやすい制度だということになっていると、今、課長にお答えいただいたように。ですから、なるべく早くそういった制度を制度化して、パートナーシップを制度化して、そして九十九里町も積極的にそういった対応をしているということをぜひPRや何かをしていただきたいと思います。

最後にもう一度、それに対して課長なり町長の答弁をお願いします。

○議長（中村義則君） 社会福祉課長、古川紀行君。

○社会福祉課長（古川紀行君） お答えいたします。

前向きに、もちろん早い時期にできればいいんですけれども、内容精査に時間を少しいた

できれば、そういう方向でもちろん進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

◎散会の宣告

○議長（中村義則君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

3月4日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3時40分

令和 6 年第 1 回九十九里町議会定例会会議録（第 2 号）

令和 6 年 3 月 4 日（月曜日）

令和6年第1回九十九里町議会定例会

議事日程（第2号）

令和6年3月4日（月）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

出席議員（14名）

1 番	小野谷 元 伸 君	2 番	阿 井 賢 一 君
3 番	松 井 由美子 君	4 番	西 村 み ほ 君
5 番	小 川 浩 安 君	6 番	原 田 教 光 君
7 番	鑓 田 貴 俊 君	8 番	中 村 義 則 君
9 番	古 川 徹 君	10 番	内 山 菊 敏 君
11 番	善 塔 道 代 君	12 番	細 田 一 男 君
13 番	高 橋 功 君	14 番	谷 川 優 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	浅 岡 厚 君	教 育 長	藤 代 賢 司 君
総 務 課 長	篠 崎 英 行 君	企画政策課長	羽 斗 伸 一 君
財 政 課 長	鈴 木 桂 君	税 務 課 長	川 島 常 嗣 君
住 民 課 長	鵜 澤 康 子 君	健康福祉課長	鶴 岡 正 美 君
社会福祉課長	古 川 紀 行 君	農林水産課長	篠 崎 肇 君
商工観光課長	古 関 保 君	まちづくり課長	作 田 延 保 君
会計管理者	小 森 克 彦 君	ガ ス 課 長	山 口 義 則 君
教育委員会 事務局 長	鑓 田 貴 賜 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 木 原 隆 行 君 書 記 鈴 木 克 奈 君

◎開議の宣告

開 議 午前 9時30分

○議 長（中村義則君） ただいまの出席議員数は全員です。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（中村義則君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議 長（中村義則君） 日程第1、3月1日に引き続き、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、2番、阿井賢一君。

（2番 阿井賢一君 登壇）

○2番（阿井賢一君） 2番、阿井賢一です。

おはようございます。昨年9月に議員として務めさせていただいております阿井でございます。初めての一般質問をさせていただきます。よろしくお願いします。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、まずは1月1日に発生いたしました能登半島地震によりお亡くなりになられた方々の御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被災された方々のお見舞いを申し上げます。

能登半島地震に伴い大規模火災が発生し、輪島市では夜通し消防団が消防活動に当たったという記事を目にしておりました。その他の地区でも、避難所への物資の運搬、集落の巡回、避難所運営の支援など、数多くの消防団の方々が今もなお復興に向けて活動されているとお聞きしております。それらを見聞きする中で、消防団出身の私なりに、今回質問させていただきますので、御答弁よろしくお願いいたします。

それでは、大項目1、消防団のこれからの在り方についてです。

1番目、機能別消防団員制度の導入についての質問をさせていただきます。

本町も人口減少が進み、令和4年4月1日に過疎地域に指定されました。全国的にも高齢化が進み、地震や台風、ゲリラ豪雨などの防災対策はますます重要になってくると思います。また、社会環境や就業形態の変化により、消防団員の活動内容も変化していると考えます。

消防団員は町外に働きに出ている人も多く、いざ火災などの出動となっても団員の人数が集まらず、消防団活動ができない状況であると町民からも話を聞いており、新入団員の確保や団員の年齢の高齢化など、いろいろな面で苦慮されていると思われます。

そこで、機能別消防団導入についてお聞きいたします。

機能別消防団の導入は、消防行政の所轄官庁である総務省消防庁が、消防団活動に参加していく住民層の個々の事業に対しより配慮した、参加の機会を広げ、特定の活動のみ参加することとされる機能別消防団制度を設置することで、新たな消防団員の獲得に向けた施策として打ち出されているものであります。

全国的に消防団団員数の減少という大きな課題に直面しており、団員を確保し、地域防災体制を充実させていくためにも、本町の機能別消防団団員について検討されているのかをお聞きいたします。

続いて、小項目2番目、消防団団員の準中型免許取得についてに入ります。

本町では、消防団の円滑な遂行並びに消防力の充実及び強化の推進を図るため、準中型自動車の運転免許を取得しようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付していると伺っております。このことから、消防団員が本制度を活用し免許を取得しているのか、状況を教えてください。

続きまして、大項目2番目、災害時の職員の初動体制についてお聞きいたします。

昨年11月に、千葉県・東金市・九十九里町合同防災訓練が行われました。その際、実際に災害が起きた際の町職員の初動体制について疑問を感じましたので、今回、質問させていただきます。

防災訓練など災害時を想定して行われており、町職員の皆様には日頃より様々な訓練が実施されていると思います。しかしながら、実際に災害が起きた際、早急な対応が必要になると思われますが、現状を見ますと町外から通勤している職員の方々が多く、初動体制について不安があるのではないかと感じます。

そこで、災害が発生してから職員がどのくらいの時間で登庁し、初動の災害対策ができる適切な職員配置を行っているかをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わりにします。再質問は自席で行います。

○議 長（中村義則君） 阿井賢一議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） 皆さん、おはようございます。それでは、阿井賢一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、消防団のこれからの在り方についての御質問についてお答えいたします。

1点目の、消防団員の減少に伴い、機能別消防団員制度の導入について検討しているのかとの御質問ですが、消防団員は地域防災の要であります。現在、全国的な団員の減少や、サラリーマン化による災害出動人員の減少が課題となっております。

このような状況の打開策として、総務省消防庁では、より多くの方々に参加いただくために、それぞれの能力やメリットを生かしながら、特定の消防団活動や、時間の許す範囲での活動ができる機能別消防団員・分団制度の導入を進めております。その制度の一つとして、本町では本年4月から、女性消防団員制度を導入いたします。そのほかにも、団員確保を図るために入団要件の緩和や処遇の改善に努めております。

今後も、団員確保等も含め町消防団本部と協議し、さらなる制度の導入を検討してまいります。

2点目の、消防団員の準中型免許取得状況についての御質問ですが、道路交通法の改正により、平成29年3月12日以降に取得した普通自動車免許では、運転できる車両の総重量が3.5t未満に限定されております。しかしながら、本町消防団に配備されている消防車両は、全ての車両の総重量が3.5tを超えており、運転する際は準中型自動車免許が必要であります。

このことから、町では消防団員の確保及び団員の円滑かつ迅速な消防活動の推進を図るため、平成30年に町消防団員準中型自動車運転免許取得等促進事業補助金交付要綱を制定し、準中型及び中型自動車免許の取得を希望する団員を対象に、10万円を限度とし、免許取得に必要な費用の2分の1を補助しているところでございます。なお、現在までに13名の団員が本制度を活用し、免許を取得しております。

次に、災害時の職員の初動体制についての御質問にお答えいたします。

災害が起きた際の町職員の初動体制について、適切な職員配備を行っているのかとの御質問ですが、初動の職員配備体制については、地域防災計画に風水害編と地震・津波編の体制基準が設定されております。また、年度初めに各課から配備人員の報告を受け、初動対応を実施するための適切な職員配備に努めております。

なお、配備体制が発令されてからの職員の登庁時間については、地震や津波を想定した職員非常時参集訓練を昨年度実施したところ、10分以内に参集した職員が約5割、30分以内に

参集した職員が約８割という結果でございました。

以上で、阿井賢一議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長（中村義則君） ２番、阿井賢一君。

○２番（阿井賢一君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に入らせていただきます。再質問に関しては一問一答で行います。

大項目１番目の１、機能別消防団導入についてですが、御答弁にあるとおり、団員確保を図るために様々な改善に努めておられるということは理解できました。しかしながら、実際の火事の現場に行くと、消防団員の数が以前よりも少なく感じます。

そんな中で、私もそうですが、以前消防団員に所属していて何らかの理由で退職された方々など、災害時に協力している場合があります。その方々たちは既に消防団員としての経験を有しており、そういった方々を積極的に採用できるような体制をお考えではないですか。

○議 長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、消防団員経験者を採用したりする制度が機能別消防団員制度の一つでもあります。しかしながら、その位置づけや処遇など具体的な活動につきまして、町消防団本部においても数年前から協議を重ねており、導入後のメリット、デメリットについて、さきに導入している消防団の状況も確認しながら現在検討しておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議 長（中村義則君） ２番、阿井賢一君。

○２番（阿井賢一君） それでは、再々質問をさせていただきます。

機能別消防団制度の導入は、どのくらいの期間を要しますか。

以上です。

○議 長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

制度を導入するためには、先ほどの答弁にもありましたように、その位置づけや処遇、具体的な活動内容など、現役消防団員が機能別消防団員へ異動することのないように規定する必要がありますことから、時間を要しているところでもございます。

このことから、制度の導入には町消防団本部との十分な協議が必要となりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議 長（中村義則君） 2 番、阿井賢一君。

○2 番（阿井賢一君） 御答弁ありがとうございました。制度の導入には様々な協議が必要でしょうが、なるべく早急な導入をお願いいたします。

続いて、小目 2 番目、消防団員の準中型免許取得についてに入ります。

本町では、消防団活動の円滑な遂行並びに消防力の充実及び強化の推進を図るため、準中型自動車の運転資格を取得する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付していると伺っております。このことから、消防団員が本制度を活用し免許を取得しているのかの状況を教えてください。

以上です。

○議 長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

消防自動車を運転する際に必要な免許資格を有している団員ですが、令和 5 年10月 1 日現在で全体の82.4%おります。新たに準中型免許を必要とする団員については17.6%となります。このことから、免許取得の実績人数は少ないように思えますが、実際の運用には支障を来していないところでございます。引き続き全団員が取得できるよう、今後も新入団員への個別説明や定期的に開催している消防団会議において、取得の推進に努めてまいります。

また、免許取得はあくまでも希望される団員となりますので、取得しない理由についての確認は行っておりません。

以上です。

○議 長（中村義則君） 2 番、阿井賢一君。

○2 番（阿井賢一君） それでは、再質問をさせていただきます。2 番目の消防団員の準中型取得について再質問を行います。

13名が実際に免許を取得されているということですが、実績が少ないように思われます。準中型は消防自動車を運転する際に必要になると思いますが、新たに入団した団員が免許を取得しない理由を調査したことはございますか。

以上です。

○議 長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） 先ほど答弁をさせていただいたと思いますが、免許の実績人数でございすが、答弁の繰り返しになりますけれども、全体の82.4%の団員が取得しておりま

す。13名という少ない実績ではありますが、実際の運用には支障を来しておりませんので、御理解をお願いいたします。

また、免許取得はあくまでも希望される団員ということになりますので、取得しない理由についての確認も行っておりません。

以上です。

○議長（中村義則君） 2番、阿井賢一君。

○2番（阿井賢一君） すみません、上がっちゃいました。失礼しました。

大項目2番目の災害時の職員の初動体制について再度お聞きします。

災害発生時、配備の職員が招集されると思いますが、その職員の町外の割合を教えてください。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

配備体制につきましては町地域防災計画に記載されておりますが、災害に合わせて職員を招集しております。第一次配備での風水害につきましては町内13名、町外10名の23名が招集され、地震、津波におきましては町内6名、町外がなしと、計6名の配備体制となっております。

なお、災害発生時の対応につきましては、今後も適正な職員招集を行い、しっかりとした初動体制の下、災害対応に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（中村義則君） 2番、阿井賢一君。

○2番（阿井賢一君） 御答弁、誠にありがとうございました。大項目の再質問はございません。

災害が起こった際、本町並びに防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、災害予防、災害対策を実施し、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、また被害を軽減することを目的に、九十九里町地域防災計画が策定されていると思います。

直下型地震が懸念される昨今、また、ここ数日、千葉県東方沖に地震が多く、本町においても大規模災害の体制を万全にする必要があると思われましたので、今回、一般質問をさせていただきました。

以上、質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（中村義則君） 暫時休憩します。

再開は10時です。

(午前 9時51分)

○議長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時00分)

○議長（中村義則君） 順次発言を許します。

通告順により、7番、鏑田貴俊君。

(7番 鏑田貴俊君 登壇)

○7番（鏑田貴俊君） 7番、鏑田です。

議長の御承認をいただきましたので、これから令和6年第1回定例会における一般質問を行います。

今回の一般質問では、通告した9項目につきまして、大きく2つのテーマに分けて質問させていただきます。一つは地域公共交通政策について、もう一つは防災無線の戸別受信機貸与規程についてであります。

それでは、まず最初に、町地域公共交通計画（案）に係る新たな外出支援サービスへの今後の取組について伺います。

この地域公共交通の導入に関しては、これまでも長らく先輩議員により議論が繰り返されてきたテーマであります。そのような中、今般、九十九里町地域公共交通計画（案）がパブリックコメントに付すことを目的として公表され、具体的な取組の方向性が打ち出されました。

計画案そのものは、町内における公共交通全体の現状分析から、町民の意識、利用状況、将来のあるべき姿やそれらに向かつての取組まで、地域全体で公共交通を支えるとの思想の下、100ページにもわたる非常に幅広く練り上げられた計画であります。そこで、今回の一般質問では、それらの中から特に外出支援サービスの導入をテーマに取り上げさせていただきます。

そこでお伺いします。高齢者等交通弱者に対する対策として、本町においてデマンド型乗合タクシーまたはコミュニティバスを導入するのかどうか、町のお考えをお聞かせください。

地域公共交通計画を進める上では、現在、町の公共交通を担っているバス路線事業者や地

元タクシー事業者との多面的な調整が欠かせないものと思われます。また、それら関係者は利害を超えて、一段高い見地から互いに理解し合う協力関係も必要であると考えます。

そこで、次に伺います。これまで地域公共交通会議において、デマンド型乗合タクシーやコミュニティバスの導入に関して意見交換をしたことがあるのかお聞かせください。

次に、3項目めの質問としてお聞きします。

町地域公共交通計画（案）では、具体的な取組内容として、バスが運行していない町内の地区を対象として、行き先、運行ルート、時間帯を定めたデマンド型乗合タクシーなどについて検討し、状況により実証運行を行うとあります。一方、計画案が示す計画期間は5年間となっております。

そこで、計画期間である5年間に、新たな外出支援サービスの実証実験として運行を行うことは可能なかどうか御説明ください。

次に、社会福祉協議会で行っている外出支援サービス事業との関連についてお聞きします。

現在、社会福祉協議会では65歳以上の高齢者を対象に、ワゴン車などを使用し、スーパーへの買物やクリニック等への通院のための支援を行っております。そのことを考えますと、今後、町地域公共交通計画が実施されると、利用対象者は重複することになります。

そこで、お聞きします。町としては、社会福祉協議会で行っている外出支援サービス事業と連携し、利用対象者の拡大を図るお考えがあるのかどうか、見解をお聞かせください。

地域公共交通に関し、最後に質問します。

公共交通の利用が単独で難しい高齢者や障害のある方などへの対応について、今後の対策はどのように考えておられるのかお聞かせください。

次に、大きな項目の2つ目、防災行政無線（戸別受信機）貸与規程に係る設置対象を認定する際の運用についてお聞きします。

質問に入る前に、今回、本件質問をするに至った背景について若干述べさせていただきます。それは、本町に居住しているものの、事情により住所登録をしていない高齢者の方から、防災行政無線の戸別受信機について貸与を受けたいとの相談を受けたことでした。なお、以降、本件質問中は戸別受信機と省略させていただきます。

現在、戸別受信機の設置先は、規程により次のようになっております。それは、1番目に防災関係機関、2番目に九十九里町に居住し住所登録をした世帯、3番目に現に人が勤務し営業を営んでいる事業所または事務所、4番目にその他町長が必要と認めた施設であります。つまり、規程上、個人に関していえば、2番目に申し上げた、九十九里町に居住し住所登録

をした世帯以外は貸与を受けられないこととなっております。

一方、法律では、住所が変わった場合は14日以内に住民票を移さなければならないと定められており、正当な理由なく住民票を移さなかった場合は罰則もあります。しかしながら、インターネットなどに掲載された法律専門家の見解を見ますと、夫婦間や家族間の一時的な別居や単身赴任の場合などは、住民票は必ずしも直ちに移す必要はないと解釈されており、中には移さないほうがよいケースもあり得ることです。

そのようにやむを得ず住民票を移せないケースでも、地震・津波などの自然災害は能登半島地震のように突然襲ってくることから、仮にそのような方は、戸別受信機を望んでも本町の規程では貸与を受けられないだけでなく、有償で交付を受けることもできないこととなります。

そこで、町には、今後、機会を見て、戸別受信機の貸与規程を見直していただく際のサジェスションとならないかと、本件質問に至った次第であります。

それでは、本題に移らせていただきます。

そこで、事情により住民登録が困難な住民に対し、特例として貸与を認める考えはあるかどうかお聞かせください。

次に、貸与規程では設置先として、その他町長が必要と認めた施設とありますが、それはどのようなケースを想定しているのか御説明ください。

また、その他町長が必要と認めた施設と認定する場合、審査をするための申請用紙はあるのかどうか、また、それら申請を過去に受理した事例はあるのかどうかお聞かせください。

最後の質問として、住民から設置要望があっても無償貸与ができない場合、ケースにより有償で交付できるよう、規程を改定するお考えはないかどうか、見解をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。なお、再質問は自席にて行います。

○議 長（中村義則君） 鍵田貴俊議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） 鍵田貴俊議員の御質問にお答えいたします。

初めに、町地域公共交通計画（案）に係る新たな外出支援サービスへの今後の取組についての御質問にお答えいたします。

1点目の、高齢者等交通弱者に対するデマンド型乗合タクシーまたはコミュニティバス導入の考えはとの御質問ですが、地域公共交通計画（案）に記載されておりますとおり、効率

的な外出手段の確保のため、バスを運行していない地区を対象として、デマンド型乗合タクシーやコミュニティバスに限らず、移動手段の確保対策について検討することとしております。

2点目の、これまで地域公共交通会議において、現在の交通事業者と意見交換したことはとの御質問ですが、本町の公共交通事業者であるバス事業者及びタクシー事業者に委員として参画いただいている地域公共交通会議を、本年度、合計5回開催し、その意見を踏まえ、地域公共交通計画（案）の策定まで至ったものでございます。

3点目の、町地域公共交通計画（案）の計画期間（5年）に、新たな外出支援サービスの実証実験的な運行は可能かとの御質問ですが、地域公共交通会議において、令和6年度から移動手段の確保対策事業の検討を行い、早ければ令和7年度に移動手段の確保対策について取組を開始したいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

4点目の、社会福祉協議会で行っている外出支援サービス事業と連携し、利用対象者の拡大等を図る考えはとの御質問ですが、地域公共交通会議には町社会福祉協議会も委員として参画いただいております。既存の公共交通の持続的な運行維持に配慮しつつ、慎重に協議を重ね、本町の実情に応じた外出手段の確保を図ってまいります。

5点目の、公共交通の利用が単独で難しい高齢者や障害のある方などへの対応について今後の対策はとの御質問ですが、現在、単独で公共交通の利用が困難な高齢者や障害者については、介護保険あるいは障害者自立支援給付などによる移動支援サービスを活用いただいております。今後も、地域公共交通会議の中で関係機関と連携しながら、外出支援策の確保を検討してまいります。

次に、防災行政無線（戸別受信機）貸与規程に係る設置対象を認定する際の運用についての御質問にお答えいたします。

1点目の、事情により住民登録が困難な住民に対し、特例として貸与を認める考えはとの御質問ですが、戸別受信機の貸与は、九十九里町防災行政無線（戸別受信機）貸与規程に基づき貸与しております。

この規程の貸与の要件の一つとして、本町に居住し住民登録をした世帯としており、住民登録は様々な行政サービスを受けるための権利と義務の基礎となっておりますので、特例として貸与を認める考えはありません。

2点目の、貸与規程では設置先としてその他町長が必要と認めた施設とあるが、その想定されるケースはとの御質問ですが、必要と認める施設は町公共施設及び町内小・中学校や要

配慮者施設などがございます。

3点目の、その他認定の場合、審査するための申請用紙はあるのか、また過去に受理した事例はとの御質問ですが、その他認定専用の申請書はございませんが、貸与規程により定められた申請書を審査し貸与しております。なお、過去に受理した事例としましては、要配慮者施設及び町内小・中学校、こども園などとなっております。

4点目の、住民から設置要望があった場合、ケースにより有償で交付できるよう改定する考えはとの御質問ですが、戸別受信機については貸与規程に基づき、町民の安全・安心を守るため無償で貸与しております。

今後につきましても、有償により貸与することは考えてはおりませんが、しかしながら、町民の皆様の生活様式の多様化に伴う町民の相談には対応していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上で、鑓田貴俊議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中村義則君） 7番、鑓田貴俊君。

○7番（鑓田貴俊君） 7番、鑓田です。

それでは、ただいまいただいた答弁に関連して再質問させていただきます。

それでは、まず高齢者等交通弱者に対するデマンド型乗合タクシーまたはコミュニティバス導入の考えに対する答弁について再質問をします。

御存じのとおり、現在、バス路線だけでは町内における買物や通院することは困難であり、自動車かタクシーを利用するしか手だてがありません。また、タクシーを利用するにしても、目的地への往復費用を考えると、対象となる利用者は限られてしまいます。また、さらに医院、クリニック等へ通院する場合は、待ち時間があるため、帰りの時間が不確定となります。

そのような中、先ほど、デマンド型乗合タクシーやコミュニティバスに限らず、移動手段の確保対策について検討されると御答弁いただきました。そこで、デマンド型乗合タクシーやコミュニティバスに限らない移動手段の確保対策とは、具体的にどのような構想をお持ちなのかお聞かせください。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、現状の路線バスだけでは移動手段の確保は困難な状況でございます。また、先般実施いたしました町民アンケートの調査結果から、現行の路線バスは8割の方が利用しておられないこと、また7割の方が自家用車で移動していることが判明をしております。

す。このような状況を踏まえますと、新たな移動手段の確保対策としては、タクシーなどドア・ツー・ドアによる移動手段が効果的ではないかと考えてございます。

タクシーの乗り合いが増えることにより、効率化や利用者負担の軽減も期待できますので、現時点ではデマンド型乗合タクシーやタクシー利用助成の拡充なども、新たな移動手段の確保対策の一つとして検討すべき事業であると捉えてございます。

引き続き、効率的な移動手段を確保するための手法について、地域公共交通会議において検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 7番、鎗田貴俊君。

○7番（鎗田貴俊君） ただいま、現時点では新たな移動手段としてデマンド型乗合タクシーなどが選択肢の一つである旨、御答弁いただきました。その場合、デマンド型乗合タクシーは完全事前予約制が前提となっております。

そこでお伺いします。その場合、当然、タクシーの借り上げ、予約受付等の事務管理が必要となりますが、それらは業務委託方式になるのでしょうか、それとも新たな組織の立ち上げによることになるのでしょうか。差し支えない範囲でお聞かせください。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをいたします。

先ほど御回答差し上げましたとおり、これから地域公共交通会議において、新たな移動手段の確保対策の検討に取り組むたいと考えてございます。御質問の事務処理手法につきましては、デマンド型乗合タクシーを実施するかどうかも含め、現時点ではお答えできる状況にございませんので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 7番、鎗田貴俊君。

○7番（鎗田貴俊君） 次に、地域公共交通会議に関連して再質問させていただきます。

地域公共交通計画（案）では、町民の外出手段の具体的な取組内容として、行き先、運行ルート、時間を定めたデマンド型乗合タクシーなどについて検討し、状況に応じて実証運行を行うとあります。そして、一般論で申し上げますと、現在の民間交通事業者と新たな地域公共交通サービスとは、営業と公益という点において相反する面があります。

そこでお伺いします。先ほどの御答弁の中で、公共交通事業者である委員の意見を踏まえ、地域公共交通計画（案）を作成したとありましたが、公共交通事業者は、デマンド型乗合タ

クシーなどの導入を検討する方向性に賛意を示してくれていると理解してよろしいのでしょうか。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えさせていただきます。

現在の状況では、外出手段の効率的な確保が十分に図れていないということにつきましては、地域公共交通会議でも認識をされております。一方、ただ単にデマンド型乗合タクシーなどを導入した場合、現在の公共交通事業者はその影響を受けまして衰退の一途をたどることとなり、近い将来撤退してしまうことが想定されます。

地域公共交通会議といたしましては、現在の公共交通事業者の持続的な運行を確保することとは重要課題として目標に掲げており、その前提の下に、新たな移動手段の確保対策を講じることについて合意を得たところでございます。

既存の公共交通事業者を堅持することを前提に、役割分担を明確にした上で、新たな移動手段の確保対策の導入について検討を進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 7番、鎌田貴俊君。

○7番（鎌田貴俊君） 新たな移動手段の導入に当たっては、地域公共交通会議に参画する公共交通事業者全員の同意が必要であると認識しております。そして、それはそれでナーバスな点も含まれていると思いますので、ぜひ引き続き協議が前進するよう御努力をお願いします。

次に、新たな外出支援サービスの実証運行に関して再質問します。

先ほど、令和6年度から検討を開始し、令和7年度には移動手段の確保対策についての取組を開始すると伺いました。

そこでお聞きします。ということはつまり、令和6年度は検討期間として実施は難しいとしても、具体的な取組開始年度である令和7年度までには、早ければ実証運行が行われると解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、公共交通会議におきまして、令和6年度から新たな移動手段の確保対策の事業化に向けた協議を行い、合意に至った場合には、令和7年度中に新たな移動手段の確保対策を開始したいと考えてございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 7 番、鎗田貴俊君。

○7 番（鎗田貴俊君） 7 番、鎗田です。

山武郡内では、残業規制強化等で運転手が不足するという2024年問題に対処するため、自動運転技術を使った公共バスの実証運行として、一步進めた取組を始めた自治体もあります。また、全国的には自治体ライドシェアなどの導入も取り沙汰されております。本町においては拙速に急ぐ必要はないと思いますが、本町の実情に見合った形で、しかも将来を見据え、着実に計画を進めていただくようお願いいたします。

次に、現在、社会福祉協議会が行っている外出支援サービス事業との関連について再質問します。

いずれ地域公共交通計画に基づく外出支援サービスが実施された場合、町が進める事業と社会福祉協議会の外出支援サービス事業とは、事業名称だけでなく利用対象者も重複します。したがって、町と社会福祉協議会それぞれが両事業を進めることは得策でないと思われます。また、社会福祉協議会の外出支援サービス事業は、ボランティアの協力により成り立っており、現実問題として利用者をこれ以上増やすことは難しいと考えられます。

そこでお聞きします。町としては、地域公共交通計画（案）に、外出支援サービスと社会福祉協議会の外出支援サービス事業、つまり2つの事業の関連性、今後の方向性をどのように捉えているのか、見解をお聞かせください。例えば、社会福祉協議会の外出支援サービス事業は町に一元化し、社会福祉協議会の対象者は、公共交通の利用が単独では難しい高齢者などに特化することにしてはどうでしょうか。

○議 長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをさせていただきます。

現時点におきましても、社会福祉協議会の高齢者の外出支援サービスと、町が行っておりますタクシー利用助成事業では、一部で対象者が重複をしている状況でございます。サービスを利用される側といたしましては、選択肢が増えるというメリットがある一方で、混乱する、あるいは既存の公共交通事業を必要以上に圧迫するというデメリットもあろうかと思っております。

令和5年度から社会福祉協議会に、地域公共交通会議の委員として参画いただきましたのは、こうした重複している事業の調整なども必要になるというためでございます。引き続き、地域公共交通会議において丁寧に協議を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 7 番、鎗田貴俊君。

○7 番（鎗田貴俊君） ただいま、利用者の重複や混乱といったデメリットに関する御答弁をいただきましたが、仮にデマンド型乗合タクシーなど新たな外出支援サービスを導入した場合は、社会福祉協議会の利用者との間に少なくとも利用料金の有無に差異が生まれ、不公平が生じることは明らかであります。

そこでお聞きします。社会福祉協議会の外出支援サービス事業との統合を含めた検討については、早めに協議の上、町地域公共交通計画においてその方向性を示すべきであると考えますが、御見解をお聞かせください。

○議 長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをさせていただきます。

御指摘の点につきましては、地域公共交通計画（案）の今後の取組の方向性にもございまして、地域の実情に応じた外出手段を確保し、日々のお出かけを便利にする調整、工夫に取り組むこととしております。

社会福祉協議会の外出支援サービス事業も含めまして、全体のバランスを考えながら、本町の公共交通が目指すべき姿の実現に向け、計画に基づく取組を進めてまいりたいと考えてございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長（中村義則君） 7 番、鎗田貴俊君。

○7 番（鎗田貴俊君） 7 番、鎗田です。

それでは、大項目 1 つ目の最後にお伺いします。

公共交通の利用が単独で難しい高齢者や障害のある方については、それぞれ居住環境や身体の状態も違うことが予想されることから、介護保険などによる公的支援だけでは解決しづらいケースもあるのではないのでしょうか。

地域公共交通計画（案）には、取組の一つとして、福祉と連携した外出等の支援がうたわれております。また、具体的な取組内容として、町の福祉部門による支援の方策例なども挙げられております。

そこでお聞きします。公共交通の利用が単独で難しい方々に対する対策としては、公的支援とは別に、社会福祉協議会がワゴン車などでの買物支援、通院のための個別送迎を行うよう、社会福祉協議会とタイアップすることにはどうかと考えますが、見解をお聞かせく

ださい。

○議 長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、現在、社会福祉協議会で実施しております買物支援サービスにつきましては、介護保険など公的な支援の対象とならない方々にとって非常に効果的な事業であるというふうに考えてございます。

地域公共交通会議は、社会福祉協議会だけでなく、町の福祉部門の職員も参画しておりますので、今後、関係部署が連携し、公的な支援の対象とならない方々、また公共交通の単独利用が困難な方々への方策を検討し、既存の公共交通との共存を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 7 番、鎌田貴俊君。

○7 番（鎌田貴俊君） 7 番、鎌田です。ありがとうございました。

地域公共交通における外出支援サービスの導入を検討するに当たっては、様々な境遇の町民が対象となりますが、不公平感が生じることは避ける必要があると思います。

また、効率的な移動手段に関しても、将来的には運転手不足や人口減少に伴う人手不足も懸念される場所ですが、全国のある自治体では A I、いわゆる人工知能の活用により、予約時から複数の乗降地を結ぶ効率のよい経路を瞬時に見つけて、運転手に指示する方法を採用しているところもあるようです。また、ある公共交通に詳しい専門家によれば、既存の路線バスを動脈とすれば、デマンド交通は毛細血管と例えております。

そこで、今後、計画を具体的に遂行する上ではいろいろな問題も発生してくると思いますが、住み慣れた場所で暮らし続けたいという住民の願いをかなえるため、ぜひ持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に御努力いただくようお願いいたします。

次に、戸別受信機の設置対象に関して再質問します。

御答弁いただいたとおり、戸別受信機の貸与規程では本町に住民登録をした世帯に限定しておりますが、現実には社会状況の変化に伴い、冒頭でも申し上げましたとおり、夫婦間や家族間の一時的な別居や単身赴任の場合などにより住所登録ができず、居住している人たちも少なからずいることが予想されます。

一方、一時的な居住とはいえ、能登半島地震のような災害は当然、突然に襲ってきます。そして、その際、屋内にいた場合は、風向きなどの天候状況により、屋外に設置された防災

無線ではサイレンは聞こえても、緊急避難方法などの詳細が聞き取れないケースも想定されます。

したがって、やむを得ず一時的に住所登録ができず居住している人たちにとっては、希望しても貸与を受けられないと、日々不安の中で過ごすことになるとともに、いざというときには避難が遅れることにもなりかねませんが、そのような事態を回避するにはどのような方法があるか、見解をお聞かせください。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

災害発災時の迅速な情報でございますが、災害が発生するおそれがある揺れの強い地震、それから津波などに関しましては、緊急地震速報などで報道機関より周知をされております。また、その地域へ一時的にお越しいただいている方などには、電気通信事業者から緊急エリアメールを利用されまして即時に送信され、迅速な情報伝達が実施されております。

町といたしましても、町防災行政無線だけではなく、いざというときに避難が遅れることがないように、国、県などと連携を図りながら災害情報伝達の多重化に努めておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（中村義則君） 7番、鑓田貴俊君。

○7番（鑓田貴俊君） 今、御答弁いただきましたが、貸与を希望する居住者の中には、高齢者でSNSとか携帯などの扱いには不慣れな方もおられると思われます。また、常に手元にそういったものを置いてあるとも限りません。つまり、御答弁にもありましたけれども、身を守るためには様々なチャンネルが必要であるということではないでしょうか。

それでは、お伺いします。この質問項目での重要なポイントは、つまるところ、一時的に住所登録できない居住者が戸別受信機を持つ機会を与えていただけないということは、防災、避難対策の対象から一部の居住者が外れるということに行き着くわけですが、その点についての御意見をお聞かせください。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） 緊急時、災害発災時でございますが、一番最初に情報伝達されるのが緊急地震速報、それから緊急エリアメールで即座に配信されております。現在、全国民の中で携帯電話をお持ちの方は9割を超えているということを私は認識しております。そういったことで、携帯電話は必ず近くにあると。緊急エリアメールで即座に送信されております。

すので、防災行政無線だけではなく、そちらにも重視していただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（中村義則君） 7 番、鑓田貴俊君。

○7 番（鑓田貴俊君） それでは次に、貸与規程にある、その他町長が必要と認めた施設に関連して再質問させていただきます。

先ほども申し上げましたとおり、一時的に住所登録ができず居住している人たちが一定数いる前提に立てば、その他町長が必要と認めた施設等の要件は、施設のみならず個人も含めるべきかと考えます。

そこで、「その他町長が必要と認めた施設」との表現は、「施設または世帯」と改訂すべきと考えますが、御見解をお聞かせください。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） お答えさせていただきます。

世帯に関しましては、貸与規程の第 2 条で規定されておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（中村義則君） 7 番、鑓田貴俊君。

○7 番（鑓田貴俊君） 7 番、鑓田です。

次に、認定する際の申請用紙に関連して再質問します。

先ほどいただいた御答弁は、現在の貸与規程により問題なく提出された申請書を指していると思われますが、一般的にその他町長が認める事例ということは、施設であれ世帯であれ、直ちに規程に合致しない例外的なケースなどが想定されます。したがって、そのような要望を受け付けたときは、直ちに謝絶などの判断をするのではなく、一時的に住民登録ができない理由などを記入した事情説明書を提出してもらい、その上で審査する必要があるのではないのでしょうか。

そこで、口頭などにより例外的な設置の要望があった場合、現在どのように対応されているのかお聞かせください。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） お答えさせていただきます。

現在、私どもの行っているものはあくまでも貸与規程がありますので、その規程にのっと

り貸与させていただいておりますので、御理解をお願いいたします。

○議 長（中村義則君） 7 番、鍵田貴俊君。

○7 番（鍵田貴俊君） この点は何度御答弁いただいても平行的な面が出てきちゃうと思いますので、最後に有償により貸与することの可否に関連して再質問させていただきます。

規程上から見てどうしても貸与が認められない場合でも、事戸別受信機に関しては、災害発生時において町内の居住者が早期にひとしく全員避難することを考えれば、貸与を受けられない世帯等に対しても何かしらの対応策は必要であると考えます。

そこで、あらかじめ規程に有償で交付することもあり得る旨うたっておくことにより、少なくとも希望する世帯は全て戸別受信機を持つことができるのではないのでしょうか。

そこで伺います。有償交付を含め、希望世帯が全て戸別受信機を持てるような対応について、何がネックとなるのか理由をお聞かせください。

○議 長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） お答えをさせていただきます。

戸別受信機を販売業者から直接購入することは可能でございます。しかし、町が販売することはできかねますので、購入希望者が直接販売業者から購入していただくこととなります。

なお、本戸別受信機につきましては受注生産となっておりますので、納入期日、納入金額につきましては分かりかねますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議 長（中村義則君） 7 番、鍵田貴俊君。

○7 番（鍵田貴俊君） 今は、一時的に住所登録ができなくても、それらの方々のうち何割かの方は、条件さえクリアすれば直ちに住所登録をされる将来の町民ではないかとの想定も成り立ちます。

いずれにしましても、これまで一部、聞きづらい、答えづらい議論もあったとは思いますが、長時間にわたり真摯に御対応いただきありがとうございました。

定例会冒頭において浅岡町長は、その施政方針の中の一部において次のようにおっしゃられました。それは、一つは多様化する町民ニーズに応えるまちづくり、もう一つは安全と安心で快適に暮らすまちづくりであります。

したがって、災害時に備え、誰もが安全・安心に暮らせるよう、また当局には人道上の観点からも、今後、ぜひ御配慮いただけるような対応を最後に期待しまして、今回の質問を終わります。御協力ありがとうございました。

○議長（中村義則君） 暫時休憩します。

再開は10時55分です。

（午前 10 時 41 分）

○議長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 54 分）

○議長（中村義則君） 順次発言を許します。

通告順により、5 番、小川浩安君。

（5 番 小川浩安君 登壇）

○5 番（小川浩安君） 5 番、小川です。

議長のお許しをいただきましたので、本定例会に2項目5つの質問をさせていただきます。

質問に入る前に、元日に発生しました能登半島地震においてお亡くなりになられた方々に、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、御遺族や被災された皆様にお見舞いを申し上げます。一日も早い復興により皆様が安心して生活できますよう、心よりお祈り申し上げます。

それでは、質問に入ります。

初めに、町長が重要視する施策から、一次産業活性化に九十九里ブランドを生かす町の対応について伺います。

町長のメディア対応として、2月8日の新聞報道に「産業振興で人口減歯止め」と題し、町長就任の1期目で重要視する施策を問われた際、産業活性化と子育て支援に対して重点的に取り組むと記載されておりました。

記事の中では、人口減少に歯止めが利かないので何とか止めたい。産業が活性すれば就業先も増え、来る人も増える。そうすると税収も上がり、いろいろな施策ができるようになるなど、町の将来像について語られておりました。子育て支援では、町内小・中学校の給食費無償化を令和6年1月から開始したことにも触れられておりました。

また、町長選の際には、一次産業活性化などで九十九里という地名のブランドを生かすとも話していて、知名度の高い九十九里ブランドを使って物を開発すれば、同じものであっても、1割でも2割でも高く売れて利益になる。それによって町民の生活がよくなればいい。九十九里町の住民にとって九十九里は当たり前の名前なので、その価値にぴんときていない

ように感じる。高い価値があることを周知する必要があるとも記載されていました。

子育て支援では、小・中学校の給食費無償化を、町長就任から僅か2か月余りの1月から実施するなど、町長の公約への対応の速さと有言実行の決断力には敬意を持つとともに、今後の子育て行政において、とりわけ小学校のこれからの在り方については、保護者の意見を柔軟かつ真摯に聞き入れ、よりよい方向に進めていただくよう、さらなる指導力に御期待を申し上げます。

去る2月9日、山武地域6市町の首長が県庁を訪問し熊谷知事と意見交換を行った際、九十九里浜のブランド化や観光拠点づくりについて、県からの支援を要望したことは大変素晴らしいことだと思います。

本町においては、町長が重要視する施策から、一次産業活性化に九十九里ブランドを生かすとありましたが、そこでお伺いします。町長が重要視する施策から、一次産業活性化に九十九里ブランドを生かす町の対応として、具体的に4点ほどお伺いします。

質問の1として、九十九里ブランドを掲げる生産物の考えはあるのか。九十九里の知名度を高める魅力的な生産物として、九十九里の風土や歴史が感じられる伝統的な生産物や、豊かな自然を生かした創作的な生産物など、様々な生産物が考えられると思いますが、町の考えをお伺いします。

次に、質問の2として、九十九里ブランドを支える生産者確保の考えはあるのか。一次産業を支える就労者の確保は、後継者問題も含め町の重要な課題でもあり、九十九里ブランドの推進と並行して取り組んでいただきたいと思います。町の考えをお伺いします。

次に、質問の3として、九十九里ブランドを確立するため、行政の各課連携について考えはあるのか。ネームバリューを確立する上で、生産者や製造に関わる担当、または戦略的かつ柔軟な発想で町の将来像を計画する担当など、目標を達成する上で町行政各部署の協働が必要だと思いますが、行政の各課連携について考えがあるのかお伺いします。

次に、質問の4として、九十九里ブランドの確立と継続に対して、ふるさと納税との関連性は考えているのか。魅力ある九十九里ブランド商品として発信する媒体の一つに、ふるさと納税の活用があります。広範囲にわたり、即効性もあり、宣伝効果も図られることから、九十九里町の知名度アップにつながり、本町を訪れる人も増えることと思います。

そのためにも、信頼を得る対応として、質の低下のないよう常に高みを目指す積極的な姿勢と、丁寧かつ親切的な取組が必要であり、九十九里ブランドを維持、継承していくにはそれなりに必要経費もかかると思います。その必要性は、ふるさと納税の歳入を充てることで生

産性の循環が図られ、財政的な指標の一つになると考えられます。

九十九里ブランドの確立と継続に対して、ふるさと納税との関連性は考えているのかお伺いします。

続きまして、東千葉メディカルセンターに対する県の財政的・人的支援の継続を求める要望についてお伺いします。

2月9日、県庁において浅岡町長と東金市長が県知事に提出した、東千葉メディカルセンターに対する県の財政的・人的支援の継続を求める要望によって、今後どのような展望が考えられるのかお伺いします。

以上で1回目の質問を終了します。再質問は自席にて行います。

○議 長（中村義則君） 小川浩安議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） 小川浩安議員の御質問にお答えいたします。

初めに、町長が重要視する施策から、一次産業活性化に九十九里ブランドを生かす町の対応とはとの御質問にお答えいたします。

1点目の、九十九里ブランドを掲げる生産物の考えはあるのかとの御質問ですが、現在、特定の生産物は考えておりませんが、本町で生産される農産物や水揚げされる水産物及びそれらを使用した加工品等、一次産業に関わるものに限らず、様々なものに九十九里という全国的ブランドを活用し付加価値を持たせることで、売上げの増加に伴う増収・増益により、一次産業をはじめとする地域産業の活性化を図りたいと考えております。

2点目の、九十九里ブランドを支える生産者確保の考えはあるのかとの御質問ですが、生産者の確保は必要不可欠であると認識しておりますが、一次産業従事者の高齢化や後継者不足は、本町のみならず全国的な問題となっております。町の生産物や商品などに九十九里ブランドを活用し、付加価値を持たせることで競争力を向上させ、所得の増加等につながる魅力ある産業とすることにより、生産者を確保していきたいと考えております。

3点目の、九十九里ブランドを確立するため行政の各課連携について考えはあるのかとの御質問ですが、九十九里ブランドを確立していくには、関連部署の横断的な連携はもとより、関係団体等の協力が必要です。知名度の高い九十九里というブランド力を生かし、それをどのように確立し活用していくのか、協議する場を設けることが必要と考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

4点目の、九十九里ブランドの確立と継続に対して、ふるさと納税との関連性は考えているのかとの御質問ですが、現在、ふるさと納税による歳入を活用し、様々な町独自の事業に取り組んでおりますが、ふるさと納税のさらなる拡充には、魅力ある返礼品の開発が欠かせないものと認識しております。

今後も、新たな返礼品と九十九里ブランドを活用した返礼品の開発、ふるさと納税による歳入の確保、ふるさと納税を財源とした事業展開を図るといったサイクルを継続的に拡充、循環させることが、九十九里ブランドの確立と継続に貢献するものと考えております。

次に、東千葉メディカルセンターに対する県の財政的、人的支援の継続を求める要望とはとの御質問にお答えいたします。

2月9日、県庁において九十九里町長と東金市長が千葉県知事に呈出した、東千葉メディカルセンターに対する県の財政的・人的支援の継続を求める要望によって、今後どのような展望が考えられるのかとの御質問ですが、これまで千葉県からは、東千葉メディカルセンター設立時の医療機器等の整備に係る費用や運営費の追加財政支援のほか、医事業務に精通した事務職員等の人材確保に係る支援を受けてまいりました。

本町では、東千葉メディカルセンターの運営に関し、千葉県による財政的・人的支援の継続など、地域医療の実情を踏まえた支援等について、千葉県に対し毎年要望しております。

今後も、地域の安定した医療体制の充実強化を図るため、千葉県による、より適切な医療行政、特に関係近隣自治体による支援が執り行われるよう、設立団体として引き続き東金市とともに要望してまいります。

以上で、小川浩安議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長（中村義則君） 5番、小川浩安君。

○5番（小川浩安君） 5番、小川です。

御答弁ありがとうございました。九十九里ブランドを掲げる生産物の考えについて、再質問をします。

九十九里ブランドを掲げる生産物について、現在、特定の生産物は考えていないとの御答弁でした。しかしながら、答弁の中で本町の農産物や水産物、また双方だけに限らずそれらの加工品なども含めて、全国的な知名度を持つ九十九里という名称を使って付加価値を持たせることで、地域産業の活性化を図りたいともありました。

そこでお伺いします。ブランド商品の開発に町はこれからどのように関わるのか、再度御答弁を求めます。

○議 長（中村義則君） 農林水産課長、篠崎肇君。

○農林水産課長（篠崎 肇君） それでは、お答えさせていただきます。

ブランド商品の開発などに町がどのように関わるのかという御質問ですが、ブランド商品の開発は非常に難しい問題であると考えております。

まずは、町長答弁にもございましたとおり、一次産業に限らず、町の生産物、加工品等の認知度を高めるための取組、九十九里というブランド力、ネームバリューを生かし、広く県内外にアピールするなど、地域産業を活性化させるための取組が必要であると考えており、そのために関連部署で知恵を出し合いながら、横断的な連携を図ってまいりたいと考えております。

ブランド商品の開発につきましては、関係する団体、関係する方々の御協力が必要不可欠となります。各課連携の下、ブランド力を高める取組を推進していく中で、関連団体、関連する方々の御協力をいただきながら、現在、千葉ブランド水産物に認定されている九十九里地はまぐりのようなブランド商品の開発につながればよいと考えております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 5 番、小川浩安君。

○5 番（小川浩安君） 御答弁ありがとうございます。

九十九里町は、九十九里浜や九十九里平野などから称号を得て九十九里という地名を持つことから、自然豊かで明るいイメージがあります。新たなブランド商品を開発するにあっては、これから町を担う様々な創意工夫によって、九十九里町らしいすばらしいブランド商品を開発していただきたいと思います。

続きまして、次の質問に移ります。九十九里ブランドを支える生産者確保の考えについて再質問をします。

町長答弁にもありましたが、一次産業従事者の後継者問題は、本町に限らず全国的に深刻な問題だと思います。特に本町において農業後継者は切実な問題だと考えますが、町として農業法人化などの考えはあるのか、再度御答弁を求めます。

○議 長（中村義則君） 農林水産課長、篠崎肇君。

○農林水産課長（篠崎 肇君） それでは、お答えさせていただきます。

議員おっしゃいますとおり、農業従事者の高齢化や後継者及び担い手不足の問題につきましては全国的な問題であり、当町においても喫緊の課題であると考えております。

農業者の減少は、耕作放棄地が拡大するなど農地が適切に利用されなくなることが懸念さ

れ、このような課題に対応するために、国では、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地の集積、集約化を図るために、人・農地プランを法定化し、令和6年度末までに地域計画の策定が義務づけられました。

この地域計画では、将来の耕作者を定める農地利用の目標地図の作成が必要となり、将来の耕作者となる認定農業者等の担い手や、農業法人、営農組織などの経営体に農地を集積、集約化することにより、農地利用の効率化を上げて生産性を高めることが求められます。

将来にわたり農地が適切に利用され、次世代に引き継いでいくためにも、地域計画への農業法人等の参入は必要なものであると考えており、農業法人等の設立につきましては、町としても協力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 5 番、小川浩安君。

○5 番（小川浩安君） 御答弁ありがとうございます。この件に関しましては、今後の展開を注視しながら、必要に応じてスピード感のある対応をお願いします。

続きまして、次の質問に移ります。九十九里ブランドを確立する上で各課連携の考えについて再質問します。

町長答弁では、関係部署の横断的な連携や協力が必要であり、地域産業を活性化するために九十九里のブランド力を生かし、どのように確立または活用していくかを各課で推進したいとの御答弁でした。

2021年、令和3年3月に示された第5次九十九里町総合計画の中で、地域産業の活性化と題し、施策1、地場産業の振興では、今後の方向性として、生産の協業化や消費者が参加した商品の開発など、新たな生産・流通システムの展開を検討しますと示されております。

そこでお伺いします。このような町の総合計画に対して、町はどのように対応しているのか、また今後どのように対応していくのか、再度御答弁を求めます。

○議 長（中村義則君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えさせていただきます。

町の対応としましては、町内事業者から新商品、販路拡大などについて相談を受け、企業の経営課題などをサポートする公益財団法人千葉県産業振興センターと町内事業者のマッチングの調整を行っております。これまで新しい商品の開発はできたものの、ブランド化までには至っていないのが現状です。

今後の対応につきましては、引き続き町内の事業者と連携を図りながら、さらなる商品開

発を目指すとともに、九十九里ブランドの確立に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村義則君） 5番、小川浩安君。

○5番（小川浩安君） 御答弁ありがとうございます。総合計画に対する町の取組として、町内の事業者と連携を図りながら開発を目指し、九十九里ブランドの確立に努めていくとの御答弁ですので、多種多様な情報を受け入れながら柔軟な思考を持ち合わせ、各課連携を図って取り組んでいただくようお願いいたします。

次にあります九十九里ブランドの確立と継続に対して、ふるさと納税との関連性につきましては、ふるさと納税の返礼品の開発から財源を活用して、循環的な事業展開が図られるとの町長答弁でしたので、再質問はございません。

これからは、町の地場産業を生かし、返礼品の開発に多くの人たちが参入して、いろいろな意見が出ることによって、町民の心の活性化も含め、九十九里町が元気になりますことを願って、九十九里ブランドを生かす町の対応に対する質問は終わりにします。

続きまして、東千葉メディカルセンターに対する県の財政的・人的支援の継続を求める要望については、地域の安定した医療体制の充実強化を図るため、今後も県に対して、東金市と共に引き続き支援を要望するとの御答弁でした。

そもそも県は、この地域に関する県行政の役割として地域住民の医療業務を支えてきた経緯もあり、現在は本町と東金市の主管する医療機関にその役割を移行しているものの、東千葉メディカルセンターが利用者から求められる救急体制や重篤患者への医療サービスの提供はもとより、基幹病院の務めとして地域住民からの信頼はかなり厚く、医療圏は広範囲にわたり、医療への要求は拡充している状況であります。

そうした利用者のほとんどが千葉県民であること、そしてその県民の命を守る重要な医療機関であることを千葉県知事にもっと強く強調していただき、県に対する財政的・人的支援の継続を求めることをこれからも粘り強く訴えてくださるよう浅岡町長にお願い申し上げ、本定例会における私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（中村義則君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

明日5日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午前 11 時 24 分

令和 6 年第 1 回九十九里町議会定例会会議録（第 3 号）

令和 6 年 3 月 5 日（火曜日）

令和6年第1回九十九里町議会定例会

議 事 日 程 （第3号）

令和6年3月5日（火）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 2 議案第10号 令和5年度九十九里町一般会計補正予算（第9号）
議案第11号 令和5年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第3号）
議案第12号 令和5年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第13号 令和5年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第14号 令和5年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第15号 令和5年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）
議案第16号 令和5年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第2号）
- 日程第 3 議案第17号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第19号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第20号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第21号 九十九里町ガス企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第22号 九十九里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第23号 九十九里町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第24号 公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 10 議案第 25 号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 11 議案第 26 号 九十九里町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 27 号 九十九里町町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 12 議案第 28 号 普通財産の無償貸付について

日程第 13 議案第 29 号 普通財産の減額貸付について

日程第 14 議案第 30 号 九十九里町道路線の変更について

日程第 15 議案第 31 号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて

出席議員 (14名)

1 番	小野谷 元 伸 君	2 番	阿 井 賢 一 君
3 番	松 井 由美子 君	4 番	西 村 み ほ 君
5 番	小 川 浩 安 君	6 番	原 田 教 光 君
7 番	鏑 田 貴 俊 君	8 番	中 村 義 則 君
9 番	古 川 徹 君	10 番	内 山 菊 敏 君
11 番	善 塔 道 代 君	12 番	細 田 一 男 君
13 番	高 橋 功 君	14 番	谷 川 優 子 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	浅 岡 厚 君	教 育 長	藤 代 賢 司 君
総 務 課 長	篠 崎 英 行 君	企画政策課長	羽 斗 伸 一 君
財 政 課 長	鈴 木 桂 君	税 務 課 長	川 島 常 嗣 君
住 民 課 長	鵜 澤 康 子 君	健康福祉課長	鶴 岡 正 美 君
社会福祉課長	古 川 紀 行 君	農林水産課長	篠 崎 肇 君
商工観光課長	古 関 保 君	まちづくり課	作 田 延 保 君

会 計 管 理 者	小 森 克 彦 君	ガ ス 課 長	山 口 義 則 君
教 育 委 員 会 事 務 局 長	鎗 田 貴 賜 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	木 原 隆 行 君	書	記	鈴 木 克 奈 君
---------	-----------	---	---	-----------

◎開議の宣告

開 議 午前 9時30分

○議 長（中村義則君） ただいまの出席議員数は全員です。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（中村義則君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議 長（中村義則君） 日程第1、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

（提案理由説明）

○議 長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 11番、善塔です。

5ページの歳出のことですけれども、これに対して反対しているわけじゃないんですけれども、支給はいつ頃になるのか、お聞かせください。

○議 長（中村義則君） 社会福祉課長、古川紀行君。

○社会福祉課長（古川紀行君） お答えいたします。

住民税均等割世帯、それとこども加算世帯、両方の分ですけれども、3月中に該当者への通知を行い、4月中に振り込むように、今、準備を進めております。

以上です。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ちょっと聞き取れなかったんですけれども、通知を出すのが3月で、4月中に……

（「振り込みです」と言う者あり）

○11番（善塔道代君） 振り込みになるということ。すみません、マスクやっつけてちょっ

と聞き取れなかったもので。分かりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議 長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は承認することに決定いたしました。

◎日程第2 議案第10号 令和5年度九十九里町一般会計補正予算（第9号）

議案第11号 令和5年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第3号）

議案第12号 令和5年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第13号 令和5年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第14号 令和5年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第15号 令和5年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

議案第16号 令和5年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第2号）

○議 長（中村義則君） 日程第2、議案第10号 令和5年度九十九里町一般会計補正予算

(第9号)、議案第11号 令和5年度九十九里町給食事業特別会計補正予算(第3号)、議案第12号 令和5年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第13号 令和5年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)、議案第14号 令和5年度九十九里町介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第15号 令和5年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算(第2号)、議案第16号 令和5年度九十九里町ガス事業会計補正予算(第2号)を一括議題といたします。

議案第10号から議案第16号までについて、順次提案理由の説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

(提案理由説明)

○議長(中村義則君) 教育委員会事務局長、鏈田貴賜君。

(提案理由説明)

○議長(中村義則君) 住民課長、鶴澤康子君。

(提案理由説明)

○議長(中村義則君) 健康福祉課長、鶴岡正美君。

(提案理由説明)

○議長(中村義則君) 農林水産課長、篠崎肇君。

(提案理由説明)

○議長(中村義則君) ガス課長、山口義則君。

(提案理由説明)

○議長(中村義則君) 暫時休憩します。

再開は10時50分です。

(午前10時33分)

○議長(中村義則君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時51分)

○議長(中村義則君) これより質疑を行います。

質疑は分割して行います。

初めに、一般会計補正予算について質疑を行います。次に、特別会計補正予算及び事業会

計補正予算について質疑を行います。ただし、質疑の内容が各議案に関連する場合は、これを許します。

これより一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

9 番、古川徹君。

○9 番（古川 徹君） 9 番、古川です。よろしくお願いいたします。

ページ数で言います。15ページ、2 款総務費、1 項総務管理費、5 目財産管理費、17 節備品購入費、町有バス3,270万円の減額ということで、年度内に納車ができないということで減額するという御説明がありましたけれども、この進捗というものはどのように考えているのか、そこを教えてくださいたいと思います。見送って、その後どのような形で進めるのか。その確認を取りたいと思います。

続きまして、22ページ、5 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費、18 節負担金補助及び交付金の中の下段になります。電気柵設置補助金36万円の減額。これについては、今、有害鳥獣が増えている中で、結構要望も多い、重要性が高いと思うんですけども、減っているということで、こういう減額が出ていると思うんですが、周知というものは今どういうふうに図っているのか、その内容をちょっと教えてくださいたいと思います。

続きまして、25ページ、9 款教育費、1 項教育総務費、3 目学校建設費、24 節積立金、学校施設整備基金積立金5,000万円でございますけれども、これを補正に持ってきたということでありまして、これを年度でどのぐらいまで、これからずっと予算を組んでいくんでしょうけれども、建設費というのはどのような形で見込んでいるのか。あと、補助金等の金額も分かれば、教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議 長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） それでは、古川議員の御質問にお答えさせていただきます。

町有バス3,270万円の減額でございますが、その進捗状況というところで、現在バスの状況につきまして、これまでずっと業者のほうに確認をしてきております。直近の相手方への確認の状況では、いまだ状況は変わらず、どのような形で生産できるのか今のところ見込めていないという状況でございます。

また、来年度以降につきましても、当初予算編成時におきまして、予算の見積り時におきまして、そのような状況でありましたので、来年度の予算のほうにつきましては、バスの購

入ということではなく、借上料という形で予算を計上し、業務のほうに当たっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 農林水産課長、篠崎肇君。

○農林水産課長（篠崎 肇君） それでは、私からは22ページ、5款1項3目農業振興費のうち電気柵設置補助金の減額について御回答させていただきます。

周知はどのようにしてきたかということでございますが、周知につきましては町の広報紙、また町ホームページ、併せまして電気柵販売店等に周知文書を配置させていただきまして、周知を図ってきたところでございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鍵田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鍵田貴賜君） 学校施設整備基金積立金の5,000万円でございますが、令和6年1月23日開催の臨時議会におきまして、御承認を得ました九十九里町学校施設整備基金条例に基づき、財政部局と協議をいたしまして、今年度の決算剰余金から5,000万円を積み立てるものでございます。

翌年度につきましても、決算剰余金を見まして、財政部局との協議により決定してまいりたいと考えておるところでございます。また、令和12年の開校に向けまして、基本設計、実施設計をまだしておりませんので、未確定ではございますが、総事業費を50億円と仮定いたしますと、10%を目標に積み立ててまいりたいと考えているところでございます。

また、決算剰余金からの積立てと、来年度からはふるさと納税についても項目を設定いたしまして、金額のほうを上乗せしていければなというように考えておるところでございます。

それから、補助金の関係なんですが、今現在の制度で申し上げますと、小学校部分の新築に関しては、2分の1が国庫補助で入ってまいります。その残りの2分の1と、中学校部分につきましては、地方債、過疎債を活用予定でありまして、今現在であれば70%の交付税措置というような制度となっておりますが、今後、国の制度でございますので、確定しているわけではございませんので、御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。よろしくお願いします。

まず、町バスのほうからいきますね。

当初予算では、借上料としてこれから進めていきたいというようなお話がありました。借上料もいいんですけども、新車で買うのは見込みがなかなかつかないということですよ。ずっと。

これ、原田議員のほうからも質問が前からあって、中古車のほうも考えてくれないかという話もあったと思うんです、以前に。今の課長の答弁だと、そういうような話は一切ないわけでございますけれども、それはできないんでしょうか。新車を買うと言ったって、ずっと待っていたって切りがないですよ。中古車でもある程度、程度のいいやつというものが結構見ているとあるんです。そういった考えというのは一切お持ちにならないのか、再度お聞きしたい。

電気柵のほうですけども、ホームページ等々で周知を図っていると。これ、農業系の方の補助だと思うんですけども、農業者全体への周知というものは完全にできているんでしょうか。そこを再度お聞きしたいと思います。

あと、学校建設の積立金ですけども、見込みとして50億円ぐらいの見込みを持っているというお話でしたよね、今、局長のほうから。小学校部分は2分の1の補助が出ると。あと中学校部分に値する部分は起債を起こすと。ちょっと心配するのは、この積立金5,000万円ずつ積んでいって、あと6年そこらしかないわけですよ。50億円かかるお金、たとえ2分の1の補助が出たとしても、小学校部分に。それで大丈夫なのかどうか。そこはちょっと心配になったもので、お聞きしたんですけども、そこを再度御答弁ください。

以上です。

○議 長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） それでは、町有バスの今後について御回答させていただきます。

ただいま古川議員のほうから、中古車での購入ということの御提案もありました。以前、原田議員のほうからも同様の提案があって、検討させていただくということで回答させてもらったかと思います。

また、今まで町が備品購入をする際、中古での購入ということは経験がないかと思います。その辺も含めまして、調査研究が必要かというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 農林水産課長、篠崎肇君。

○農林水産課長（篠崎 肇君） それでは、お答えさせていただきます。

農業者全員に周知されておるのかという御質問かと思いますが、町としましても、

当初、この電気柵につきましては需要があるというところを想定しまして、30形態分を予算計上させていただいたところでございます。

その結果、反響が少なかった部分もありましたので、広報に追加で掲載させていただいたり、先ほど申しましたとおり販売店に電気柵補助金の周知文書を置かせていただくなど、対策の周知を図ってきたところでございますが、結果として、現在9件の申請にとどまったというところでございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鍵田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鍵田貴賜君） 学校建設につきましては、先ほど50億円と御説明させていただきました。小学校部分については2分の1の補助があると。それで残りの小学校部分、また中学校部分については、起債対応とさせていただきたい旨、御説明させていただいたんですけれども、起債対応でそちらのほうは対応できるものと考えております。

基金に関しましては、新築の学校はもちろんのことなんですが、経年劣化の対応など、あらゆる施設の計画的な保全に対応してまいりたいために基金のほうを創設したものでございます。また、将来的には給食センター等も新築することも考えられますので、そういったものにも使用可能なため、基金のほうを創設したものでございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。

バスの件です。それでは、委託している金額、それと今まで町バスを利用していた費用対効果、その金額をお聞きしたいと思います。

あと、学校関係。今、局長が言われていたように基金ですから、建設だけに限らず、学校解体等にも使えるようにという形だと思うので、その辺しっかり進めていただきたいと思います。

それについて、もう一回だけお願いします。

○議長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） それでは、バスについてお答えさせていただきます。

本日、この回答でいいかどうか、ちょっと迷うところでございますが、細かい点につきましては、当初予算の説明の際に詳しく説明させていただければと思います。それで御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。

私のほうでは1点だけ。ページ数は21、目3の東金九十九里地域医療センター費の中で、今回202万8,000円が減額されて、看護師養成修学資金貸付負担金が減額されていますけれども、この減額内容に関して、詳しくもう一度説明をお願いします。

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） それでは、お答えさせていただきます。

4款1項3目東金九十九里地域医療センター費の中の看護師養成修学資金貸付負担金、マイナス202万8,000円、こちらでございますが、貸付決定者の休学及び退学による貸付者の減に加え、繰上げ返済等により、返還金の増額によるものでございます。

以上です。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 詳しく、人数的にはどのようなになっているのか。

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） それでは、お答えさせていただきます。

貸付決定者の休学及び退学ということで貸付者の減でございますが、2名の減でございます。

なお、繰上げ返済等により、返還金の増額でございますが、当初の見込みでは5名だったんですが、実績では、現在12名の方が繰上げ返済をしているということでございます。

以上です。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 繰上げ返済5人が12人というのは、どのような内容で繰上げ返済になっているのか。というのは、メディカルセンターで今、看護師はかなり離職率が高くて、全然看護師が増えていないという。私も何度もメディカルセンターに関しては、そういった質問もしているんですけども、今のそういう状況の中で、今後、看護師を増やすということは、どうなんでしょうか。どのように考えているのか。

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） それでは、お答えさせていただきます。

ただいまの御質問、繰上げ返済等による返還金の人数が5名から12名に増えたという理由

と考え、お答えさせていただきたいと思います。

5名から12名というのは、過去の退職者が返済期間を前倒しして返済をすると。前倒しして返還金を返済するということで増えたものと解しております。

以上です。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

6番、原田教光君。

○6番（原田教光君） 6番、原田でございます。

2点ほどお聞きをいたします。

先ほど古川議員のほうから町有バスの関係、詳細は後ほどと、当初予算の折にということでもございましたけれども、1点だけ確認をさせていただきたい。

それは、2年間予算計上しておったが、残念ながら購入できなかった、これは事実であります。今回は、借上料ということで予算計上されるようでございますけれども、購入環境が整ったという時点においては、どういう処理の仕方をするのかなということを1点お聞きしたい。

それと、もう一点は、これは、議案第10号の5款1項4目18節負担金補助及び交付金ということで407万7,000円、飼料用米から千葉県経営所得安定対策、水田利活用の関係、この3点についての詳細、そしてどのような理由からか。これについて、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議 長（中村義則君） 原田議員、一ついいですか。

今の財政課のほう、町有バスの話の質問なんですけれども、それは今の補正じゃなくて、当初予算のほうのときに、また質問していただければいい話だと思うんですけれども。

（「もう話、ついでの段階ですから」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） じゃ、一回、暫時休憩します。

（午前11時10分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時11分）

○議 長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） それでは、原田議員の町有バスについて回答させていただければと思います。

今後、購入ができる状況になったらどうなるのかということの御質問かと思いますが、その状況によりまして購入ということであれば、当然、予算に計上しなければいけないということになります。購入するというふうに決めた場合については、予算を計上して購入することになると思います。それが時によって補正の場合もあるでしょうし、また当初予算で盛るという場合もあるかと思いますが、そのときによって予算に計上し、購入することになると思います。

以上です。

○議 長（中村義則君） 農林水産課長、篠崎肇君。

○農林水産課長（篠崎 肇君） それでは、私からは4目水田農業構造改革対策費の負担金補助及び交付金について回答させていただきます。

まず、1点目の飼料用米等拡大支援事業補助金の減額でございますが、大きなところとして、当初予定しておりました拡大支援型の補助金、こちらが令和5年度から県の補助金が廃止されました。これによりまして当初予算74万9,000円を見込んでおったところですが、これが全額減額となってございます。

それと定着支援型の補助額、こちらの単価も減額されております。主食用品種で2,000円が1,500円に、多収品種で3,500円が3,000円に減額されてございます。それと作付面積、こちらも減少しております。主食用米品質で当初9,379 aを見込んでおりましたが、実際には5,427 aの作付、3,952 aの減少となってございます。また、多収品種につきましては62 aを見込んでおりましたが、162 aと100 aの増額となってございます。

こういった県補助額の減額、あるいは面積の減額によりまして132万3,000円減額しておるところでございます。合わせまして207万2,000円の減額となっております。

また、次に千葉県経営所得安定対策等推進事業費交付金につきましては、県の交付金額の決定による減額でございます。

3点目の水田利活用持久力向上事業補助金、こちらにつきましては、加工用米と飼料用米が対象となっているところでございますが、飼料用米につきましては、先ほど飼料用米の補助金のほうで御説明させていただいたとおりの減額になってございます。こちらにつきましては、飼料用米で377万1,000円の減額、加工用米につきましては383 aを見込んでおったところ

ろですが、2,303 a まで増加してございます。こちらにつきましては179万4,000円の増加と
なっております。合わせまして199万円の減額をしたところでございます。

減額の大きな要因につきましては、飼料用米等につきましては、国の水田利活用直接支払
交付金のうち、複数年契約に係る産地交付金が令和3年度では10 a 当たり 1 万2,000円から、
令和4年度に6,000円に、また今年度は廃止となっております。また、千葉県の県単補助、
先ほど言いましたとおり補助額が減少してございます。拡大支援分がゼロ、定着支援分につ
いては500円減額される、こういった国、県による補助額の減少が作付面積の減少につなが
ったものと考えてございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 6 番、原田教光君。

○6 番（原田教光君） 町有バスについては、意味がよく私には分かりませんでしたけれども、
それは後ほどお聞きしたいというふうに思います。

それと、水田農業構造改革対策費について詳細をありがとうございました。

これについては、いずれにしても飼料用米等の作付が減少しておることの中で、
これから飼料用米拡大、魅力ある取組になるよう改善、または検討していただきたいという
ふうに思います。

県、国が補助金を減少したからということだけじゃなくして、町の助成金についても見直
す部分が十分あるというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上であります。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

11番、善塔道代君。

○11 番（善塔道代君） 11番、善塔です。

私のほうは1点、質問させていただきます。

23ページ、6 款商工費、3 目観光費、12 節委託料、観光ビジョン策定業務委託料122万
5,000円がマイナスになっていきますけれども、先ほど入札先の減額ということで聞いており
ますけれども、観光ビジョン策定というのはどのようなものなのか、この目的を教えてください。

○議 長（中村義則君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えさせていただきます。

観光ビジョンの目的につきましては、本町の有する観光資源の魅力や課題を創出した上で、

本町における観光のテーマ、今後の方向性、目指すべき将来像、そういうものを定め、具体的な戦略を観光ビジョンで策定することを目的としております。

以上です。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。

今、策定されていると思いますけれども、その状況を教えてください。

○議 長（中村義則君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） 状況につきましては、近日中に、議員の皆様には説明をさせていただきますと思いますので、御了解いただきたいと思います。

以上です。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） じゃ、策定を進めているということですね。近日中、この3月中ということになると思いますけれども、よろしく願いいたします。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

7番、鏈田貴俊君。

○7番（鏈田貴俊君） 7番、鏈田です。

私の質問は2点となると思いますが、20ページ、同じ箇所なんですが、4款衛生費、2目予防費、12節委託料、マイナス831万2,000円、説明の欄に各検診の委託料の減額が載っているんですが、代表的なものががん検診委託料マイナス483万1,000円、金額自体は少ないんですけども、町民の健康管理に関することなので、一応、質問させていただきたい。

先ほどの御説明では、検診に伴う自己負担額が減少したということなんですが、自己負担額が減ったということは受診した人が少なかったということだと思うんですが、受診者の減少については、そもそも対象者が減ったのか。あるいは受診率が減少したのか、この辺のことをお伺いしたい。

それから、22節の償還金利子及び割引料3,219万円、ここで過年度の補助金なり負担金の返還金との御説明ですけれども、これは当然に、国のほうとの精算が生じたということだと思うんですが、返還金の詳細は単に受診者が減ったから償還するということなのかどうか、その辺をもう少し詳細にお伺いしたい。

以上2点、よろしくお願いします。

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、4款1項2目予防費の12節委託料、代表的なものとしてがん検診委託料ということでしたいたんですが、こちらのほうは個人負担金の減額ではなく、個人負担金の徴収方法の変更に伴う減額、また事業が集団検診分と併せて実施をしております分の事業が完了したということの減額となります。

なお、まだ個別検診のほうは人間ドックも含めて3月31日までありますので、そちらについては、この減額の予算の中には入ってございません。

続きまして、22節償還金利子及び割引料でございますが、まず上段の過年度国庫補助金返還金1,289万2,000円、こちらにつきましては感染症予防事業費等国庫補助金、次に、母子保健衛生費国庫補助金、最後に、こちらが一番額の大きなものになるんですが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金ということの精算になります。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金が一番大きいものになるんですが、こちらのほうは接種体制の確保に要する経費ということで、予算計上させていただいた際に、ある程度の額の確保ということでの精算になります。

下の段の過年度国庫負担金返還金、こちらは新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、こちらのほうの返還となります。こちらのほうは接種に関わる経費ということで、接種人数に応じた精算ということになります。

以上です。

○議長（中村義則君） 7番、鍵田貴俊君。

○7番（鍵田貴俊君） がん検診の委託料なんですが、御説明では、個人負担額の徴収方法が変わったと。すみません、徴収方法がこういうふうに変ったから減ったんだというのが分かるように御説明いただければと思います。それと併せて、実際にがん検診の受診率は横ばいなのか減っているのか、その辺も併せて分かれば御説明ください。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） それでは、お答えさせていただきます。

まず、個人負担金の徴収方法ということでございますが、まず集団健診、特定健診のところで、受付の際に町のほうで個人負担金をこれまではお預かりをして、歳入のほうに入れさせていただいておりました。歳入のほうに一旦入れて、歳出の委託料として委託先に支払いをこれまでは行っておりました。

それを委託先のほうで会計事務をやっていただくことにより、個人負担金が一旦町に入っ

てくることなくありますので、委託料のほうの減額が発生するということでございます。

続きまして、がん検診の人数、受診率ということでございますが、正確な数字というのは、まだ年度途中でございまして確定的なものが出ておりませんが、先ほど議員のほうがおっしゃられた横ばい、下降、増加ということでございますと、横ばいというような状況でございます。

以上です。

○議長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計補正予算の質疑を終わります。

続いて、特別会計補正予算及び事業会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、鍵田貴俊君。

○7番（鍵田貴俊君） 7番、鍵田です。

介護保険特別会計の補正予算（第3号）について、質問させていただきます。

その中の5ページの歳入なんですけれども、8目介護保険事業費補助金、ここでシステム改修事業補助金160万円、それから6款繰入金、その他一般会計繰入金で事務費繰入金654万4,000円、実は歳出のほうでシステム改修委託料は812万5,000円かかっています。介護報酬の改定に伴うという御説明だったんですけれども、介護報酬の改定であれば、私の考えでは、国が全部出してくれるのかなというふうに思うんですが、国のほうからは160万円なので、町のほうから654万4,000円出さなくちゃいけないということで、私の認識不足かもしれませんけれども、その辺のところを御説明いただきたい。

それともう一点、特別会計はほかの会計もいいですか、一緒に。

○議長（中村義則君） いいです。一緒にやって。

○7番（鍵田貴俊君） ガス事業会計補正予算ですけれども、収入で製品売上がマイナス1,958万2,000円ということなので、ガスの売上げが減ったということなんです、これの主な要因とか、御説明いただければと思います。

以上です。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） それでは、お答えさせていただきます。

私のほうからは、介護保険特別会計補正予算、歳入の２款２項８目介護保険事業費補助金についてお答えさせていただきます。

国の国庫補助金の介護保険事業費補助金を財源とし、改修ということでございますが、本来この補助金の負担割合は、所要額の２分の１というふうに定められております。

ただし、本改修に当たっては、人口規模に応じた基準額に基づく額ということで要綱が定められており、補助額が本町の人口規模に応じた基準額というのが160万円ということでございます。ですので、改修にかかる経費の残りの額につきましては、事務費として一般会計からの繰入れにより賄うこととなっております。

以上です。

○議 長（中村義則君） ガス課長、山口義則君。

○ガス課長（山口義則君） 私のほうから、ガス事業会計の補正予算の収入の製品売上の減少の説明をさせていただきます。

こちら先ほども説明させていただいたんですが、売上げが減ったというよりも、今回は電気・ガス価格激変緩和対策事業補助金、これの支給期間が当初11月までだったんですが、これが3月まで延長分を見込んで増えたことによって、その分、需要家の皆さんから納めてもらう売上げ分を値引きしますので、その分が下がったというふうに認識していただければと思います。よろしくお願いします。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで、特別会計補正予算及び事業会計補正予算の質疑を終わります。

これより、一般会計補正予算、特別会計補正予算及び事業会計補正予算の討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第10号の採決をいたします。

議案第10号 令和５年度九十九里町一般会計補正予算（第９号）を原案のとおり決するこ

とに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議 長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号の採決をいたします。

議案第11号 令和5年度九十九里町給食事業特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議 長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号の採決をいたします。

議案第12号 令和5年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議 長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号の採決をいたします。

議案第13号 令和5年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議 長（中村義則君） 起立多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号の採決をいたします。

議案第14号 令和5年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第3号）を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議 長（中村義則君） 起立多数であります。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号の採決をいたします。

議案第15号 令和5年度九十九里町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）を原案のと

おり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号の採決をいたします。

議案第16号 令和5年度九十九里町ガス事業会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は午後1時です。

(午前11時34分)

○議長(中村義則君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時57分)

◎日程第3 議案第17号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

議案第18号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

○議長(中村義則君) 日程第3、議案第17号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 特別職の職員等の給与、旅費及び
費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題といたします。

議案第17号、議案第18号について、順次提案理由の説明を求めます。

総務課長、篠崎英行君。

(提案理由説明)

○議長(中村義則君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○議 長(中村義則君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(中村義則君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第17号の採決をいたします。

議案第17号 九十九里町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議 長(中村義則君) 起立多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号の採決をいたします。

議案第18号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議 長(中村義則君) 起立多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第19号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議 長(中村義則君) 日程第4、議案第19号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第19号について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、篠崎英行君。

(提案理由説明)

○議 長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第19号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議 長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第20号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議 長（中村義則君） 日程第5、議案第20号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第20号について、提案理由の説明を求めます。

総務課長、篠崎英行君。

（提案理由説明）

○議 長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第20号 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第21号 九十九里町ガス企業職員の給与の種類及び基準に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(中村義則君) 日程第6、議案第21号 九十九里町ガス企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第21号について、提案理由の説明を求めます。

ガス課長、山口義則君。

(提案理由説明)

○議長(中村義則君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第21号 九十九里町ガス企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正す

る条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第22号 九十九里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(中村義則君) 日程第7、議案第22号 九十九里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第22号について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、鶴岡正美君。

(提案理由説明)

○議長(中村義則君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番(谷川優子君) 14番です。

やはり、この金額を見ると基準額がかなり上がっているようなんですけども、対象者数というのは数分かりますかね、今。これを見ると、第5段階5万9,000円。大分全体的に上がっていますよね。9段階から13段階に今度上がったんですけども、上のほうだけではなくて、結構真ん中あたりから上がっているように思うんですけども、どのくらいの対象者が値上げの対象者数になるんでしょうかね。

○議長(中村義則君) 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長(鶴岡正美君) 今回の改正での引上げの全体の人数ということでございますが、まず保険料の第5段階の基準額のところが基準となりまして、それに基づき、各階層、所得階層別に負担率で金額のほうを定めております。

したがって、増額引上げとなる対象者の数といいますと、基準額の引上げを行っておりますので、引上げについては全部となります。

以上です。

○議長(中村義則君) 14番、谷川優子君。

○14番(谷川優子君) 基準額そのものが、第5段階が基準額になっていると。そうすると、

今まで6万2,400円基準だったのが、第5段階が基準ということは変わらない。それとも、13段階になるから、要するに基準になる区分というのはやっぱり変わるんですか。第5で見ればいいんですか。

そうすると、第5で見ると6万6,000円で、今まで6万2,400円なのが6万6,000円になると。基準額がこれだけ上がっちゃうと、結局その上に計算されていくわけだから、その基準を基にして上がるわけだから。でも、全体的にかなり上がると思うんですけども、分かる範囲で数字と、その対象者数、今分からなければ後で出していただいて結構なんですけれども、分かる範囲でちょっと答えていただければ。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） それでは、介護保険料の段階が、基準額というものは、第5段階というものは、9段階から13段階に増えたとしても第5段階を基準とするということとは変更ございませんが、こちらのほうで今確認が取れるもので御回答させていただければと思います。

介護保険料全体の影響額としましては、1年間で約2,000万円となる見込みでございます。各所得段階で保険料率、負担割合が異なりますので、第5段階の基準額を例に申し上げますと、月額5,200円から5,500円と算定をしております。

また、今回の改正におきまして、現行の第8期計画の最上位である第9段階が細分化され、第10段階から第13段階までが追加されることとなりますが、追加される階層の対象人数でございますが、令和5年4月1日を基準に算出をいたしますと、約120人、影響額は約380万円となります。

追加される段階の中で特に影響がある階層区分は、所得が年間720万円以上の方で、第9段階から第13段階となる方で、月額の保険料は8,840円から1万3,200円となり4,360円の増額となります。

以上でございます。

○議長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第22号 九十九里町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(中村義則君) 起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第23号 九十九里町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(中村義則君) 日程第8、議案第23号 九十九里町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第23号について、提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、羽斗伸一君。

(提案理由説明)

○議長(中村義則君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番(谷川優子君) 私、今回出されている第23号議案 九十九里町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

本条例は、マイナンバーの利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正に基づく条例中の特定個人番号利用事務を改め、特定個人情報を利用特定個人情報に改めるものです。同時に、個人情報の中に記載すべきであった国民健康保険法、もしくは高齢者の医療の確保

に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報を追加するものです。つまり、マイナンバーにひもづけできる情報の中に、今まで記載されていなかった国民健康保険、後期高齢者保険を追加するものであり、現在行われているマイナンバー情報の運用が変わるわけではありません。

しかしながら、これまでマイナンバー健康保険証の利用により様々な不都合が発覚し、その反省の下、政府による総点検がなされている途中であります。

昨年12月12日に総理大臣官邸4階大会議室で行われました第5回マイナンバー情報総点検本部の議事概要によると、現時点での総点検の結果は、点検対象数8,208万件のうち、8,351件のひもづけに誤りが判明しています。その修正作業を各自治体で進めている、そうしたことから、武見大臣の報告では、来年春頃には不一致データの確認作業を完了する見通しとの新聞報道でもありました。つまり確認と修正作業はまだ終わっていない段階です。

マイナンバー法について、法改正、条例改正によりマイナンバーの利用範囲の拡大、つまり情報のひもづけの拡大、健康保険証との一体化、公金受取口座の登録促進、マイナンバーの情報連携の拡大が行われてきました。健康保険証の廃止については任意であるはずのマイナンバーカード取得を事実上強制することになりかねず、現在もある不都合や個人情報の漏えいなど、医療機関や利用者にさらなる混乱を招くものと、今危惧されています。

このような中、情報漏えいや個人情報保護の観点からも、諸外国では見られないようなマイナンバーに多くの情報をひもづけするやり方は、国民の間でも受け入れられているとは言えません。何よりも、今マイナ保険証の確認、修正作業が終わらない中で出された本議案には、私は反対いたします。そして反対討論といたします。

○議長（中村義則君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第23号 九十九里町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（中村義則君） 起立多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 24 号 公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○議 長（中村義則君） 日程第 9、議案第24号 公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第24号について、提案理由の説明を求めます。

農林水産課長、篠崎肇君。

（提案理由説明）

○議 長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第24号 公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議 長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 10 議案第 25 号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
の制定について

○議 長（中村義則君） 日程第10、議案第25号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第25号について、提案理由の説明を求めます。

税務課長、川島常嗣君。

(提案理由説明)

○議 長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 今回、所得割部分が全体的に増えるということなのかな。それでちょっと教えていただきたいんですけども、100分の5.9から100分の7.0ってかなり上がるようですけれども、1人当たりの納付金と、それから増税の中に国保基金も入れてあるのかどうなのか。

○議 長（中村義則君） 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） お答えさせていただきます。

今回、改正に当たって国保事業費納付金、1人当たりの納付金ですけれども、九十九里町で言いますと12万9,342円ということになります。

あと、国保基金を導入してあるのかというところにつきましては、これまでも事業費納付金の不足額については国民健康保険基金を投入してまいりました。今回の改正に当たりましたが、7,000万程度導入する予定で計画しております。よろしくお願いいたします。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 国保基金を入れても、これだけ要するに1世帯当たりの増税があるということなんだけれども、国保は今まで過去のことを考えると、千葉県で九十九里は2番目ぐらいに高かったんだと思うんですね。広域になることによって、全部押しなべて連合のほうから保険料基準というのが示されて、かなり下がったと思うんですけれども、このままいくと、将来また国保税が上がる懸念もあると思うんですけれども、どうでしょうかね。それを私、すごく心配しているんですけれども。

○議 長（中村義則君） 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） 国保税につきましては、これまでも、先ほども答弁させていただいたとおり、不足額については基金を取り崩して、国保加入者の保険税率が上がらないように努めてまいりました。

今後につきましても、県から示される納付金、または標準保険税率を見ながら、適正な改正をしていきたいと考えております。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。

これは今まで要望してきたことなんですけれども、基金と言っても結局限界があるわけで、国はそれをなくそうとしていることは分かるんですけども、基本的に一般財源から法定外繰入れも今後考えていただきたいと思います。終わります。

○議長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第25号 九十九里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（中村義則君） 起立多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第26号 九十九里町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第27号 九十九里町町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中村義則君） 日程第11、議案第26号 九十九里町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号 九十九里町町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題といたします。

議案第26号、議案第27号について、順次提案理由の説明を求めます。

社会福祉課長、古川紀行君。

（提案理由説明）

○議 長（中村義則君） まちづくり課長、作田延保君。

（提案理由説明）

○議 長（中村義則君） 暫時休憩いたします。

再開は2時にいたします。

（午後 1時48分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時01分）

○議 長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第26号の採決をいたします。

議案第26号 九十九里町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議 長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号の採決をいたします。

議案第27号 九十九里町町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定

についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第28号 普通財産の無償貸付について

○議長(中村義則君) 日程第12、議案第28号 普通財産の無償貸付についてを議題といたします。

議案第28号について、提案理由の説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

(提案理由説明)

○議長(中村義則君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番(谷川優子君) 14番、谷川です。

これはいつまで無償貸付けにするのか。先ほど適正な評価、そういった言葉があったと思うんですけども、適正な評価とは一体何なんでしょうか。これは少なくとも住民にとっての財産なわけで、いつまでも無償という条件というのはどうなんでしょうか。とにかく適正な評価についてお答えください。

○議長(中村義則君) 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長(鈴木桂君) お答えさせていただきます。

先ほど申しました適正な評価というところでございますが、先ほどの提案の中でも申し上げましたとおり、この貸付けをしている期間の中で新型コロナウイルス感染症が拡大してしまい、当初その貸付相手先が企画している提案企画をうまく実施することができなかったと。自粛しなきゃいけなかったり、また変更しなきゃいけなかったというところで、成果としてはなかなか上げられていないというのが状況です。

その評価について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を加味してやるのではなく、こういうことがなかったというところで評価をしたいということで、5年間貸付期間を延長したいというところでございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） やっぱり今の説明では、ちょっとよく分からないんですけども。

免除している貸付料の年額が426万7,776円という金額が出ているんです。つまりその分、住民にとってはマイナスになっているわけです。これ、いつまで無料で貸し付けるといふ、そういう契約のほうはどのようなになっているんでしょうか。

○議 長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えさせていただきます。

無償の貸付けの期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間ということになります。

なお、なぜ無償かというところにつきましては、先ほども少し触れさせていただきましたが、当該施設につきましては、昭和61年度に国及び県からの補助金を財源として整備しております。この補助金の現在、処分制限期間という期間に当たりますので、貸付けをする場合は無償で貸し付けなければいけないということから、無償の貸付けということになります。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

ただいまの谷川議員の質問に重複すると思うんですけども、無償貸付け5年間、先ほど課長答弁の中で一番大きいのはコロナの影響と。あるいは、思ったよりも売上げ等が発生できなかったと。最初、5年前に私も質問したんですけども、地域活性化に結びつくということで地場産物の材料としての購入、あるいは活性化、雇用の増大、これはすばらしいことなんだけれども、その5年間で、先ほど課長答弁もあったんですけども、その間に状況が変わったということは、例えば毎年、何月か業者との情報交換等はやっていたのかどうか。

○議 長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えさせていただきます。

毎年、どのような情報交換をやっていたかということでお答えさせていただきますが、その件につきましても、やはり新型コロナウイルス拡大の影響が大きかったのかと思います。これまでにできたことということにつきましては、貸付業者が成果として挙げていることにつきましても、約5件ほどでした。そういうことで成果があったということ、その評価について毎年やったという状況でもございませんでした。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

課長、きちんと答弁が確認できないのよ。だって5年間のうちに、コロナが何年影響したんですか。5年間まるっきりコロナだったんですか。

今、盛んに公共事業では物価の値上がりで、建設資材等にそういうのが発生するという状況によっては違うと思うんですけども、それができなかったから、またこのまま同じ金額で貸してくれと。それを今、議会にて承認を得なきゃいけない。上程されているんだけども。

例えば、また5年このままいきましたと。次に、さっき出た補助金の制限が解除になったときに、あそこの建物は返さなきゃいけなくなったとか、土地を返さなきゃいけない、建物を壊さなきゃいけない。賃貸は必ず更地にして返すというのは大体ルールなんだけれども、そのときの費用というのは、今度は一般財源から出すの。そういう形になるんじゃないですか。借りた人たちは5年間無償というか、多少のお金は出しているんだろうけれども、利益を得ているわけだね。1万円でも10万円でも多少利益を得ている。町には何も残らないじゃないですか。残るのは借金だけでしょう。借金と、要するに処分するときの撤去費用とか。だったら業者との間で若干でも、そういうものに向けられるような協議とか話をしなければ、町のお金は出っ放しでしょう。幾ら補助金だって、我々九十九里町の財産だから、その点もちょっと考えてもらわないと。どうですか。

○議 長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えさせていただきます。

今回、提案させていただいている無償ということにつきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、この補助金の処分制限期間にあるというところで、ここは仕方なく無償ということになります。

また、このほかに、ここの施設を管理運営する上での経費という形で、この貸付相手先から負担しているものもございます。こちらが年間でいうと約120万円ほどになります。今言った将来的な解体撤去等の費用にということでもありますけれども、この部分をそちらのほうの財源として蓄えていくということは、一つの方法かというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 11番、善塔です。

今、昭和61年度から国、県から補助金をいただいているため無償貸付けが必要だということがありますけれども、何年まで補助金に関係あるのか伺います。

○議 長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えさせていただきます。

その期間が47年ということになっておりますので、年度でいうと、令和15年度になるかと思えます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 令和15年というのと、まだまだ先の話のことですよね。あと10年、同じことを繰り返してやることになる考えですよね。あと5年、またさらに5年同じことを繰り返すということになると思うんですけれども、先々のことも考えて、この会社が本当に利益が出て、できる会社だったら、またさらに5年延びる可能性もあるということでしょうか。

○議 長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えさせていただきます。

この貸付期間5年ということは、あくまでも空き公共施設の貸付事業、この事業が有効かどうかを検証する期間ということで、平成31年からまず一旦進めたところでございます。

また、今後この5年間で検証し、この事業が有効かどうかをきちんと評価して、その後、この事業を続けるのか。続ける場合、また今の貸付相手先に貸し付けるのか、また別の貸付者を公募するのか。さらには、この事業をやめて撤去のほうに向けてするのかとか、いろいろなことを検証する期間にさせてもらえればということで考えております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 分かりました。

先ほど細田議員が言っていたように、やっぱり定期的にその会社と話し合いとかもしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○議 長(中村義則君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第28号 普通財産の無償貸付についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議 長(中村義則君) 起立多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第29号 普通財産の減額貸付について

○議 長(中村義則君) 日程第13、議案第29号 普通財産の減額貸付についてを議題といたします。

議案第29号について、提案理由の説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

(提案理由説明)

○議 長(中村義則君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

12番、細田一男君。

○12番(細田一男君) 12番、細田です。

この件につきましては、昨日の議会への説明である程度は理解しているつもりですが、各議員さんから質問が出た中、8割方がこの減額した貸付料の年額は12万円、かなり金額は小さいんじゃないかという質問があったんだけど、この12万円を貸付料算定した根拠。

○議 長(中村義則君) 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長(鈴木 桂君) お答えさせていただきます。

12万円の根拠というところでございますが、こちらは貸付最終候補者が提示した金額が12万円ということでございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

この施設は、公募が始まったのが平成27年。それから8回、令和3年12月、9回目が令和4年9月、そして7回までは前の借りていた業者さんの300万から200万にした値段そのまま推移していたんだけど、誰も借りてくれなかったと。平成8年に162万6,660円という貸付料を算定しているんだよね。

それで、8回、令和3年から令和4年にかけて、令和4年の公募がなかったので、令和4年9月に9回目の公募を出している。それが、令和4年9月から令和4年11月まで公募を出したと。でも、応募がないので、令和5年3月31日に延長しているんだよね。

今、取り組んでいる業者さんが令和5年3月30日に申請しているんだよ。1日しか違わない。その後に提案書を提出して、それを審査して、令和5年3月30日に提出された申請書を、令和5年10月まで約半年以上審査しているんだよ。それは、町と業者との審査だと思うんだけど、その審査内容を我々に提示しなければ期間だけ提示されても、昨日の説明の中でも、そういった書類をきちんと出さなければ、我々は理解できないわけ。だってこれ業者とやっていて、町の指導でしょう、これ。町の指導でしょうよ、申請書。業者が作ったんじゃないでしょう、これ。業者が作ったのは一番後ろだけだよ。だって字体が違うもの。

そういうのをきちんと説明しなければ、ただ議会に承認してくれと上程されても、議員の皆さんは分からないけれども、判断できないんじゃないかと私は思うんだけど、その点どうなの。

○議 長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、この提案を受けたのが令和5年3月30日でした。そこから書類審査という形で内容の精査をしております。何を見ているかといいますと、公募に載っているとおり、対象の事業者であるか、例えば暴力団に関係する者じゃないかとか、そういう部分も当然書類の審査のうちの一つに入るかと思います。

そういう書類審査を経て、内容がある程度整ったところで、今度はこの審査委員会のほうにかけまして、最終的な候補者というところまでこぎ着けたというところでございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

課長、別に責めているわけじゃないの。この申請が出たときに、議会に1回説明をして、こういう業者さんが今公募から応募してきましたと。それについて、これからこの業者さんといろいろともみますよということで始まればいいものを、決めちゃってから議会に持ってきてちゃって、後先じゃないですか。

例えを出して申し訳ないけれども、海の駅もそう。先ほどあった豊海保育所もそう。スタートがつまずいているんだから。またこれをつまずいたら、我々は町民、有権者に説明できないでしょう。今まで162万6,660円で公募をかけていたんだけれども、応募がないので12万で公募しましたよって。これ町民に説明できますか。できると言うんだったら、できると答弁もらえればいいんですよ。

○議 長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えさせていただきます。

住民に説明できるかできないかというところの御質問でございますけれども、減額での貸付けについて議会の議決を求めることというところで、最終的に議会のほうに上程させていただいております。

それまでの審査につきましては、執行部のほうで責任を持って審査させていただいて、最終候補者として選定をさせていただきました。

住民の方々のほうには、説明を求められた場合については、そういうふうに、最終候補は執行部のほうで選定したんだということは伝えたいというふうに思います。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） 4番、西村です。

2点確認させてください。

本件に関しては、二度説明会をさせていただいたんですけれども、ちょっともう少し具体的にお聞かせください。

まず、評価の点で60点という評価点が出ていますが、ここに昨日頂いた審査項目の一覧のところには60.1となっています。この60.1とした高評価の理由をもう少し具体的に教えてください。この60.1と評価されたときに、高評価のところで赤い点数が書いてあるところ。このところは、どういう点が評価されたのか。もう少し具体的に教えてください。

あともう一点、千葉県の方でも、地方銀行と空き公共施設の利活用を推進するような事

業を行っております。これは地方銀行の経営やマネジメントの特化した部門と協力しており、こういうところに対して相談を行ったのか聞かせください。

以上です。

○議長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

どの部分が評価されたかということだと思いますが、先ほど最初に提案の理由の中で申し述べさせてもらったとおり、分類としては5分類あります。そのうちの事業方針、また実施体制の部分が評価されているということで得点が高くなっております。

内容といたしましては、審査項目として、真亀川総合公園施設及び周辺施設のにぎわいの創出、魅力を向上させる取組などが提案されているかという項目になっております。これらに対して、業者のほうからの提案が委員の中の高評価につながったということになるかと思えます。また、併せて地元住民の雇用という審査項目がございます。地元雇用の観点からというところも評価されております。あわせて、将来的には、障害者の雇用までつなげていきたいというコンセプトのところが評価されたというふうに考察しているところでございます。

また、その他の機関に相談したのかという御質問でございますが、民間の金融機関に対しまして、こちらの収支計画等々を見ていただいて、評価いただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） まず評価点のところなんですけれども、地元の雇用ということで、私が頂いている資料だと2名ということなので、これが創出につながるのかということは、ちょっと甚だ疑問であります。

この点に関しては再質問いたしません、銀行のほうに相談したということなんですけれども、そちらの銀行さんのほうからは、どのような結果をいただいていますか。どのようにアドバイスをされていますか。

○議長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） 大分類が2つ、項目としては4点について評価をいただいております。この準備、その他組織体制のほうについてはどうかという点につきましては、問題ない、運営は可能だという評価をいただいているところです。

また、収支計画や資金計画のほうについては、少し若干の疑問点があるというところで評

価をいただいているというところでございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

13番、高橋功君。

○13番（高橋 功君） 13番、高橋。

それこそ昨日も大分もめた案件でございます。ちょっと課長に聞きますけれども、これを業者が開業して、1日当たりの来場者がどのくらい来るのか、その辺の見込みはあるんでしょうか。今のところずっと9年近く空いたということで、あそこは本当に寂しい限りだったんです。それが、たとえ5台でも10台でも乗用車があそこへ止まって、店の中へ入っていると。こういう姿が見られれば、町民の人も私自身も開けば行ってみようかなと、こういう気持ちもあります。

ですので、やはりここは1回やらせてみたほうがいいのではないかと、私はこのように思います。その辺のところ、どうですか。どのくらいの来場者を見込んでいるか。

○議 長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えさせていただきます。

大変申し訳ございません。具体的な人数については申し述べることができる資料がございません。ただし、こちら企画提案の中に、土日祭日を開設日とするということが事業計画の中にありますので、その部分で大分期待できるんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 13番、高橋功君。

○13番（高橋 功君） 13番、高橋。

今、課長のほうから、土日祭日の開業、そしてまだ業者のほうからそういう話は受けていないということであります。本来なら普通の曜日の日にやってもらいたい。どうせやるんなら、そういう考えもあります。

ただ、何と言いますか、あそこが本当にこのまま寂れたというか、いつもがらんどうの状態では本当に寂しい限りで、せっかく造ったあの施設を何とかやっぱり、本来なら町でお金をかけてでも何かの営業をしてもいいと思うんですよね。その辺のところ、町のほうでも1回考えてみてもらったらどうですかね。

この間も小川議員のほうから、九十九里町の活性化ということで、いい産業はないか、産業物ですか。その辺のところも併せて企画政策課当たりで、少しその辺をもんでもらったら

どうか。そのような思いはあります。終わります。

○議長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

7番、鎌田貴俊君。

○7番（鎌田貴俊君） 7番、鎌田です。

今、高橋先輩議員からお話もありましたけれども、私も、あそこがにぎわいの箇所になるということは非常にいいと思うので。ただし、さっきの話で、仮に当初の内装工事だとか設備投資、これを仮に町がきれいにして返しますよと言えば、当然年額12万というわけにはいかないと思うんですが、今回は、先方さんのほうで全部一応持つと。先般の追加説明のときに、先方さんが一方的に出した収支計画を見せてもらいましたけれども、それはだから当初の1年、2年、3年は、その分、当然赤字になるということで年額を下げてくれということだと思うんですが、私が賛成、反対云々とは別にお願いしたいのは、黒字になったら、やっぱり貸付料をお互いの協議の下、覚書なりで、ただ口頭でそのときになったら少し上げてくださいよという口頭の約束じゃなくて、覚書ということがいいのかどうか分かりませんが、御担当の方も今度変わるわけですし、書面で、いずれ黒字化になったら、あるいはそれはどの程度かというのは申し上げませんが、貸付料の見直し、これを相手と今後、交渉していただければというふうに思います。

以上です。

○議長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第29号 普通財産の減額貸付についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

○議 長（中村義則君） 起立少数であります。

よって、議案第29号は否決されました。

◎日程第 1 4 議案第 3 0 号 九十九里町道路線の変更について

○議 長（中村義則君） 日程第14、議案第30号 九十九里町道路線の変更についてを議題とします。

議案第30号について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長、作田延保君。

（提案理由説明）

○議 長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第30号 九十九里町道路線の変更についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議 長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 5 議案第 3 1 号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
について

○議 長（中村義則君） 日程第15、議案第31号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

議案第31号について、提案理由の説明を求めます。

町長、浅岡厚君。

(町長 浅岡 厚君 登壇)

○町 長（浅岡 厚君） それでは、議案第31号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについての提案理由でございますが、教育委員会委員の石田米子氏が令和5年12月21日をもって任期満了となりましたので、新たに齋正美恵子氏を教育委員会委員として任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

齋正氏は、昭和57年4月から平成25年3月まで、31年の長きにわたり、教諭として児童の健全な育成に傾注し、学校教育の発展に尽力されました。また、平成25年5月からは、日本赤十字社千葉県支部安全奉仕団へ参画、平成27年4月からは町母子保健推進委員として、平成28年12月からは町民生委員・児童委員として、地域福祉の推進にも積極的に取り組まれております。

齋正氏は、人格が高潔で、学校教育及び社会教育に関する見識を有していることから、教育委員会委員として適任でありますので、任命に当たり議会の同意をお願いするものでございます。

○議 長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第31号 教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議 長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第31号は同意することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議 長（中村義則君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

明日6日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 2時45分

令和 6 年第 1 回九十九里町議会定例会会議録（第 4 号）

令和 6 年 3 月 6 日（水曜日）

令和6年第1回九十九里町議会定例会

議 事 日 程 （第4号）

令和6年3月6日（水）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第 2号 令和6年度九十九里町一般会計予算
議案第 3号 令和6年度九十九里町給食事業特別会計予算
議案第 4号 令和6年度九十九里町国民健康保険特別会計予算
議案第 5号 令和6年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 6号 令和6年度九十九里町介護保険特別会計予算
議案第 7号 令和6年度九十九里町病院事業特別会計予算
議案第 8号 令和6年度九十九里町農業集落排水事業会計予算
議案第 9号 令和6年度九十九里町ガス事業会計予算

日程第 2 休会の件

出席議員 （14名）

1番	小野谷 元 伸 君	2番	阿 井 賢 一 君
3番	松 井 由美子 君	4番	西 村 み ほ 君
5番	小 川 浩 安 君	6番	原 田 教 光 君
7番	鏑 田 貴 俊 君	8番	中 村 義 則 君
9番	古 川 徹 君	10番	内 山 菊 敏 君
11番	善 塔 道 代 君	12番	細 田 一 男 君
13番	高 橋 功 君	14番	谷 川 優 子 君

欠席議員 （なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 浅 岡 厚 君 教 育 長 藤 代 賢 司 君

総務課長	篠崎英行君	企画政策課長	羽斗伸一君
財政課長	鈴木桂君	税務課長	川島常嗣君
住民課長	鵜澤康子君	健康福祉課長	鶴岡正美君
社会福祉課長	古川紀行君	農林水産課長	篠崎肇君
商工観光課長	古関保君	まちづくり課長	作田延保君
会計管理者	小森克彦君	ガス課長	山口義則君
教育委員会 教務局長	鍵田貴賜君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	木原隆行君	書記	鈴木克奈君
------	-------	----	-------

◎開議の宣告

開 議 午前 9時30分

○議 長（中村義則君） ただいまの出席議員数は全員です。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（中村義則君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第2号 令和6年度九十九里町一般会計予算

議案第3号 令和6年度九十九里町給食事業特別会計予算

議案第4号 令和6年度九十九里町国民健康保険特別会計予算

議案第5号 令和6年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算

議案第6号 令和6年度九十九里町介護保険特別会計予算

議案第7号 令和6年度九十九里町病院事業特別会計予算

議案第8号 令和6年度九十九里町農業集落排水事業会計予算

議案第9号 令和6年度九十九里町ガス事業会計予算

○議 長（中村義則君） 日程第1、議案第2号 令和6年度九十九里町一般会計予算、議案第3号 令和6年度九十九里町給食事業特別会計予算、議案第4号 令和6年度九十九里町国民健康保険特別会計予算、議案第5号 令和6年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算、議案第6号 令和6年度九十九里町介護保険特別会計予算、議案第7号 令和6年度九十九里町病院事業特別会計予算、議案第8号 令和6年度九十九里町農業集落排水事業会計予算、議案第9号 令和6年度九十九里町ガス事業会計予算を一括議題とし、本日は予算説明といたします。

議案第2号から議案第9号について、順次提案理由の説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

（提案理由説明）

○議 長（中村義則君） 暫時休憩します。

再開は10時45分です。

（午前10時32分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 44 分）

○議 長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鍵田貴賜君。

（提案理由説明）

○議 長（中村義則君） 住民課長、鶴澤康子君。

（提案理由説明）

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

（提案理由説明）

○議 長（中村義則君） 農林水産課長、篠崎肇君。

（提案理由説明）

○議 長（中村義則君） ガス課長、山口義則君。

（提案理由説明）

○議 長（中村義則君） 各会計予算の説明が終了いたしました。

各会計予算の審議は後日の本会議で行います。

◎日程第 2 休会の件

○議 長（中村義則君） 日程第 2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

3 月 7 日から 3 月 14 日まで、各常任委員会の開催及び議案調査のため休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、3 月 7 日から 3 月 14 日まで休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議 長（中村義則君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

3 月 15 日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午前 11 時 48 分

令和 6 年第 1 回九十九里町議会定例会会議録（第 5 号）

令和 6 年 3 月 1 5 日（金曜日）

令和6年第1回九十九里町議会定例会

議 事 日 程 （第5号）

令和6年3月15日（金）午前9時35分開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議案第 2号 令和6年度九十九里町一般会計予算

議案第 3号 令和6年度九十九里町給食事業特別会計予算

議案第 4号 令和6年度九十九里町国民健康保険特別会計予算

議案第 5号 令和6年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算

議案第 6号 令和6年度九十九里町介護保険特別会計予算

議案第 7号 令和6年度九十九里町病院事業特別会計予算

議案第 8号 令和6年度九十九里町農業集落排水事業会計予算

議案第 9号 令和6年度九十九里町ガス事業会計予算

日程第 3 九十九里町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

日程第 4 陳情第 1号 带状疱疹予防接種費用の助成を求める陳情書

追加日程第1 議案第32号 令和5年度九十九里町一般会計補正予算（第10号）

追加日程第2 議案第33号 東金市道路線の認定の承諾について

追加日程第3 議案第34号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについて

追加日程第4 議案第35号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについて

出席議員 （13名）

1番 小野谷 元 伸 君

2番 阿 井 賢 一 君

3番 松 井 由美子 君

4番 西 村 み ほ 君

6番 原 田 教 光 君

7番 鏑 田 貴 俊 君

8番 中 村 義 則 君

9番 古 川 徹 君

10番 内 山 菊 敏 君

11番 善 塔 道 代 君

12番 細 田 一 男 君

13番 高 橋 功 君

14番 谷川優子君

欠席議員 (1名)

5番 小川浩安君

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	浅岡厚君	教育長	藤代賢司君
総務課長	篠崎英行君	企画政策課長	羽斗伸一君
財政課長	鈴木桂君	税務課長	川島常嗣君
住民課長	鵜澤康子君	健康福祉課長	鶴岡正美君
社会福祉課長	古川紀行君	農林水産課長	篠崎肇君
商工観光課長	古関保君	まちづくり課長	作田延保君
会計管理者	小森克彦君	ガス課長	山口義則君
教育委員会 事務局長	鍵田貴賜君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	木原隆行君	書記	鈴木克奈君
------	-------	----	-------

◎開議の宣告

開 議 午前 9時35分

○議 長（中村義則君） ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（中村義則君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 諸般の報告

○議 長（中村義則君） 日程第1、諸般の報告をいたします。

文教民生常任委員会委員長より、委員会審査報告書の提出があり、これを受理いたしました。

◎日程第2 議案第2号 令和6年度九十九里町一般会計予算

議案第3号 令和6年度九十九里町給食事業特別会計予算

議案第4号 令和6年度九十九里町国民健康保険特別会計予算

議案第5号 令和6年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算

議案第6号 令和6年度九十九里町介護保険特別会計予算

議案第7号 令和6年度九十九里町病院事業特別会計予算

議案第8号 令和6年度九十九里町農業集落排水事業会計予算

議案第9号 令和6年度九十九里町ガス事業会計予算

○議 長（中村義則君） 日程第2、議案第2号 令和6年度九十九里町一般会計予算、議案第3号 令和6年度九十九里町給食事業特別会計予算、議案第4号 令和6年度九十九里町国民健康保険特別会計予算、議案第5号 令和6年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算、議案第6号 令和6年度九十九里町介護保険特別会計予算、議案第7号 令和6年度九十九里町病院事業特別会計予算、議案第8号 令和6年度九十九里町農業集落排水事業会計予算、議案第9号 令和6年度九十九里町ガス事業会計予算を一括議題といたします。

各会計とも既に内容の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑は分割して行います。

初めに、一般会計予算について質疑を行います。次に、特別会計予算及び事業会計予算に

ついて質疑を行います。ただし、質疑の内容が各議案に関連する場合は、これを許します。

これより一般会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。

私は本冊ページ9、款9教育費、項1教育総務費、学校建設費2億9,225万5,000円、これについて詳しい説明を求めます。令和6年、7年、8年と予算化されていますが、具体的なもっと説明をしてほしいと思います。

1月28日に行われました学校編成説明会の中でも、多くの住民より意見が出されて、その中には、まず統合ありきなのか、あるいは3小学校の中で使える学校を使うことはできないのか、建設費が無駄ではないか。

また、常任委員会の説明では、中学校の建て替えについて、来年度の基本設計についての説明があったようですが、関連予算の中でページ84ページ、節、学校再編推進委員会2回分10万3,000円が予算化されています。

この中学校の建て替えについて、来年度の基本設計についても説明があったようですが、私が聞き漏らしたんだったら大変失礼なんですけれども、もう一度、再度説明をいただきたいと思います。

○議長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鎌田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鎌田貴賜君） お答えさせていただきます。

9ページの継続費でございますが、来年度、令和6年から令和8年度まで、継続事業ということで計画させていただいております。まず、令和6年度でございますが、基本設計を行うとともに地質調査、それから測量のほうを行わせていただきます。それが、令和6年度から延びることがもう想定されておりますので、継続費とさせていただいております。また、令和7年度、令和8年度にかけて実施設計を行うもので、それを含めまして継続費として計上させていただいております。

それから、84ページの7節報償費、学校再編推進委員会報奨金10万3,000円でございますが、2回を予定させていただいております。こちらについては、今後学校の細部にわたる校章ですとか、校歌ですとか、そういった部会を設けます関係で、そういったもので委員会を2回ほど開催させていただければと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 前回の委員会での説明では、中学校の建て替えについてもお話があったと思いますが、それは話の中では、半分だけ壊して建て替えるみたいな、そんな説明だったと思うんですけれども、この中学校の建て替えについて、詳しく予算含めて説明をお願いします。

○議 長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鏈田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鏈田貴賜君） お答えさせていただきます。

教育委員会では令和2年2月から九十九里町学校のあり方検討委員会から答申を受けまして、小学校の統合という答申を受けたところでございます。令和5年3月に九十九里町学校再編推進委員会を設置いたしまして、その答申といたしまして、小学校3小を統合し、また、九十九里中学校のほうへ新たに建設すると。それに伴い、古くなった九十九里中学校も同時に建て替えるということの答申を受けて、教育委員会では進めさせていただいておりますのでございます。

なお、中学校の一部を壊してとか、そういったところは、まだ基本設計が終わっておりませんので、そのところはまだ確定はしておりません。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。2点ほど伺います。

1点目に、本冊の69ページ、5款農林水産費、1項農業費、5目農地費、12節委託料の中に排水対策調査計画策定業務委託料1,237万5,000円が計上されておりますが、少し予算額が大きいので、場所、内容について、もう少し細かく説明をお願いしたいと思います。

2点目、本冊の83ページ、8款消防費、1項消防費、4目災害対策費、14節工事請負費2億7,860万8,000円が計上されており、説明欄に旧作田保育所解体工事1億876万8,000円、津波避難施設建設工事1億6,984万円となっておりますが、その内容、内訳について、予算説明を受けておりますが、半分ぐらいは理解しておりますが、もう少し詳細な説明をお願いいたします。

○議 長（中村義則君） 農林水産課長、篠崎肇君。

○農林水産課長（篠崎 肇君） それでは、私からは69ページ、排水対策調査計画策定業務委託料について回答させていただきます。

場所と内容というところでございますが、場所につきましては、不動堂左岸地区、具体的には、不動堂丸万産業付近、それから豊海小学校のほうにかけての地区という形になります。

内容についてでございますが、令和6年度事業内容といたしましては、受益区域内における農業用施設、作物、一般公共施設、家屋等の被害を想定するために必要な現地調査、資料調査を行います想定被害調査、また、既設樋管の利用について機能診断し評価を行う機能診断業務、事業の実施により防止被害額の策定を行うなどの事業効果の算定などを来年度は実施する予定でございます。こちらにつきましては、今年度から県の事業採択に向けて、計画を策定すべく、今年度より実施させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、私のほうからは、8款の工事請負費、まず、旧作田保育所の解体工事でございますが、解体面積、延べ床面積で978.6㎡となります。解体する内容ですが、建物全体の解体、遊具の撤去、隣接している倉庫の解体となります。

続きまして、津波避難施設建設工事でございますが、建築面積240.73㎡です。このうち、倉庫面積が181.5㎡、避難施設面積が156.17㎡となり、工事概要ですが、鉄骨造り準耐火構造の地上1階建てということになります。よろしく願いいたします。

○議長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

1点目の排水対策調査計画作成業務委託料、今説明いただきました。場所は丸万産業の付近ということで分かりましたが、事業内容で概算予算はどれくらいなのか。また、これは県単事業でやっていただけるのか、町も持ち出しがあるのか、分かりましたら教えていただけますか。

○議長（中村義則君） 農林水産課長、篠崎肇君。

○農林水産課長（篠崎 肇君） それでは、お答えさせていただきます。

金額的なものということでございますが、事業内容によりまして金額も変わってくるかと思えます。またこれからの県の試算に、内容によって変わると思うんですが、以前に町のほうで試算したところ、18億強かかる見込みでございます。

また、負担につきましては、こちらは県の、現在のところ県営湛水防除事業で行っていただく予定ではございます。こちらにつきましては、国庫補助、県の事業費、また町のほうも負担がございました。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） ただいま御説明いただきまして理解はできました。国交省並びに県、併せて町、町というとな大分3分の1とか、6分の1とか、8分の1ぐらいの規模になると思いますけれども、こういった県単事業、概略で18億ぐらいになると、こういう県単事業、県に要望し、町のため、町民のために県単で実施いただけるように御努力いただいた担当課、担当課長に謝意を申し上げたいと思います。

あわせて、これからも町行政運営の推進に御尽力いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、2点目の津波対策避難建設工事、作田保育所の解体工事、これはある程度理解できるんですが、津波対策避難施設建設工事、これは3か所の予算なのかな。1億6,000万。片貝地区に設置される避難タワーの予算なのかな。片貝地区でよろしいですか。

避難タワーは、既に震災後2年ぐらいに海の駅九十九里にも敷地内に設置されておりますが、当時5,200万前後の予算だったのかな。それが、説明の中で1億6,984万円は、片貝地区に設置される避難タワーの予算だと。避難タワーは1施設、1基が五、六千万にできるのに、片貝地区に建設しようとしている避難タワーは1億6,000万。この内訳はちょっとお願いしたいんですけれども。

○議 長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

小関納屋に建築されました津波避難タワー、たしか10年前の建築でございます。今回設置するものにつきましては、防災備蓄倉庫を兼ねた避難施設となります。したがって、構造が全く違うものとなります。

今回1億6,000万という金額ですが、現在働き方改革関連法案、つまり働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律、これが2019年4月に施行されています。建設業関係につきましては5年間の猶予を与えられ、この4月から週休2日制が導入されます。そういったことも含めた中で積算をなささいということで、国交省からも連絡をいただいております。そして、それに基づき、積算をしております。

また、部材の高騰、それから労務単価のアップといったところを含めると、こういった金額になるということで御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議 長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

課長、1億6,000万で避難タワーを建てるという。1億6,000万で避難タワー建てるんだけど、片貝地区に建てる避難タワーでは備蓄倉庫がつくのか。備蓄倉庫のついた避難タワーにするのかで随分趣旨が違うと思うんですよ。

今まで何度かお願いしている中に、避難タワーを建設したときには、そこに当然備蓄の防災備蓄の物資並び設備もつけるんですかと、いや、避難タワーにはそういうものはつけられませんよという答弁だったんだけど、ただ、今本町に防災備蓄というのは、避難場所に指定されている各所、あるいは中学校の敷地内に防災資材は入っていると思うんですけども、何で今になって避難タワーに防災備蓄倉庫をつくるのか。少し私理解できないんです。

これ、防災備蓄の倉庫の建物と内容で、予算がどのくらい変わっているのか。今まで学校、あるいは避難所に備蓄はしてあって、足りていたのか、足りなかったのか、やるのか。震災から13年たって、やっと避難タワーをつくる、あるいは備蓄倉庫をつくるという、今急に出てきたんだけど、その備蓄倉庫の内容は全町民なのか、今まで抱えていた備蓄倉庫で足りていたのか、いなかったのか。その内容によって、その備蓄倉庫をつくる意味が変わってくると思うんですよ。その点どうですか。

○議 長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

片貝に今回建築を予定しております倉庫ですが、備蓄倉庫というものでございますけれども、その中へ資機材が全て運び込まれる予定でございます。現在、各災害時におきまして、ポンプ、その他土のうといったものは、それぞれ各場所が違いまして、職員もその都度、その場所へ、いろいろなところへ取りに行きながら対応を図っております。

災害は迅速なことが要求されますので、それを一括管理して、全てをその倉庫で管理し、災害が発生したときには、職員はそこへ行けば全てのものがそろっているという状況をつくるために、今回倉庫を建設いたします。

様々なところへ備品等もありますので、そういったものも一括管理できるように、その倉庫を建てて、その屋上へ避難施設として併せて建てるものでございますので、御理解をお願いいたします。

○議 長（中村義則君） 暫時休憩いたします。

（午前 9時56分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

（午前 9時57分）

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

6番、原田教光君。

○6番（原田教光君） 6番、原田でございます。

39ページ、2款1項5目13節委託料、使用料及び賃借料の中で、車輛借上料187万、この予算について、町バスの車輛借上料ということでございますが、購入ではなく車輛借上げに至る経過について、いま一度確認するために、説明いただきたいというふうに思います。

○議 長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えさせていただきます。

ただいまの質問につきまして、借上料187万円を予算計上した経緯でございますが、町バスを購入しようとしていた、予定しているバスについてが、製造が今されていないという状況が今現在も続いております。

そういう中で、これに代替という形で当然、公務においてはバスが必要だということがありましたので、その代替策といたしまして借上料187万円、町長部局分として予算計上したところでございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 6番、原田教光君。

○6番（原田教光君） この関係については、令和4年度、5年度に2年間にわたりまして、町バス購入として3,270万予算計上しておりましたが、残念ながらということで、中型バス等のエンジン認証不正問題によりまして、車両製造中だということで、残念ながら購入ができなかったということでもあります。

現在もその状況が続いているところで、予定している中型バス、今後の購入の見通しも立たないとのことでありまして、一時的に車両借上げを図るということだと思えます。また、執行部については、町バスは新車にこだわりたいというお話も聞いております。

そこでお伺いしますが、長い間購入希望している中型バス、定員42名ですね。1車種であります。ほかの代替車種はありませんか。あわせて、またグレードの変更なり、あるいは乗車定員を変更することによりまして、購入を実現することは可能であるというふうに思われ

ますが、いかがでしょうか。

○議 長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えさせていただきます。

町といたしましては、今まで前提といたしまして42人乗りのバス、現状使っているバスを想定して、今まで予算計上またはその状況について御説明申し上げてきました。

ただ、今御提案いただいたとおり、バス会社に問い合わせたところ、それ以外、グレードを下げてというか、乗れる人数を少なくしたバスについては、今のところ製造をしているという話も伺っております。

これらも含めて、この1年をかけまして、きちんと検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 6番、原田教光君。

○6番（原田教光君） ひとつよろしくお願いをしたいというふうに思います。

最後に、公共財産の取得、あるいはその各事業の実施等につきまして、ほかにも類似した事案も多くございますけれども、特に町民に直接関係することについては、執行部だけではなく、事前に我々議員にも相談をいただき、よりよいまちづくりができますように、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

以上であります。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） 4番、西村です。

金額は小さいですが、2点ほど質問させていただきます。

担当課のほうは財政課と企画政策課になります。

1点目、当初予算概要書の26ページ、下から2番目の2款1項5目財産管理費の空き公共施設利活用事業の予算内訳ですが、ここは旧豊海保育所を現在使用している事業者さんから支払われる土地借上料、同じく概要書の55ページにあります借地一覧表に記載されている総務費の豊海保育所92万2,536円も含まれていると思いますが、その他の金額について詳細な内訳を教えてください。

2点目、本冊40ページになります。2款1項6目18節負担金補助及び交付金の中の、一番下のこども未来ふぁんど補助金50万円ですが、常任委員会のほうでもこちらは内容をお聞き

したんですけれども、こちらの内容を再度詳細をお聞かせください。

以上です。

○議長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） それでは、空き公共施設利活用事業の詳細について、御説明させていただきます。

資料ではP26ページということで、あと、予算書では、すみません、財産管理費になりますので、P38ページから39ページに当たる部分になるかと思います。

内容といたしましては、222万1,000円のうち、修繕料が100万円、火災保険料が4万2,000円、火災報知機保守委託料が1万1,000円、警備委託料が24万5,000円、土地借上料が92万3,000円という内訳でございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） それでは、私のほうから、ページ40ページ、18節のこども未来ふあんの事業概要について御説明を申し上げます。

本事業につきましては、新規の事業として予算を計上させていただきました。事業の目的といたしましては、子供たちにまちづくりに関わる機会を提供することで、将来町を背負っていただくような人材の育成を図るということを大きな目的としたものでございます。

1団体当たり10万円を限度に10分の10の補助を行いまして、子供たちが自ら考えるまちづくりの取組の実現を支援をしたいというふうに考えてございます。

本町におきましては、これまであまりこういう人材育成に関する事業というのは、取組が弱かったのかというふうに思います。私たち経験が不足しておりますので、十分にこの制度の中身が今スタートした時点で完璧なものと言われると、そうではないかもしれません。この後、実施して得られます経験と、参加いただいた皆様方からの御意見等を参考に、制度の見直しを図ってまいりたいというふうに考えております。御理解のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（中村義則君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） 御答弁ありがとうございます。

1点目の空き公共施設の利活用事業なんですけれども、課長のほうの答弁で、修繕料という、修繕料100万円というふうにありましたが、こちらはどこの修繕を指しているのか、教

えてください。

○議 長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えさせていただきます。

今年度予算計上したものにつきましては、真亀川総合公園内のレストラン棟の修繕、もしあった場合ということで計上させていただいているものでございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 4 番、西村みほ君。

○4 番（西村みほ君） 今、課長がおっしゃったとおり、真亀川総合公園レストラン棟の修繕費用ということなんですけれども、こちらはもしもということで仮に予算計上されているということなんですけれども、たとえ借りたとしても、一般会計が承認されれば、100万円でも町のほうが修繕したら、それは予算の執行として私たちが認めたということになると思いますので、いま一度確認させていただきました。こちらについては、今後一般質問で取り扱わせていただきます。

続きまして、2 点目、負担金補助及び交付金のこども未来ふぁんど補助金50万円ですけれども、こちらは再質問はありません。新しい項目でしたので、少し質問させていただきました。

課長がおっしゃったとおり、人材育成ということで、こちら、子供の居場所づくりや子供支援につながる事業だと思いますので、公募の際はなるべく柔軟な対応を取っていただきまして、事業を推進していただきたいと思います。

私からの質問は以上です。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

11番、善塔道代君。

○11 番（善塔道代君） 11番、善塔です。3 点質問させていただきます。

1 点目に歳入で35ページ、1 款 1 項 1 目環境性能割223万5,000円。これと、歳出のほうの44ページ、18節の負担金補助及び交付金、説明欄の一番下のところの環境性能割（軽自動車）徴収事務負担金14万9,000円、ちょっと金額少ないですけれども、この関係性をお伺いします。

2 点目に、ページ40ページ、18節負担金補助及び交付金、先ほど西村議員が質問したのとちょっと関連させていただきます。一番下のこども未来ふぁんど補助金50万円。これ、委員会での説明を受けて、子供5グループに対して各10万円というふうに伺ったんですけれども、

ちょっともう少し教えていただきたくて、グループ構成とか、周知方法についてお聞かせください。

3点目に、62ページ、17節備品購入費、健診検査機器154万円。これは3歳児健診での屈折検査、フォトスクリーナー、一般質問して、それで導入していただくことに一応計上していただきましたけれども、ありがとうございます。この検査機器には、国の補助金があると思うんですけれども、今回この財源はどうなっているのかお聞かせください。

以上3点、よろしくお願いします。

○議長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） それでは、私のほうから、17ページ9款環境性能割交付金について御説明させていただきます。

こちらの交付金につきましては、消費税が10%に引き上げられた際に、自動車取得税に代わり、新たに自動車税環境性能割というものが付加されたものでございます。その環境性能割の分について、県が徴収することになりますが、それを県の交付により町が受け入れるものということになっております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） 私からページ40ページ、18節のこども未来ふぁんどの関係でお答えをさせていただきます。

議員からの御質問は、グループの構成と周知方法の2点かというふうに思います。

グループ構成といたしましては、町内に在住、通学、通勤しております小学校4年生から高校3年生相当のお子さん3名以上と、大人の方2人以上で構成されますグループを対象とすることを想定としてございます。

周知の方法につきましては、町ホームページ、広報などのほか、各学校にチラシの配布の御協力をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 税務課長、川島常嗣君。

○税務課長（川島常嗣君） 先ほどの環境性能割と、歳出についての関連性ということでお答えさせていただきます。

歳入の環境性能割につきましては、旧自動車所得税に代わり、令和元年10月に創設されたものとなり、燃費基準達成率に応じて税率が非課税、1%、2%の3段階に定められており

ます。

また、歳出につきましては、千葉県自動車税事務所への負担金となります。関係性につきましては、千葉県自動車税事務所より町へ納入された環境性能割の税額の５％を手数料として、千葉県自動車税事務所へ支払うものとなっております。

以上です。

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） それでは、私からはページ62ページ、17節備品購入費、健診検査機器、こちらの財源について御回答させていただきたいと思います。

こちらにつきましては、3歳児健診における視力検査機器、スポットビジョンスクリーナーの購入費になります。議員がおっしゃるとおり、国からの補助事業として、令和5年度まででありました。しかしながら、こちらの財源につきましては、令和6年度においては、国の補助対象になるかは現時点でまだ未定という回答をいただいておりますので、現在のところ、全額いわしの町「九十九里」応援基金を活用して、予算計上しております。

なお、補助対象となる場合には、適切な時期に申請をし、財源の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 再質問は一問一答でもいいですか。

○議 長（中村義則君） いいですよ。

○11番（善塔道代君） いいですか、すみません。

じゃ、1点目から。環境性能割の関係なんですけれども、御答弁ありがとうございました。これ、今5年度だから、5年度までは名前が軽自動車税申告事務委託負担金とあったんですが、同じことですよ、内容的には。性能割ということで考えていいのかなと。消費税10%ということから、これ、変わったということですので、多分同じなのかなと思いました。あと、そこは後で教えていただきたいと思いますけれども、質問では、環境性能割の対象になる車両は、何台ぐらい6年度は見込んでいるのか教えていただきたいと思います。

○議 長（中村義則君） 税務課長、川島常嗣君。

○税務課長（川島常嗣君） それでは、お答えします。

令和6年度当初といたしまして、軽四貨物の１％対象が3台、5年度当初予算対比で増減ゼロ。軽四貨物の２％対象50台、前年度対比10台減。軽四乗用車の１％対象17台、前年度対

比19台減。軽四乗用車の2％対象39台、前年度対比2台減。全体では109台、前年度対比31台の減となります。

なお、台数としては減になりますが、軽自動車1台当たりの所得金額が上がっているため、税収としては増額となります。

以上です。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 今、台数が減になるけれども、所得なり、金額上がっているということで、歳入が多いのかな。はい、分かりました。ありがとうございます。ちょっと私も勉強不足で申し訳ございませんでした。言葉がちょっと難しかったんで、どういうことなのかなと、その関係性を聞かせていただきまして、ありがとうございました。

それでは次に、2点目のこども未来ふぁんどの補助金の件で、金額的には50万ということで、初めての事業で、私もいいことかなと思っておりますけれども、いろいろ周知をしていただく中で、この募集して集まったグループに対しての10万円の活用方法を聞かせていただきたいと思います。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） では、私のほうから回答させていただきます。

先ほど西村議員の御質問にもお答えをいたしました。本事業を創設しました第一の目的は、子供たちの地域づくりに関わる体験を支援し、地域を担う人材を育てること、これが第一の目標でございます。

このため、私どもとしましては、地域のために役立つと考えられます子供たちの様々なアイデアにつきましては、幅広く採択をしたいというふうに考えてございます。このため、町内において、子供たちが主体となって取り組むまちづくりに係る事業というふうに規定をいたしまして、幅広くそのアイデアを採択したいというふうに考えてございます。

何分にも初めての取組でございますので、いろいろと最初からうまくいかない部分もあるかもしれませんが、取りあえずチャレンジはしてみますので、またその結果をもって、次のステップへと進みたいというふうに考えてございます。御支援のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 子供が主体となつてのまちづくりに取り組むということは、本当に

この新しい事業ね、本当にいいなと思っております。本当に今、課長がおっしゃるように、いろいろまだまだ模索の、初めてなんで、何があるか分からない。でも、これ、チャレンジしていくことはすごくいいことなんで、本当に応援していきたいと思います。

本当に大人のひとと子供と、これ、家族じゃなくて全然知らない同士が集まってやることだから、グループつくるのもまず大変だと思うんですよね。そこがいつまでやるのか、いつまでの間に、この5グループすぐにできるとは思わないんだけど、1グループでもできたらまたうれしいことなんで、そこまでいくまでの段階がまだ大変だと思うし、グループつくってからのどうするかという協議はあると思うんですけども、本当にチャレンジしていただきながらということが、子供目線でまちづくりをしてもらえるということはありがたいことなんで、やっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、3点目の健診検査機器、分かりました。国のほうの5年度までは補助があって、6年度がまだ分からないということなんで、今回はいわしの町「九十九里」応援基金を財源としてここに載せ、計上していただいているということでよろしいんですね。分かりました。よろしくお願いいたします。

3歳児健診が検査のあれ見たら、いろいろ日付が何月とあったんで、そのときから使っていただけると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中村義則君） ほかに質疑ございませんか。

9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 9番、古川徹です。よろしくお願いいたします。

常任委員会で時間がなく聞けなかったこと、また、1点は常任委員会でお聞きしたんですけども、再度確認したいと思います。

まず40ページ、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、18節負担金補助及び交付金の中の中段にあります、ふるさとまつり実行委員会500万。前年度より130万増ということで、聞いたところ、花火は2,000発から3,000発にすると。その中で、観覧席を設けていくというお話をお聞きしました。

それを、観覧席についてちょっとお聞きしたいと思いますが、具体的にどのような観覧席を考えているのか。それとあと、観覧席の費用は経費がどのくらいかかるのかと見込んだのか、そこをお聞きしたいと思います。

2点目、ページ数は67ページ、5款農林水産費、1項農業費、3目農業振興費、7節報償

費の中の一番下段、有害鳥獣駆除謝礼。これは12名の10万4,000円の経費を当初予算で組んだと思いますが、これ、課長には前にも相談したと思うんですけれども、有害鳥獣、かなり今いろんな動物が増えてきて、さきに職員の方々が一生懸命対処してくれたイノシシ、あの捕獲をするために、電気銃のようなものがなければあんな一大事には対応できないということを言われていましたけれども、そのような謝礼も含めた金額になっているのか、それを確認したいと思います。

最後に、9款教育費、4項社会教育費、2目公民館費、一番下段になります。17節備品購入費、図書購入費であります50万。図書購入費、図書については、私もちょっと図書室のほうへ行ってみました。かなり充実はしているんですけれども、聞いたところ新聞紙、新聞社が前4社あったものが今2社に減らされた、と、予算の関係上。その予算を減額した理由を、新聞社を4社から2社にしたその理由をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議 長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） 私のほうから、1点目のふるさとまつり実行委員会における予算の増額の関係でお答えをさせていただきます。

御質問は、新しく設けます観覧席、どのような規模のものを想定しているかということかと思います。今想定しておりますのは、10m掛ける10m程度の栈敷の席を新たに設置をすることを想定をしております。

なお、有料観覧席でございますので、お客様のほうからは一部負担金を頂戴して、お席を用意するという趣旨のものでございます。本制度につきましては、お隣の大網白里市さんで実際に行われておりまして、その取組を参考に、今回実行委員会のほうで検討の結果、実施をしてみようということで結論に至ったところでございます。

2点目の実際の経費はどのぐらいか、建設、設置の費用はどのぐらいかかるのかということでございますが、大変申し訳ございません、ちょっと今手元に詳細な積算の費用、見積りがございませんので、これについては後日お答えをさせていただければというふうに思います。申し訳ございません。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 農林水産課長、篠崎肇君。

○農林水産課長（篠崎 肇君） それでは、お答えさせていただきます。

有害鳥獣駆除謝礼でございますが、こちらの謝礼につきましては、6月から10月に実施さ

れます鳥獣駆除に対する謝礼ということでございます。

議員の御質問がございましたイノシシ等、そういった捕獲につきましては、同ページの17節備品購入費、捕獲器の予算を計上してございます。こちらに捕獲器と止め刺しを、電子槍のほうを予算計上させていただいているところでございます。

この捕獲器の設置につきましては、駆除をやっていただいている方が、資格を持っている方はございます。そういった方の協力が必要となってきますので、その際、設置の際には御協力いただけるということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鍵田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鍵田貴賜君） 私のほうから95ページ、17節備品購入費、図書購入費の件についてお答えさせていただきます。

以前、中央公民館図書室では、議員おっしゃられるとおり、4紙の新聞を購読しておりました。担当者の新聞の利用状況を見ながら、あまり新聞を目当てに利用する方がいないという観点から、4紙を今2紙に減らしたところでございます。

今議員おっしゃられたとおり、公民館図書室の担当者より、1紙の新聞も見なかったという方が1名いらっしゃるというのは教育委員会でも承知しております。

今後も、利用者のニーズを調査しながら、図書の充実に進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） はい、古川です。

じゃ、まず観覧席のほうからいきますね。10m掛ける10mということで、設置費用は分からないということですよ。今現在分からない。当然のことで、その経費を見込んだ中のこの予算を組んでいるんでしょうから、分からないわけがない。後で分かるということですよ、調べればね。それは後でちょっと教えてください。

というのは、なぜこれを聞くかというのは、この観覧席というのは有料にして、1名どの程度の金額を頂く予定なのか、そこを教えてください。何名ぐらいを想定しているのか。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをさせていただきます。

まず、有料観覧席の対象の方は、24名を想定してございます。お一人方10万円の協賛金を頂戴し、歳入としては240万円を想定しているところでございます。

なお、本制度につきましては、ふるさと納税を使いまして、募集のほうをしてみたいというふうに思っております。

あと議員、先ほど今手元にとのことですが、調べましたところ、分かりましたので御説明申し上げます。設置の費用は165万円を想定してございます。240万円の歳入に対して、165万円の設置費用ということで御理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） これ、続けてやったほうがいいですね。全部ね。

24名、10万円、1人ということで240万を見込んでいます。それで、設置費用は165万。収入が、入りが240。ふるさと納税を活用しながらということなんですけれども、これは一つの試し見だと思うんですけれども、非常に結構な試行だと思います。

しかしながら、やはり2,000発から3,000発にしたときに、大網はかなりの数を、花火を上げているわけですよ。あと、企業も含めた中で。そのような中で、そういう観覧席等も仕掛けていると思うんですけれども、1,000発でどのぐらいの経費をかけてものになるのかなど。

例えば、これが1万発増やしたとかだったら、まだ観覧席を設置して、観覧席といってもどこの観覧席の、場所が分かっていないんですけれども、どのような観覧席の優位な場所に設置するのかということも考えられますので、そういったことというのは分かるんですか。分かる。では、それは最後に聞きます。

農林水産課長、電気柵のほうで予算を持ってくれていると。もし万が一のイノシシ等が出た場合に、電気銃等を使用する場合には、そこで予算を持ってくれていると。その電気銃を使用する方々というのは、猟友会の方々じゃないんですか。ですよね。その分の謝礼もこの中に入っているということによろしいですか。違うんですね。それは、有害鳥獣の中に入っている。もう入っていない。それは対応できるということですね。分かりました。

あと、新聞紙ですけれども、先ほど局長は1名と言っていましたけれども、1名じゃないそうです。数多くの方が、数多くと言ったらちょっと言い過ぎかも知れませんが、多くの方からそういった要望が来ているということは直接聞いております。

私も全部調べたわけじゃないんで分からないんですけれども、具体的に言うと、新聞社は産経新聞、これを何でなくされちゃったのかと。それこそ、図書についても少ないという点も含めて、東金のほうの図書館のほうに行かれています。向こうは新聞紙も結構そろっていると、そのような状況を聞いているんですけれども、当時、局長も一緒に教育委員会に入られ

てから年数もたっていませんけれども、その前から多分この分というのが減額されているのかなと。

そういった要望もあるということなので、今後はどのように考えていくのか。ちょっと再度お聞かせください。

以上です。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） 私のほうから、ふるさとまつりの関係でお答えをさせていただきます。

設置の場所でございますが、今年度初めて花火大会のみの開催とさせていただきまして、ふるさと自然公園センターの前の広場に、出店とかも含めまして、コンパクトな設計をしてみました。

したところ、議員の皆様方も足をお運びいただきましたので、御存じかもしれませんが、非常に大勢のお客様が御来場いただきまして、会場は混み合って少し危ないのかなというようなことを感じたところでございます。

実行委員会のほうでも同様に検討を重ねまして、出店につきましては、従来ふるさとまつりで実施をしていた場所に戻しまして、今回の栈敷席につきましては、ふるさと自然公園センター前の場所、今年ふるさとまつりの花火大会で実際に使った場所に設置をしたいというふうに考えてございます。

出店の部分は、もともとのふるさと祭りで実施をしていたところへ、来賓の席と有料観覧席は、今年度実施をしましたふるさと自然公園センター前の広場のところに設置をしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鍵田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鍵田貴賜君） お答えさせていただきます。

私も先ほど来、御説明させていただいておりますが、担当者のほうより1社の新聞がなくなったというリクエストがあるということは承知しております。

今後、ニーズを検討しながら、有効的な図書室となるよう検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。ありがとうございます。

観覧席について、これは質問じゃないですからね。私が心配するのは、例えばですよ、防潮堤がありますよね。そこと同じような高さで設置した場合に、観覧席の意味がないわけですよ。優位なところで、ここだったらいいベストなポジションで花火が見れるんだと、そのようなことで観覧席を設置していかなきゃ意味がないと思いますので、そういうようなこともよく考えて設置していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中村義則君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計予算の質疑を終わります。

暫時休憩します。

再開は10時45分です。

（午前10時34分）

○議長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時45分）

○議長（中村義則君） 続いて、特別会計予算及び事業会計予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 谷川です。

私のほうは特別会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者特別会計について質問をいたします。

国民健康保険特別会計は、ページ10ページ、款5項2、今年度の国民健康保険特別会計には、令和6年度、基金が約1億3,000万繰入れされています。予算書では、県への納付金所得割が5.9%から7%に上がっていると思うんですけども、全体的にどのくらいの負担増になるのか、また、対象人数はどのくらい負担増になるのかお答えください。

後期高齢者特別会計のページ5、款1項1 後期高齢者の保険料、たしか常任委員会の説明

では8人分が不納欠損で落としたと、そのように説明があったと思いますが、この不納欠損の内容、例えば死亡によるものなのか、あるいは経済的な理由によるものなのか、お答えいただきたいと思います。

あと、普通徴収保険料該当者の住民は、大体無年金者、年金保険料、例えば18万までの方の該当者だと思いますけれども、現在の保険証の交付状況はどのようになっているのか。また、都道府県が財政安定化基金を都道府県で設置、運営をするとなっていますが、今回のように負担増になったときに、この基金の活用の実績はどのようになっているのか。

あと、ページ7、款2項1後期高齢者連合への納付金についてお伺いします。令和4年度は約2,600万円の納付金が増えていますが、住民への負担増について説明をお願いいたします。

○議 長（中村義則君） 税務課長、川島常嗣君。

○税務課長（川島常嗣君） お答えします。

どれぐらいの世帯が影響を受けるのかということですが、国保税につきましては、世帯主課税となっていることから、世帯数をお答えさせていただきます。影響を受ける世帯は、およそ1,500世帯となります。

以上です。

○議 長（中村義則君） 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） 私のほうからは、後期高齢者医療について御回答させていただきます。

まず、5ページ目の1款保険料の滞納繰越分、常任委員会の説明で8名というところがあったというところなんですけれども、その後、昨日入金が1名ありまして、該当者については今現在、不納欠損の件数を8件と御報告、常任委員会のほうでさせていただきました。常任委員会から本日までの間に1件入金がございまして、7件という状況になっております。

その7件の内訳でございしますが、3名が死亡による相続放棄です。1件が生活保護受給による、それまでの間の未納が1件というところと、分納が今現在3件あるというところで、合計7件が不納欠損の予定があるというところでございます。

あと、普通徴収につきましては、御存じのとおり、普通徴収となりますのは、年金が年額18万未満の方、もしくは介護保険料と後期保険料の合計額が年金の2分の1を超える方、また、年金途中に75歳になられた方、もしくは年度途中で他市町村から転入された方等になっております。保険証につきましては一律、年度初めの交付の際に、全員に対して保険証につ

いては交付しております。

次に、財政安定化基金につきましては、今回の保険料の改定に当たり、活用はなかったというふうに県のほうから聞いております。この基金につきましては、千葉県が管理しているものであって、令和4年度以降、いわゆる団塊の世代が後期高齢者になり始めて、高齢者の医療が増加し続ける中で、将来的な財政リスクを考えると、今回の保険料改定には活用はしなかったということを聞いております。

最後に、7ページの納付金につきまして、2,690万1,000円が増額になっているというところでございますけれども、この納付金につきましては、被保険者から徴収した保険料の全額と基盤安定繰入金、県と町から繰り入れた金額全額を県のほうに納付するということで、保険料上昇分が被保険者の負担にはなっております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 谷川です。

まず、国民健康保険特別会計の再質問をいたします。世帯数にすると1,500世帯が負担増になっていると。もうほぼ5割、6割ぐらいが負担増になるんですかね。金額にすると、大体どのくらいの負担増になるのか分かりますかね。それが分かったら、それをお答えいただきたいと思うんです。

後期高齢や何か、一応これが終わってから、じゃ、後期高齢の質問をします。

○議 長（中村義則君） 税務課長、川島常嗣君。

○税務課長（川島常嗣君） お答えします。

所得割が5.9%から7%になることにより、1,665万7,000円の負担増となります。一般的なケースで説明させていただきますと、給与収入400万円、所得276万円、45歳の世帯主、給与収入110万円、所得55万円、38歳の妻、そして13歳と10歳の子がいる4人世帯の場合、医療分の所得割が5.9%の14万4,500円から7%の17万1,500円となり、2万7,000円の増となります。

以上です。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。

国保税が広域化になって、やっと九十九里町も県下で2番目に高かったのが、全体におしなべて大分下がったなと思っていたんですけども、また今回かなりの金額だと思うんです。

ね。子育て世代だとか、世帯数にすると。だから、できればもうずっと要望しているように、法定外繰入れも今後考えていただきたいと思います。

後期高齢者特別会計について伺います。

あれ、課長、さっき7人、8人が不納欠損で落として、3人が死亡してという説明いただいたんですけども、不納欠損で一度落としてもまた分納で払ってもら、そんな感じかな。何か先ほど分納でという話があったので、ちょっともう一度お願いします。

○議 長（中村義則君） 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） はい、お答えさせていただきます。

まだ不納欠損につきましては、3月31日の段階で未納があった場合で、納付から2年、時効が2年ですので、2年を経過したものについて不納欠損で落とす予定となっております。

ただ、今現在まだ分納中の方がいるので、その方について、3月31日まで納付があれば、その金額を不納欠損からは除外すると、減らすというような考えでおります。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。

保険証の交付は全部されているということでもいいんですね、そういう認識で。高齢者の方のことだから、滞納されているからといって、保険証が送付されないと、即、命に関わることなので、それは十分気をつけてください。

それから、基金の活用なんですけれども、できればこういう特に今、物価が上がっていて、みんな暮らしが大変なので、県のほうに基金の活用をぜひこういうときにしてもらうように、町としての要望もお願いします。

私は終わります。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 11番、善塔です。1点だけ質問させていただきます。

国民健康保険特別会計15ページ、4款1項1目保健活動費の中の7節報償費、記念品27万円、これは健康ポイント事業にかかっていく記念品ということが前から伺っておりますけれども、毎年27万円同じ金額が計上されていますけれども、何人を見込んで計上しているのか。また、今までの目標達成者の人数が分かれば教えていただきたいと思います。

○議 長（中村義則君） 住民課長、鶴澤康子君。

○住民課長（鶴澤康子君） お答えさせていただきます。

初めに年度ごとの人数について御回答させていただきます。事業を開始した令和元年度が38人、2年度が59人、3年度118人、4年度130人、5年度150人でございます。

次に、記念品27万円につきましては、健康ポイント目標達成者数を200人と見込んで計上しております。予算額が前年度と同額との御指摘をいただきましたが、令和5年度が予定数まで達しなかったため、この予定数に今年度、5年度の達成者数が150人であったので、これに50人プラスして200人という結果が、前年度と同数となったところでございます。

今年度もポイント加算の大きい人間ドックや特定健康診査等の受診者に対して、積極的に周知と参加を呼びかけて、予定数を上回るように努めていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。27万円、本当に金額的には小っちゃいんですけれども、記念品、すごくいい記念品を出していただいているんで、本当に毎年同じ金額が何でかなと思ったんで質問させていただきました。200人を見込んでいるということなんで、このこと、来年度200人になればいいかなという思いもありますけれども、本当に令和元年度が31名だったのかな。38名か、ごめんなさい。38名だったのが5年間で、今年度150人になったということは、本当に住民課の職員の皆様の努力だと思います。また、6年度も引き続きよろしくお願いいたしますと思います。

この今年度の150名の町民の皆さんが健康づくりに頑張っているわけですが、この事業は国民健康保険の加入者のみの事業になっているので、やっぱりこれは不公平だと思います。私これ毎回、以前からずっと質問しているんですけれども、やはり公平性を考えれば、町民全員にこのポイント事業をやるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） それでは、全町民を対象としたということでございますので、私のほうから、健康づくりというところの所管課として御回答させていただきたいと思います。

健康ポイント事業の実施につきましては、健康増進を促進する手段の一つとして有効であると捉えておりますので、国民健康ポイント、国保の健康ポイント事業との内容調整や、また、県の元気ちば！チャレンジ事業との連携など、開始時期をはじめ、全町民を対象とした事業の実施に向けまして、制度設計に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。本当に全町民が健康でいてくれるのが一番なんで、本当にそういう取組も必要だと思いますので、制度設計していつてくださるみたいですので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで、特別会計予算及び事業会計予算の質疑を終わります。

これより一般会計予算、特別会計予算及び事業会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。

令和6年九十九里町予算について、反対討論を行います。

議案第3号 国民健康保険特別会計予算、議案第4号 後期高齢者特別会計予算、また、介護保険特別会計予算について、反対討論を行います。

国民健康保険会計予算の反対討論。

実際の保険料、税率は6月頃までに決まりますが、3月議会に税率改定の条例案を提出している市町村が数多くあります。24年度の保険料は23年度と比べ、給与年収400万の4人世帯は83%の市町村で値上げになり、給与年収240万の単身世帯の場合は77%の市町村が値上げとなりました。

国保の保険料は、今でも同じ年収の会社員が支払う健康保険料と比べても2倍も高いのが実態です。国保加入者の高齢化、貧困化が進む一方、国庫負担の削減、抑制を続けています。

国保料を、国保税をさらに値上げすれば、物価高騰で厳しい暮らしに追い打ちをかけることになり、国民健康保険加入者、自営業者やフリーランス、年金生活者、非正規雇用の労働者など、国民の約5人に1人に当たる2,537万人、2022年3月末の現在、が加入している公的医療保険です。

国保が都道府県化され、市町村と都道府県の共同運営との保険となりました。市区町村が

独自で行う国保税減額のための公費繰入れ、法定外繰入れを削減、廃止させ、国保税の連続大幅値上げを迫る仕掛けを今設けています。誰もが安心して、医療が受けられる国保制度を求めます。

後期高齢者医療特別会計予算の反対討論を行います。

2022年の75歳以上の医療保険料は、全国平均で1人当たり月6,472円でした。後期高齢者医療制度は当初、財源の10%、窓口負担を除いて保険料で負担し、残りを現役世代から支援金と公費で補う形でしたが、人口減少に伴う現役世代の負担増加分を、高齢者と折半する仕組みによって、75歳以上の保険料が占める財源負担率は現在11.12%と増加になり、保険料全体も年々引き上げられてきました。

厚生労働省は、これまで国庫負担割合を減らしてきたことには国は一切触れず、現行制度で現役世代の負担の伸びが大きいと、世代間対立をあおる指摘に終始しています。高齢者、現役世代の負担の伸びが大きい、あるいはそれぞれの人口動態に対処できる仕組みづくりを論点に挙げ、75歳以上の人口の増減分も加味して、保険料を決める方向を示しました。

75歳以上の人口は2030年まで増え続ける見込みです。この間、財務省は高齢者の保険料が占める負担割合が23%の介護保険制度の参考にと迫っていて、医療保険料は従来以上の引上げ幅で連続引上げとなる危険性が今、さらにあります。

厚生労働省は、保険料の所得比例部分、つまり所得割の引上げなども示しています。少ない年金が減らされ、物価の高騰、保険料額は2年ごとに改定され、医療給付の増加や後期高齢の人口増に応じて自動的に引き上がる仕組みと、今現在ではなっています。自治体の負担だけではなく、国による公的負担を強く求めます。

介護保険特別会計予算について反対討論を行います。

2024年度の介護保険制度見直しで、65歳以上の高齢者の保険料について、厚労省では、年間合計所得410万円以上で引き上げる見直し例を示しました。高齢者間での所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する必要があるなどと主張しました。

国は、所得などに応じて保険料に差を設けており、現在は原則として基準額の0.3から1.7倍の9段階に分けていますが、今回、九十九里町もこれを13段階まで細分化いたしました。

現在、最高の第9段階は合計所得320万以上ですが、この上に410万円以上を対象とした3段階に位置づけられている低所得者は、現在の0.3から0.7倍をさらに下げることでなっています。既に多くの自治体で9段階を超える多段階の保険料を設定している実態も踏まえた介護保険料の基準は、21年から23年度には全国平均で月6,014円と、制度開始の倍以上に

今、増えています。

厚労省では、原則 1 割負担の介護利用料についても、現在 2 割負担の対象拡大を求める意見が出ています。国庫負担割合の引上げと、保険料利用料の減免こそ今必要であり、求められております。

以上、令和 6 年九十九里町予算についての反対討論といたします。

○議長（中村義則君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

13 番、高橋功君。

○13 番（高橋 功君） 13 番、高橋。

それでは、議案第 2 号から第 9 号までの九十九里町各会計予算につきまして、賛成の立場で討論いたします。

我が国の経済は、コロナ禍の 3 年間を乗り越え、30 年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲など、前向きな動きが見られ、デフレから脱却し、経済の新たなステージへ移行する機会を迎えております。

しかしながら、賃金上昇は物価上昇に追いついておらず、個人消費や設備投資は依然として力強さを欠いております。このため、政府は国民の可処分所得を下支えするとともに、構造的賃上げに向けた供給力の強化を図るため、デフレ完全脱却のための総合経済対策を策定し、当面の経済財政運営に万全を期しています。

今後は、この総合経済対策の進捗に伴い、官民連携した賃上げをはじめとする所得環境の改善や企業の設備投資意欲の後押し等が相まって、民間需要主導の経済成長が見込まれています。

本町においては、コロナ禍から社会経済活動の正常化が進み、景気の回復が期待されるものの、世界的な物価高騰と世界経済の減速等による景気の下振れリスクも懸念され、歳入の根幹となる町税や国税を原資とした各種交付金など、財源の確保が不透明な状況である中、今後も公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の老朽化対策や社会保障関係経費の増加に加え、原油価格、物価高騰の影響もあり、経常経費のさらなる削減策を講じない限り、新規事業等に取り組む財源を確保することが困難な状況であり、依然として厳しい財政運営となることが予想されます。

しかしながら、令和 6 年度はまちづくりの最上位計画に位置づけられている第 5 次総合計画及び人口減少の克服と、地方創生に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略が 4 年目とな

ることから、引き続き、計画に掲げる目標を着実に達成するためには、議会と行政、さらには町民が一丸となって行政運営に取り組まなければなりません。

このような状況の中、編成された議案第2号の令和6年度九十九里町一般会計予算は、予算総額64億800万円で、前年度比8%、4億7,300万円の増額予算となっております。この増額は、ふるさと納税事業や防災施設整備事業、学校施設建設事業、学校給食費無償化事業などによるものとなっております。

歳入については、町税が14億3,370万円で、前年度比2,389万4,000円の増額で、特別交付税を含む地方交付税は21億2,500万円で、前年度比3,000万円の増額となっております。また、借金に当たる町債につきましては、前年度と比較して2億8,330万円増となっております。

歳出については、まちづくりの目標ごとに見てみますと、1つ目の活力ある産業振興と賑わいのあるまちづくりでは、農業振興として、経営開始資金補助金の新設による青年層の新規就農者の支援や真亀川左岸地域の湛水防除対策、多面的機能支払交付金による農業・農村地域の共同活動を支援する施策が盛り込まれております。

水産業振興として、片貝漁港の整備及び維持を進めるほか、漁業の活性化に向け、漁業・遊漁船振興事業に取り組むとしています。また、観光振興として、千葉県誕生150周年記念事業のフィナーレイベントが九十九里浜で実施されることに伴い、町独自の観光交流事業を開催するほか、今年度に引き続き、ビーチライフ in 九十九里町2024の開催が計画されており、九十九里町の魅力を全国に広くPRしていただくことを期待いたします。

2つ目の健やかに生き生きと暮らすまちづくりでは、生活を通じた健康づくりを推進として、子宮頸がんワクチンなど、各種ワクチンの積極的な接種の促進や東千葉メディカルセンターの安定的な医療の提供のため、看護師の養成を支援するための経費が計上されております。また、安心して子どもを産み育てられる環境づくりとして、こども園での体育教室や英語教室の充実化、民間の豊富な経験と知見を活用した学童保育事業の実施、児童手当の所得制限の廃止や支給対象年齢の引上げなどが計画されており、子育て支援のさらなる充実を期待いたします。支え合いと生きがいの地域づくりとしては、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、健康づくりや介護予防、障害福祉サービスの充実に努めるとしています。

3つ目の安全・安心に快適に暮らすまちづくりでは、災害に備える地域づくりとして、備蓄品や防災資材等を円滑に輸送でき、かつ安全に保管できる防災備蓄倉庫と併せて、津波から一時避難できる施設を併設するとしております。快適に暮らせる基盤づくりとしては、町民の日常生活に密着した橋梁・道路補修事業及び排水施設管理事業を計画的に進めること、

良好な生活環境の保全や空き家の利活用の促進を図るため、空家等対策計画を策定すること、また、移住者の住宅購入等への助成事業、移住支援や結婚新生活支援を実施し、人口減少対策に取り組むとしています。自然環境を守る地域づくりとしては、住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金を増額し、脱炭素社会を推進するとともに、九十九里沖海域の地域資源を活用した洋上風力発電事業の早期実現に努めていくとしています。

4つ目の生きる力と豊かな心を育むまちづくりでは、子供たちの生きる力を育む取組として、学校再編に係る新校舎の具体的なイメージを明確にする基本設計を策定するとしています。多様な学習機会の充実については、千葉工業大学との連携の下、くじゅうくりみらいリーダー育成事業を展開し、児童・生徒の科学的好奇心の向上に努めるほか、東金・九十九里波乗りハーフマラソンを開催し、スポーツによる交流を促進するとしています。町の将来を担う子供たちの生きる力を育むことができる教育環境が、より一層充実することを期待します。

5つ目のともに生きるつながりのまちづくりでは、ふるさと納税を推進し、地域産品の価値を高めるとともに、地域経済の活性化や未来へつながるまちづくりに取り組み、また、町民と行政が力を合わせた協働のまちづくりを推進し、効率的で効果的な行財政運営に基づくまちづくりを展開するため、第5次九十九里町総合計画の後期基本計画を策定するとしています。

以上、一般会計は町民福祉の向上のため、限られた財源の中で最大限の効果が上がるよう、細部にまで配慮された予算となっております。

議案第3号 給食事業特別会計では、子供たちの心身の健やかな成長のため、安全・安心な学校給食の提供に努めるとしております。食の安全確保を徹底していただき、適切な栄養の摂取による児童・生徒の健康の保持、増進を図る給食の提供をお願いいたします。

議案第4号 国民健康保険特別会計では、県が財政運営の責任主体となる広域化に対応した予算編成であるとしております。町民が安心して医療を受けられるよう、医療の適正化や保険税収納対策の徹底に努めるようお願いいたします。

議案第5号 後期高齢者医療特別会計では、高齢化が進む中、高齢者が安心して医療を受けられるとともに、持続可能な制度として安定的に運営できるよう、最大限の努力をお願いいたします。

議案第6号 介護保険特別会計では、本町の高齢化率は40%を超え、今後も増加が見込まれる中、高齢者が住み慣れた地域で健やかに安心して暮らすことができるよう、自立支援や

介護予防、重度化防止の取組を充実させながら、適正な事業運営を図るようお願いいたします。

議案第7号 病院事業特別会計では、東千葉メディカルセンターが高度で安全な医療を提供しながら、地域の中核病院としての使命を果たすとともに、健全な経営基盤の確立と業務運営の改善を着実に進めるよう、強く望みます。

議案第8号 農業集落排水事業会計では、供用している3地区の施設の適正な維持管理と新規加入を促進し、事業の計画的な経営基盤の強化に取り組み、水環境の保全に努めるようお願いいたします。

議案第9号 ガス事業会計においては、ガス事業の目的である安価で安定したガスの供給とガス施設の保全が図られるよう、最善の努力をお願いいたします。

以上、議案第3号から第9号までの特別会計、企業会計においても、その目的に沿った予算編成がなされております。よって、議案第2号から第9号までの新年度予算については、限りある財源を有効に活用し、人、自然、風土を力に、未来に広がる海浜文化都市九十九里の実現に向かうとともに、町民が求めているサービスを提供するための創意工夫された予算であると評価し、賛成いたします。

なお、予算の執行に際しては、効率的な執行を徹底しながら、経費の節減に努めていただくことを併せてお願いいたします。

最後に、新年度予算を審査するに当たり、資料提供や質疑に真摯に対応してくださった職員の皆さまにお礼を申し上げますとともに、議員各位の新年度予算案に対する御賛同をお願いし、賛成の討論といたします。

御清聴ありがとうございました。

○議 長（中村義則君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第2号の採決をいたします。

議案第2号 令和6年度九十九里町一般会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議 長（中村義則君） 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の採決をいたします。

議案第3号 令和6年度九十九里町給食事業特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議 長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の採決をいたします。

議案第4号 令和6年度九十九里町国民健康保険特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議 長（中村義則君） 起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の採決をいたします。

議案第5号 令和6年度九十九里町後期高齢者医療特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議 長（中村義則君） 起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の採決をいたします。

議案第6号 令和6年度九十九里町介護保険特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議 長（中村義則君） 起立多数であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の採決をいたします。

議案第7号 令和6年度九十九里町病院事業特別会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 多 数)

○議 長（中村義則君） 起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号の採決をいたします。

議案第8号 令和6年度九十九里町農業集落排水事業会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議 長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号の採決をいたします。

議案第9号 令和6年度九十九里町ガス事業会計予算を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議 長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

再開は午後1時です。

(午前11時31分)

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 零時59分)

◎日程第3 九十九里町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議 長（中村義則君） 日程第3、九十九里町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議 長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

九十九里町選挙管理委員会委員には、片貝3604番地、長野正己君、片貝6714番地、小松倉敏君、真亀4558番地1、川野宏君、栗生2327番地、篠崎友子君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した方を九十九里町選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました長野正己君、小松倉敏君、川野宏君、篠崎友子君が九十九里町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、九十九里町選挙管理委員会委員補充員には、第1順位、西野263番地、斉藤益胖君、第2順位、作田1078番地2、林章君、第3順位、片貝343番地1、清水マサ子君、第4順位、片貝3754番地3、山田誠子君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した方を九十九里町選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました斉藤益胖君、林章君、清水マサ子君、山田誠子君が九十九里町選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

◎日程第4 陳情第1号 带状疱疹予防接種費用の助成を求める陳情書

○議 長（中村義則君） 日程第4、陳情第1号 带状疱疹予防接種費用の助成を求める陳情

書についてを議題といたします。

文教民生常任委員会の審査の結果について、文教民生常任委員会委員長より報告を求めます。

文教民生常任委員会委員長、内山菊敏君。

(文教民生常任委員会委員長 内山菊敏君 登壇)

○文教民生常任委員会委員長(内山菊敏君) 10番、内山菊敏です。報告いたします。

文教民生常任委員会に付託されました带状疱疹予防接種費用の助成を求める陳情書について、陳情の趣旨及び内容について本委員会で慎重審議した結果、不採択と決定いたしましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

○議長(中村義則君) 文教民生常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○議長(中村義則君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

14番、谷川優子君。

○14番(谷川優子君) 14番、谷川です。

带状疱疹予防接種費用の助成を求める陳情について、賛成の立場から討論をいたします。

带状疱疹は子供の頃に感染する水ぼうそうの免疫力が低下することで、ウイルスの発症による病気であるとされております。日本での疫学調査では、働き盛りの50歳を過ぎた頃から急増し、80歳までに約3人に1人が発症し、ほぼ全ての日本人が発症リスクを持っている疾患であるとされています。

50歳以上を対象としたCOVID19感染と带状疱疹発症の関係性が注目されており、COVID19感染患者における带状疱疹の発症率は非感染者よりも15%高く、また、その重症度の高い入院患者における带状疱疹の発症率は21%も高くなると報告されています。

COVID19感染や带状疱疹のようなワクチンで、予防可能な疾患リスクを有する高齢者の健康を守るために、ワクチン接種などの予防対策が重要であることを言われています。また、带状疱疹は皮膚上に現れる水膨れを伴う赤い発疹と、眠れないほどの激しい痛みを伴う

疾患であるが、その合併症や後遺症も問題視されています。特に、ウイルスが神経を大きく傷つけてしまうと、皮膚の症状が治った後も痛みが続くことがあり、3か月以上続く痛みは帯状疱疹後神経痛とも呼ばれ、帯状疱疹を発症した人の約2割の方にそのような後遺症が残ると言われています。

加えて、このような帯状疱疹や合併症及び後遺症に関わる医療品に関して、薬剤費と治療費を合わせた直接治療費は、年間1人当たり平均6万2,094円とされています。特に、帯状疱疹後神経痛の後遺症が残った場合では、1人当たり平均12万7,079円とも言われています。

日本において、年間にかかる直接医療費は毎年260億円にも上るとされている。また、直接医療費のほかにも、帯状疱疹による欠勤や痛みによる労働生産性の低下による国内での損失は毎年約47億円と推計される。

このような状況において、日本では2016年に乾燥弱毒性水疱ワクチンが50歳以上の方に対する帯状疱疹の予防接種として可能になり、さらに令和2年1月には、乾燥組替え帯状疱疹ワクチンが発売され、発症リスクの高い、より幅広いニーズが対応できる環境が今整っています。

よって、負担となる医療費の抑制、労働生産性の向上を図るためにも、帯状疱疹予防接種費用の助成を求めます。また、帯状疱疹予防接種費用の助成を求める陳情についての賛成討論といたします。

○議長（中村義則君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

文教民生常任委員会委員長の報告は不採択です。

陳情第1号 帯状疱疹予防接種費用の助成を求める陳情書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（中村義則君） 起立少数であります。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午後 1時10分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

（午後 1時10分）

◎日程の追加

○議 長（中村義則君） ただいま町長、浅岡厚君より議案第32号 令和5年度九十九里町一般会計補正予算（第10号）、議案第33号 東金市道路線の認定の承諾について及び議案第34号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについてが提出されました。

議案を配付いたします。

（議案配付）

○議 長（中村義則君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。

議案第32号、議案第33号及び議案第34号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2及び追加日程第3として議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号、議案第33号及び議案第34号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2及び追加日程第3として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第32号 令和5年度九十九里町一般会計補正予算（第10号）

○議 長（中村義則君） 追加日程第1、議案第32号 令和5年度九十九里町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

議案第32号について、提案理由の説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

（提案理由説明）

○議 長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

7 番、鏈田貴俊君。

○7 番（鏈田貴俊君） 7 番、鏈田です。

ただいま御説明いただいた補正予算の中で、歳入、5 ページですけれども、国庫補助率が低下したということで、その減った理由と、あと、どの程度減った、補助率というか、それが何%から何%に減ったのか、それだけお聞かせください。

○議 長（中村義則君） まちづくり課長、作田延保君。

○まちづくり課長（作田延保君） 今回の補助につきましては、道路メンテナンス事業補助制度補助金ということで、通常であれば56.1%の補助ということになります。ただし、国にも予算がございますので、その予算の範囲内ということでございます。実際にどれだけの率で減ったのかということは計算しないと分かりませんが、1,880万4,000円の減額ということでございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第32号 令和5年度九十九里町一般会計補正予算（第10号）を原案のとおり決することと賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議 長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 議案第33号 東金市道路線の認定の承諾について

○議 長（中村義則君） 追加日程第2、議案第33号 東金市道路線の認定の承諾についてを

議題といたします。

議案第33号について、提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長、作田延保君。

(提案理由説明)

○議 長(中村義則君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(中村義則君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長(中村義則君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第33号 東金市道路線の認定の承諾についてを、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議 長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎追加日程第3 議案第34号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについて

○議 長(中村義則君) 追加日程第3、議案第34号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

議案第34号について、提案理由の説明を求めます。

町長、浅岡厚君。

(町長 浅岡 厚君 登壇)

○町 長(浅岡 厚君) 議案第34号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについての提案理由でございますが、副町長に藤原慎氏を選任するに当たり、地方自治法第162条の

規定により、議会の同意を求めるものでございます。

藤原氏は、平成9年に千葉県庁に入庁され、企業局管理部総務企画課主幹、総合企画部水政課主幹兼水道事業室長、防災危機管理部危機管理政策課副課長、総務部総務課副課長兼政策室長を務め、行政に対する高い識見と豊かな実務経験を備えております。

町の将来像、人、自然、風土が活きる海浜文化都市九十九里の実現に向け、本町が抱える様々な課題に取り組むとともに、今後さらなる発展と飛躍を目指す本町にとりましては、藤原氏が培ってきた経験は必要であり、副町長として適任であるため、選任するに当たり、議会の同意をお願いするものでございます。

○議長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第34号 副町長の選任につき議会の同意を求めることについてを、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 多 数）

○議長（中村義則君） 起立多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午後 1時25分）

○議長（中村義則君） これより再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時25分）

○議長（中村義則君） ただいま副町長に同意されました藤原慎君がお越しでございますので、ここで御挨拶をいただきたいと思います。お願いします。

（藤原 慎君 登壇）

○（藤原 慎君） 議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま御同意をいただきまして、副町長という大任を仰せつかりました藤原慎と申します。このたび副町長に任命されましたことは、大変身に余る光栄であると同時に、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

これまで県の職員として行政に携わってきた経験を生かし、浅岡町長の補佐役として、浅岡町長が所信表明の中でお示しされた4つの目標、繁栄で活気と笑顔があふれるまちづくり、教育で知性と笑顔があふれるまちづくり、安全で安心と笑顔があふれるまちづくり、健康で活力と笑顔があふれるまちづくりの実現に向け、微力ではございますが、職員の皆様と力を合わせて取り組んでまいる所存でございますので、議会の皆様におかれましては、御指導、御鞭撻のほどよろしく申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（中村義則君） ありがとうございます。

藤原慎君は4月1日付で副町長に着任いただくことになります。よろしくお願いいたします。

暫時休憩します。

（午後 1時27分）

○議長（中村義則君） これより再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時27分）

◎教育長退任の挨拶

○議長（中村義則君） ただいま教育長、藤代賢司君から発言を求められておりますので、これを許します。

教育長、藤代賢司君。

（教育長 藤代賢司君 登壇）

○教育長（藤代賢司君） 議長のお許しをいただき、一言御挨拶申し上げます。

私事ではありますが、このたび一身上の都合により教育長の職を辞することとし、町長に退職願を提出し受理されたことを御報告いたします。

令和元年10月1日に教育長を拝命し、4年と半年間、皆様方にはいろいろと御指導いただき、ありがとうございました。思い起こしてみますと、就任したときには台風が続き、大きな災害の中からのスタートでした。その後もコロナの感染拡大があり、教育現場は大変厳しい状況が続きました。

そんな中、町内の教職員からコロナの感染者が出てしまいました。今なら大きな話題とはなりませんが、当時は山武地区の学校で初めてのケースでしたので、児童への感染拡大が大いに心配されました。関係課、関係機関とぎりぎりの協議の結果、関係学年の全児童、そして、全教職員へのPCR検査を実施しました。さらには、町内に勤務している教職員へ先行してワクチン接種が実施されました。この取組は、その後の近隣教育委員会の手本になったのを覚えております。

また、そんな危機的な状況の中でも、1人1台端末や電子黒板の配置など、ICT機器の拡充が進みました。まさにピンチの中のチャンスでした。

おかげさまで九十九里町の学校現場では、他市町をリードするICT機器を活用した事業が展開されております。これもひとえに皆様方の御支援があったからこそと感謝しております。

今後も新教育長の下、九十九里町教育のますますの発展を確信しております。私も一町民として、九十九里町のために協力してまいりたいと思います。

結びに、皆様の御健勝と九十九里町のますますの御発展を祈念いたしまして、挨拶いたします。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（中村義則君） 藤代教育長、長い間御苦労さまでした。

暫時休憩します。

（午後 1時30分）

○議長（中村義則君） これより再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎日程の追加

○議 長（中村義則君） ただいま町長、浅岡厚君より議案第35号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについてが提出されました。

議案を配付します。

（議案配付）

○議 長（中村義則君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。

議案第35号を日程に追加し、追加日程第4として議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号を日程に追加し、追加日程第4として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第4 議案第35号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求める
ことについて

○議 長（中村義則君） 追加日程第4、議案第35号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

議案第35号について、提案理由の説明を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） 議案第35号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについての提案理由でございますが、教育委員会教育長藤代賢司氏から、令和5年12月19日付で令和6年3月31日をもって辞したい旨の辞職願が提出され、令和6年1月11日に開催されました第10回定例教育委員会において、辞職の同意がなされました。

このことから、新たに鈴木弘氏を教育委員会教育長に任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

鈴木氏は、昭和57年10月に小学校講師として東金市立鵜嶺小学校に赴任された後、養護学

校、中学校の教諭を務め、平成9年4月から10年間、九十九里中学校に勤務されました。その後、教頭、校長を歴任され、平成30年4月からは九十九里中学校校長として学校運営にその手腕を発揮され、九十九里町をはじめとした地域の学校教育の発展に貢献されました。

また、平成29年4月から平成30年3月まで、本町教育委員会事務局主幹として、九十九里町の教育行政の発展に御尽力いただきました。

鈴木氏は人格が高潔で、学校教育をはじめ、社会教育活動にも識見が深い人物であることから、教育長として適任であるため、任命するに当たり、議会の同意をお願いするものでございます。

○議長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第35号 教育委員会教育長の任命につき議会の同意を求めることについてを、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 多 数）

○議長（中村義則君） 起立多数であります。

よって、議案第35号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午後 1時36分）

○議長（中村義則君） これより再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時36分）

○議長（中村義則君） ただいま教育長に同意されました鈴木弘君がお越しでございますので、ここで御挨拶をいただきたいと思います。

（鈴木 弘君 登壇）

○（鈴木 弘君） こんにちは。鈴木弘と申します。ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言御礼と御挨拶を申し上げます。

初めに、私の教育長任命につきまして、町議会の御同意をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。私は、九十九里町で生まれ育ち、この町で多くのことを学びました。教職の道に進んでからも、教諭として10年、教育行政に1年、管理職として2年と、本町で務めさせていただきましたが、多くの方々のおかげで今の私があると感謝しております。これからは、少しでもふるさとである九十九里町のお役に立てればと考えております。

現在、人口の減少、少子高齢化、グローバル化、高度情報処理化など、社会の急激な変化の中で教育界に目を向けますと、国や県はじめ、各教育委員会は多くの課題を抱えながら、その課題解決に向けた教育改革が進められております。本町の教育におきましても、社会情勢の変化に対応した教育環境の整備が進められており、本職に課せられた責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

第5次九十九里町総合計画並びに九十九里町教育大綱に基づく教育施策を推し進めるため、私自身がこれまで培ってきた学校教育や社会教育の実践、経験を最大限に発揮し、本町の教育発展に全力で邁進するとともに、職責を果たしていく所存でございます。そこで子供たちの健やかな成長を願い、生きる力を育み、心身の健康と安全を図ってまいります。

また、新しい時代を見据え、未来を切り拓くとともに、世界に羽ばたく力を養うため、ICT教育の充実や語学力の向上が充実であると考えております。そして、学校、行政、家庭、地域の連携をさらに深め、子供たちのふるさとである九十九里への郷土愛を育む教育に尽力してまいります。どうぞ町議会の皆様には御指導、御助言、そして御協力を賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（中村義則君） 鈴木弘君は4月1日付で教育長に着任いただくことになります。よろしく願いいたします。

暫時休憩します。

（午後 1時40分）

○議長（中村義則君） これより再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時41分）

◎閉会の宣告

○議長（中村義則君） 以上で今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和6年第1回九十九里町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午後 1時41分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町議会議長 中 村 義 則

署 名 人 西 村 み ほ

署 名 人 細 田 一 男